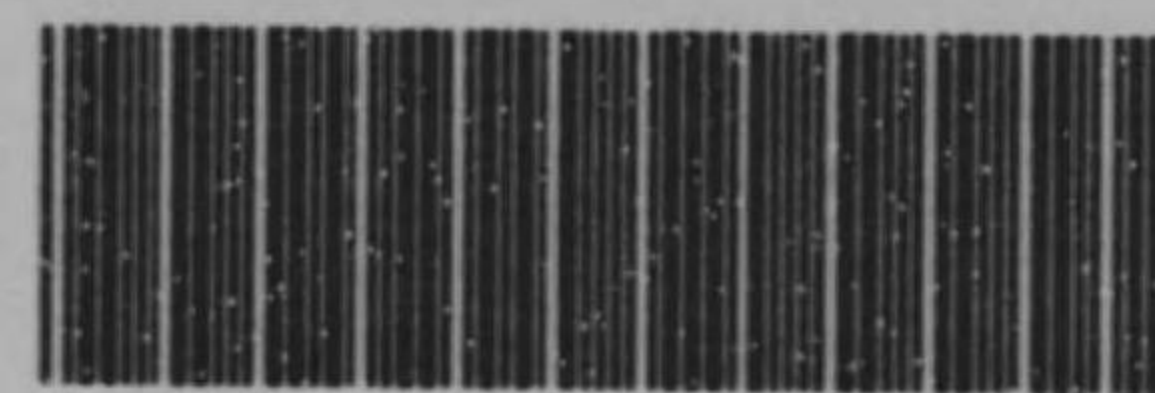


14.8

154

經濟時報

青島日本商工會議所編
第八号



0018575000

0018575-000

14.8-154

經濟時報

青島日本商工會議所・編

青島日本商工會議所

第8号

昭11

ADA

4
15

經濟時報

第八號

目次

序	一
青島鹽取引事情	二
山東羊毛に就て	二三
當地に於けるセメント需給概況	三六
青島港の貿易事情	四三
中國關稅高障壁の築造と輸入貿易に及ぼせる影響	七〇
青島港一般貿易概況	一一五
青島港對日貿易概況	一四六
青島市内卸小賣物價表	一六四
青島經濟市況	一七一
商取引紹介並調査依頼事項	一八二
關海關告示抄萃	一八六
海關金單位對銀元換算率表	二〇二

青島日本商工會議所

序

發行所寄贈本

バラマウンツの名篇に「滅びゆく民族」といふのがある、尙武の氣性に富み、自己を何人よりも卓越した人種であると信じてゐたアメリカインディアンもスペイン人、英國人、米國人と戦ひつゝやがて彼等は遂に世界の潮にどりのこされてしまつた。今ふと筆者はこの古い映畫を想起した、自己過信は何時の御代にも戒めねばならぬ。

請ふところの北支密輸問題の根本的解決策として吾が外務當局が近く國民政府に向つて關稅引下げを要求する模様である、國民政府の要人亦期待にそふべく豫め明言したとも傳へられてゐるが、恐らく實際問題としては若し將來引下げがあるとしても特に馬鹿げて高い二三の商品にのみ限られ全體の稅率引下げは有り得ないであらう。

又廣東廣南省を中心とする反蔣運動が今少し根強いものと思はれてゐたのに一たまりもなく腰砕け今日に及んでゐる情勢は、蔣氏の政體益々固く一個半個の小刀細工では到底太刀打出来るものではないことを物語つて餘りあるものであり、吾人として正しき認識の下に再出發せねばならないことを痛感せしめられる、同時にこわもてばかりが万能と云へず或は疎枝大葉に拘泥して感情的に走つて問題の解決を遷延せしめることなく、問題は破邪と顯正と兼備へて國勢の伸長がありたく、現在及將來の不幸を除去して東亞の繁榮を齎さんことを希ふものである。



青島鹽取引事情

一、青島鹽の品質

(イ)鹽色の等級

從來鹽の品質に就ては、製鹽業者並びに輸出業者間に於て單に色澤の程度により白鹽・黑鹽・並等鹽の三種に分類されたるに過ぎざるも、民國十年大港に鹽質檢定所設置せられて以後、鹽分八〇%以上のものに就き鹽色の程度により左の五等級に分類さる。

1. 上等甲鹽 純白色
2. 上等乙鹽 淡褐色
3. 並等甲鹽 褐色
4. 並等乙鹽 濃褐色
5. 等外鹽 黑褐色

而して青島鹽の產出量を等級別に視るに、其の最多數を占むるものは並等乙鹽にして、青島鹽の過半數に達し、最近五ヶ年に於ける青島鹽の等級別產出割合を平均して見るに、並等乙鹽の五三・四%を筆頭に並等甲鹽三四・四%等外一二・一%上等乙鹽の一・一%の順位にあり、上等甲鹽は未だ產出を見ない。

△青島鹽產出量檢定等級別割合表

年 度	等 級	上等乙鹽	並等甲鹽	並等乙鹽	等外鹽	計	青島鹽年產量
民國一五		一・七%	三・五%	五三・六%	二・二%	一〇〇・〇%	八二,二〇〇 吨

8.41
121

年 度	等 級	上等乙鹽	並等甲鹽	並等乙鹽	等外鹽	計	青島鹽年產量
民國一六		一・七%	三・八%	五三・九%	二・二%	一〇〇・〇%	三〇,六五〇 吨
民國一七		一・八%	四・〇%	五三・一%	一・一%	一〇〇・〇%	一七〇,三〇〇 吨
民國一八		一・九%	三・九%	五三・四%	一・〇%	一〇〇・〇%	一八〇,二〇〇 吨
民國一九		一・〇%	二・一%	五三・六%	一・三%	一〇〇・〇%	一三〇,八〇〇 吨
民國二〇		一・〇%	二・一%	五三・六%	一・三%	一〇〇・〇%	一五〇,三〇〇 吨
民國二一		一・〇%	二・一%	五三・六%	一・三%	一〇〇・〇%	一五〇,三〇〇 吨
民國二二		一・〇%	二・一%	五三・六%	一・三%	一〇〇・〇%	一五〇,三〇〇 吨
民國二三		一・〇%	二・一%	五三・六%	一・三%	一〇〇・〇%	一五〇,三〇〇 吨
民國二四		一・〇%	二・一%	五三・六%	一・三%	一〇〇・〇%	一五〇,三〇〇 吨
最近五ヶ年平均		一・一%	三・四%	五三・四%	一・一%	一〇〇・〇%	二九,四六〇 吨

(ロ)鹽の品質
品質は嚴密に之を論ずれば製鹽季節、鹽田土質の差異、製鹽方法等により其品質に差異を生ずるが、右の事項以外製鹽後の時日經過の長短に依り著しく品質に變化を來すものなり。故に各地天日製鹽の品質を比較研究するには、製鹽後同一時日同一方法を以て採取したる標本に付比較研究せらる可きなり。
品質の良否は鹽中に含有せる各種化學成分、混合物の多寡に依つて判定さるるものにして、鹽化

曹達の量多くして他の成分少きを良質とし之に反するものは劣等品に属す。

大體青島鹽の鹽質檢定は民國當局に於て鹽質檢定所を設け其の規則に依り執行されるが、陸揚鹽及輸出鹽の檢定標準は、原鹽及製鹽に就て、前記五等級に區別し、加工鹽たる粉碎鹽、洗滌鹽、粉碎洗滌鹽及精鹽は前者に比し其の質高く、通常原鹽・製鹽、の鹽化曹達含有量八〇%以上、加工鹽は八五%以上、水分の含有量は陸揚鹽は十二%以下、輸出鹽は十%以下と指定され是等の檢定に依つて合格と認められしものを日本への輸出鹽として許可される。

現任本邦に於ける食鹽の等級は其の純鹽分の割合により左の五等に分けられる。

- 一等 一九〇% 以上

二等 八五% 以上

三等 八〇% 以上

四等 七五% 以上

五等 七〇% 以上

而して右の内食料鹽には三等以上の鹽を使用し工業原料としては一等が要求される。青島鹽の純鹽分率より見ると本邦の二三等級品に屬し、理想的なる工業原料たるには相當の改良研究を必要とする。從來灣内鹽民は製鹽に於て、品質に就ては無關心にして、只管數量増加に専念せる結果年々品質低下の傾向を辿れり。殊に結晶池に於ける苦汁との混合採鹽は夾雜物の含有量を増加し、工業用として曹達製造上多大の支障を來す。凡そ青島鹽の埠頭到着當時は、水分一一一二%を含有し、鹽分も八二一八三%程度に過ぎざるも、二、三ヶ月

經過して水分の漏出により、鹽分は八四一八五%となり、五、六ヶ月經過せるものは鹽分も八七一八八%となり漸く日本向輸出され得るもので、従つて製鹽後の時日經過の多少は其の成分に重大なる影響を及ぼすものなり。此に青島鹽輸出鹽分析表より其の代表鹽たる並等鹽の鹽分を平均算出して見るに、約八六、五〇%の率を有するもので、未だ工業鹽としての資格を具有するに到らず、尤も以上の檢定せる青島鹽は何れも四ヶ月乃至六ヶ月經過のものにして、二一三ヶ月經過のものにても九一%余に止る。故に長蘆鹽の四一五年經過鹽の鹽分九四%余に比較する時聊か遜色を感じるものなり、尙長蘆に於ける現在保有鹽三十萬越近くが何れも三十四ヶ年以上の古鹽にして、青島鹽に優る良質なる事は、青島鹽の改良を余儀なからしむ

るものなり。次に青島鹽質の改良に就ては、幾多の技術的研究なされ居るも、結局採算上の問題に歸着するものにして、先づ簡單なる洗滌による鹽質の向上を計るもの現在各鹽田に見出すも、尙ほ徹底せる方策に非ず、専門家の言に依ると、先づ永裕公司の如き自己所有鹽田に對しては個別的に散在せる結晶池、蒸發池等を集中し、以て最後の結晶池に於ける苦汁と製鹽の分離を完全ならしめ、採鹽技術の統制を計り、其他永裕以外の各鹽田に對しては可能的増産を計り、而して埠頭貯鹽場に於て之が洗滌及水分の排出裝置の設備による鹽質改良が目下の青島鹽質向上への捷徑と謂はれる。

◆青島鹽輸出鹽分析表

(採鹽後三ヶ月—六ヶ月)

年度	水分	鹽化曹達	夾雜物
民國二〇年度	七、三〇	八九、五九	三、二一
等外鹽	八、九三	八七、一四	三、九三
並等鹽	七、九〇	九〇、二六	一、八四
上等鹽	七、八七	八八、二四	三、八九
民國二一年度	九、一四	八六、〇九	四、七七
並等鹽	八、二六	八六、七五	五、〇九
等外鹽	八、八三	八五、七〇	五、四七
民國二二年度	八、六四	八六、二四	五、三二
並等鹽	八、二二	八六、九七	四、九一
民國二三年度			

◆長蘆鹽分析表

年度	水分	鹽化曹達	夾雜物
民國二四年度	七、七五	八七、五二	四、七四
等外鹽	八、八二	八六、三三	四、九五
並等鹽	二、七三	九四、六四	二、六三
甲、(四ヶ年經過)	二、七三	九四、六四	二、六三
乙、(五ヶ年經過)	二、七三	九四、六四	二、六三

一、青島鹽の生産費

青島鹽の生産費に關する最近の調査無く其の正確なる數字の算出困難なるも、當地商工學會發表の膠州灣原鹽製造論に見るに、十年前調査の青島鹽生産費一噸當り一元九六仙より一元二〇仙とされて居るが、生産費の内容に就ては其の主なる費目として、工人勞銀、工人食費、鹽田修理費、器

具修理費、鹽蓋(產鹽被覆材料)鹽田稅、鹽業組合費等が掲げられる。

生産費は同一時期と雖も各鹽田の新舊、面積の大小、海岸よりの遠近、及び工人把頭技術の優劣により増減を來すもので、各鹽田に就て一概に論せられない。

右の生産費數字は十年前のものなるも、最近に於ける青島鹽輸出商公所(支那側青島鹽輸出組合)の買付値段(青島第四碼頭渡)一噸當り四元と見て、逆算的に之が生産費を算出するに、先づ鹽田より埠頭迄諸掛は、

產地より埠頭迄運賃	噸	一、〇〇
產地に於ける戎克積込費	噸	〇、三〇
製鹽業者所得利益	噸	〇、五〇
製鹽業者—輸出公所間の仲買人手數料		

計 噸 〇、七〇
噸 二、五〇

右の如く青島鹽埠頭迄諸掛費用二元五〇仙を前記青島着値段より差引くと一元五〇仙となり此れを以て生産費の標準と見る時、十年前の調査による數字と大差無きを知る。

青島鹽は海水を原料とする天日製鹽法によるもので其の原料は無限なり。天日製鹽地方の海水は三%の鹽分を含有し居り、故に九十七%の水分を蒸發して海水を濃縮し最後に結晶せしむるもので生産費の要素は勞銀となる。今之を日本の製鹽法に比較すれば日本は海水中の鹽分が十五%乃至二十一位に達する迄は砂濱法に依り、濃厚鹹水を鹽釜に入れ石炭の火力により八十五%乃至七十九%の水分を蒸發せしめるが、鹽百斤の製造に石炭

百斤余を要す状態なり。右を對照して見るに、當
 地方天日製鹽の生産費百斤が十仙—二十仙なるに
 對し日本煎熬鹽は百斤少くとも二圓以上に達する
 もので、青島鹽の生産費は本邦の約一割前後と見

事項	鹽產地	南萬河東	南萬河東
鹽田の數		1,000	4,000
產出量	噸	110,000	600,000
	斤	3,310,000	19,000,000
生產業費		42,400	46,000
全	把頭	42,400	46,000
	工人	36,400	124,000
大小工人食費		9,000	310,000
鹽田修理費		10,000	100,000
器具修理費		6,000	25,000
且鹽	蓋	28,000	24,000

られ殊に大量を要する本邦曹達工業原料として青
 島鹽の存在を其の生産費に窺ひ得る。以下に参考として當地工商學會發表の膠州灣鹽生
 産費一覽表を掲ぐ（但し十年前調査）

南萬河東	南萬河西	下崖河東	下崖河東
3,200	2,000	2,000	2,000
450,000	220,000	330,000	110,000
75,800	46,800	59,400	36,000
46,000	55,500	52,000	42,000
185,000	127,900	19,500	85,000
310,000	170,000	230,000	120,000
40,000	80,000	100,000	30,000
26,000	13,000	40,000	30,000
26,000	10,000	35,000	35,000

斗子税(鹽出税) 4,000
 鹽業組合費 2,000
 雜費 5,000
 平均合計 11,000
 市價百斤 109
 (註)鹽田敷一付は日本三町歩に當る。

14,000
 3,500
 22,000
 650,000
 1,445
 0,066
 去に於ける青島鹽價格變動を見るに、大正七年(一
 九一八年)偶々日本内地鹽の大凶作のため青島鹽
 の日本向輸出激増せる爲一時供給不足を來し一担
 に付き四〇仙—五〇仙と急騰し八年には稀有の珍
 相場を現出せり、此れは朝鮮より滿潮向輸送を企
 つるものの買廻りに依る。其後平調を保てるも、
 一九二一年には噸六元より漸次昂騰を續け、遂に
 一〇元を突破する勢を示し、同二二年に入りては

三、青島鹽の價格

日前項に於て見る如く、青島着値段を原價とする
 なら一噸に付き四元程度なるも、此れに運賃、輸
 出税其他費用等加算すると相當の價格に達する。
 青島鹽價格(青島港F、O、Bを標準とす)の變動は
 天候如何に左右される製鹽原價の變化に基くと共
 に、又需要供給の關係により著しく登降する。過

一九二二年には噸六元より漸次昂騰を續け、遂に
 一〇元を突破する勢を示し、同二二年に入りては

變動なく稍下向きとなるも尙七、八元を唱へ、三年末には一〇元四〇仙と暴騰せるも、青島遠附の結果取引緩慢となり二四年より下向き歩調にて同年七月以降五元以下に下り、二五年に入り更に三元台に暴落せり、而も二六年日華協定成立後に日本専賣局は大量の關東州鹽を購入し爲めに青島鹽の需要の減少となり其價格も二元三〇―四〇仙と低落せり、然し乍ら一九二六年民國政府の青島鹽救濟策に依る支那各地(主として長江沿岸)に新市場を許可されるや、民國各地よりの需要増加し漸く價格も回復し、二、三元より八元となり、三一年上半期には七元五〇仙下半年期には一〇元余となりたり。而して最近五ヶ年の狀勢は先づ青島鹽の對日輸出を三に區別して、第一に日本専賣局納入鹽の價格は門司倉庫渡として、百斤に付三一年度

金一圓一〇錢より三五年に至り、金一圓五八錢となり、主として銀價の昂騰に原因する。次で朝鮮向食料鹽は青島F、O、B、にして、三一年一〇元五〇より三五年八元五〇と三元の低落を示し、對日工業用鹽は全く青島F、O、B、にして三一年の一〇元五〇より三五年七元と二元五〇仙の下降を辿るが、殊に工業用鹽に就ては、爲替關係を別として近年地中海方面の良質工業鹽の日本市場進出に對抗する上に於て、又近年來増量傾向にある青島鹽の輸出促進の缺點より、工業鹽價格の低下は免れざるものなり。尙現在良質手持鹽多き長蘆地方の製鹽が低價に日本へ供給されることは、青島鹽の相場をして一層軟調を辿らしめよう。

尙三五年度本邦に於ける工業鹽輸入高より見て青島鹽一噸當り金十二圓となるが、地中海方面の

原料鹽金十三圓五〇錢に比し一圓五〇錢の安値なるも、品質に於て著るしく劣る青島鹽の精製費等を考慮する時結局地中海鹽より割高となる憾あり次に青島鹽價格に關する統計を掲ぐ。

◆ 青島鹽價格 (F、O、B青島) 一噸當り

年度	區分	最高	最低	平均
一九一八		五.〇〇	四.〇〇	四.五〇
一九一九		一三.〇〇	四.三〇	八.六五
一九二〇		七.六〇	三.〇六	五.三三
一九二一		一〇.三六	三.六〇	六.九八
一九二二		一〇.三〇	一〇.三〇	一〇.三〇
一九二三		一〇.三〇	一〇.三〇	一〇.三〇
一九二四		一〇.三〇	一〇.三〇	一〇.三〇
一九二五		一〇.三〇	一〇.三〇	一〇.三〇
一九二六		一〇.三〇	一〇.三〇	一〇.三〇
一九二七		一〇.三〇	一〇.三〇	一〇.三〇
一九二八		一〇.三〇	一〇.三〇	一〇.三〇
一九二九		一〇.三〇	一〇.三〇	一〇.三〇
一九三〇		一〇.三〇	一〇.三〇	一〇.三〇
一九三一		一〇.三〇	一〇.三〇	一〇.三〇

◆ 最近五ヶ年青島鹽輸出價格

仕向地	年度	價格
日本専賣局 門司倉庫渡 百斤	昭和六年	一、一〇
	昭和七年	一、一五
朝鮮向食料鹽 青島F、O、B 一噸	昭和六年	一〇、〇〇
	昭和七年	一〇、三〇
日本向工業鹽 青島F、O、B 一噸	昭和六年	九、〇〇
	昭和七年	九、〇〇

て皆國民政府の許可制度の下に支配せらるることになり、其取引も鹽務署指定の民國人鹽商に限らるゝ事になれり。従つて邦人としては青島鹽輸出一般協定及び臨時輸出辦法に依る日本工業家並朝鮮輸入者が、民國指定商より購買輸入するもの他は青島鹽の賣買取引に直接何等の關係を有せざるものなり。故に現在灣内製鹽者としては、舊邦人經營鹽田たる賠償鹽田の經營者たる永裕公司と、他は膠州灣沿岸在住の民國人にして、之が仲買業者及輸出業者は何れも青島在住の資産階級に屬する民國鹽商なり。

是等製鹽、仲買、輸出の三者間の取引狀況を見るに、從來の慣習としては資力ある製鹽業者は隨時自己の製鹽を青島に輸送し、自由に賣買を行ふも、資力無き製鹽者の大部分は其年の製鹽を引當

に青島在住の鹽商と契約し多きは其契約高の二分の一、尠きも三分の一内外の前借を爲し、之を以て鹽田の改修又は一家の經營に充當し、製鹽期に入りて前年の持越鹽より逐次舢板を以て青島埠頭に輸送するを常とす。

而して此取引は其現物賣買たるを、先物契約の何れたるを問はず總て大港埠頭若は小港の舢板斗量渡として行はるゝものにして、尙仲買業者が製鹽業者より引取りたる鹽を更に輸出業者に引渡す場合には次の二方法を取る。即ち一は舢板渡にして、他は貯鹽場渡なり。舢板渡の場合は仲買業者は單に形式上の取引に止り、事實は舢板渡の船頭より直接輸出業者に引渡さる、而して貯鹽場渡の場合は仲買業者に於て舢板より陸揚品種の區別を爲し、混合貯鹽の手配を終へ更に輸出業者との

問の取引に依り英噸一、六八〇斤(海關斤)の計算にて引渡を例とす。尙取引上の決算期は一ヶ年を左の三回に大別し五月五日(端午節)八月十五日(仲秋節)十二月三十一日とさる。

(ロ) 鹽商と對内外輸出

青島に於ける賣主側の系統を大別するに次の二者となる。其一は永裕鹽業股份有限公司(株式)にして、自己經營の鹽田より生産粗鹽を主として日本專賣局に食鹽を供給すると共に一面自己精鹽工場製造の精製鹽を市内及上海、南京、安慶、義昌九江、漢口、沙石方面に移出す。他は青島鹽輸出商公所にして、組合組織をなし現在、德源祥、仁成、萬玉記、復誠號、公和利、華信公司、博益號の七家によつて結成され、該公所は自由に日本に於ける曹達工業家に原料の供給をなし、又朝鮮に

對しても食料鹽の供給をなし得る。

右二者の取引方法は、永裕公司是毎年度始めに於て日本專賣局と、其年に納入する數量と價格を定め契約するものにして、日本内地に於ける手續は全て專賣局に依り代理人として、指定せられたる、三菱商事と三井物産に依り處理せらる。此の二社は毎年交代するものなり。

青島鹽輸出商公所は組合員が共同販賣をなすものにして總て組合員共同利益を得んとする方針を取り、販賣價格は通常青島港F、O、Bにて取定めらる。賣買契約は、日本工業家の代理人及朝鮮局の代理人を通じ行はれ、現在青島に於ける日本側鹽商としては次の三家なり。

- 日華鹽絲株式會社、德山曹達株式會社
- 田中國隆商店、旭硝子株式會社

大阪曹達株式会社

大日本塩業株式会社青島出張所、旭硝子株式会社、朝鮮專賣局

次で取引季節は、永裕公同は毎年四月乃至五月を普通とし、青島塩輸出商公所は、十二月乃至翌一月に契約を締結するものとす。

最近五ヶ年青島塩輸出統計

一、輸	國別	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年
日本	八六三、七四〇百斤	一、二九二、五二〇	一、三六二、七六三	一、七四〇、三六〇	一、六九〇、八三二	
	八四二、一八九元	一、三三八、八六六	一、三三二、八八二	一、四八五、七四四	一、五三二、四五六	
朝鮮	一〇九、二七二	七〇六、三〇六	九七七、四七六	三三〇、五九七	六九三、〇八七	
	二〇六、五〇〇	六七六、〇五七	九一九、一三九	二五七、四五六	六二二、二四二	
合計	九七三、〇五二	二、〇六八、八八三	二、三五〇、二四二	二、〇八四、九五七	二、三三三、九八八	
	九四八、七九〇	一、九二六、八九三	二、二四一、〇二二	一、七四三、三三九	二、二二五、七八八	

二、移

（主な仕向地は、上海、南京、蘇州、安慶、九江、漢口、沙市、岳州、常德、長沙、湘潭）

精製塩 一、四三〇百斤 一、七〇〇元

原塩 一、〇〇〇元

五、青島鹽輸送及搬出

（イ）塩田より舢板積込

膠州灣塩の集散地が青島なる爲め産塩の大部分は塩田堆塩場より舢板を以て青島埠頭迄運搬せられ、此處より更に外部各方面に輸送されるものなり。

此處に塩田より舢板繫留地迄の搬出並びに青島埠頭迄の輸送状態を見るに、先づ塩田堆塩場より塩の積込は、舢板繫留地と堆塩場との距離及其の便否に依つて異なるも、普通大筐（柳製の大籠にて

青島塩の總取引量に對する邦人取引量は次に掲げる最近五ヶ年青島塩輸移統計中移出數量を除く他全て邦人の取引に係るもので實に總取引量の九割余を占むるもので、今後其邦人間の競争買付無き限り青島塩の始り全部を取引し得るに至らん。

約百二十斤入）に塩を入れ二人にて担ひ、舢板に散積する。又距離大にして積込不便の地にあつては約百二十斤入の麻袋を用ひ、人肩にて運搬或は一輪車に積載して騾馬に曳かしむる。而して舢板には一噸二、〇〇〇斤換にて散塩の儘船艀に積込む。尙塩田より舢板積込迄の費用は其塩田の遠近積込の便否、季節等に依り差あるも先噸當四〇仙見當なり。

次に灣内輸送用の舢板は小は二、三噸積より大は十噸に及ぶも普通八噸前後のものが使用せらる

青島埠頭迄の海上運搬としては大型舢板を便とするも、蘆田地域は大部分干潟地にして、蘆田に通ずる溝筋の如き其の廣きものと雖も二、三間にすぎず上流に従つて漸次狹隘となり殊に曲折多き故に小型舢板を使用す。さればかゝる處では、二、三噸積の舢板に積込み更に沖合にて大型舢板に積替輸送をなすものとす。

此等舢板の雇入に就ては、大概舢板業者に請負はしめ自ら雇入、建造するもの尠く、此の請負運賃銀は運航距離に依り異なるも大体噸當銀七〇仙乃至一元二〇仙見當なり。

舢板に依る輸送季節は、冬期蘆田地方の結氷を見ざる限り一年を通じ輸送するも、五、六、二ヶ月は灣内の漁期に當り舢板の之に従事するもの多く従つて、七、八、九、十、の四ヶ月を以て最盛期と爲す。

す可く、十一月より翌三月に至る間は悪天候に禍され輸送に不便を感せしめる。次に灣内運搬所要時間は、蘆田より青島迄の距離最短六哩より最長十七哩なるを以て、順風な帆走により二時間前後にして到着し、逆風なる時も七時間以内にて到着可能にして、而も港灣の設備の整備せる點は如何なる風雨の場合と雖も荷役に支障を來さず、此點關東州、長蘆に比し一步長ずるもので輸送費の如きも可なり低廉なるものである。

(ロ)埠頭より外部輸送
永裕公司は契約蘆に對する輸送船の契約は二、三知人をして競争入札せしめ以て備船契約をなす其の輸送期は十月以後翌年三月末を普通とす。

青島蘆輸出商公所は毎年五月頃より輸出を始めなり。青島に於ける荷役諸掛は、苦力賃一噸當り二七仙并數量看貫料一噸五仙、其他を加へ銀四〇仙程度で、勿論之等費用は支那側輸出商の負担とし、青島F、O、B價格含まれる。次に青島、日本間貨物船輸送運賃は大體金二圓四〇錢―二圓五〇錢の開にあり、輸送距離より見て、地中海蘆、關東州蘆、長蘆より遙に低廉なるものなり。大約關東州日本間一噸二圓六〇―七〇、長蘆日本間一噸三圓二〇―三〇と謂はれる。

翌年五月迄に終るものとす。輸送船は取引契約F、O、Bに付日本工業家側の配船によるものなり。埠頭に於ける荷役状態頗る圓滑なるもので、一日の積載能力は昭和十年度記録によると最高二千二百噸最低千三百噸にして、普通日本一の輸送量は一船に就き平均三千乃至四千噸なるをもつて、埠頭に於ける荷役は少とも三日乃至二日に完了し得るものなり、此點長蘆蘆の貨物船への積込は、埠頭横付不可能にして、沖積に依り一日漸く八百噸の荷役なし得るが、三―四千噸積込には結局四日以上を費すものなり。而も沖積なるが故に天候に依る危険性並に荷役手數等長蘆蘆の外部輸送には可なり繁雜性を伴ふもので、殊に工業用蘆に必須要件たる大量且迅速、經費低廉なる輸送設備に就ては青島の右に出づるもの無き事を認むるもの

六、税率

青島蘆の税率に關しては獨乙、日本租借時代を通じ、蘆田每一付(本邦約三町步)に就き僅か年額四元を課税し、此他移出蘆に對し一担に付三仙を

徴せり、而して獨時代は輸出、採塩共に自由とし、日本時代に至り、輸出を許可制度とせり。支那の接收後は粗塩に對し、急遽毎担四〇仙を徴税したれど當時に於ける支那各地製塩場のそれと比較する時は最も輕き税率なりしも、青島製塩業者に多大の打撃を與へたり。其後一九二六年六〇仙に昇り、更に一九三一年には銀價暴落に依る外債支拂難に逢着せる爲食塩場税として外債支拂附加税三〇仙を増徴するに定め次で三二年稽核所は財政部に呈請して更に場税六〇仙増徴し、同年八月より實施せり、即ち現在青島鹽は合計毎担に付一元五〇仙を賦課することになり。而して此他魚鹽税率は毎担三〇仙にして十年來變化なく工業鹽税率は舊制度により毎担三仙なり。次で對日輸出鹽税率は一九二六年日支間の協定せる輸出

税鹽税に依る。即ち左の如し。
 日本向食用鹽税 每担 三仙
 日本向工業用鹽税 每担 六仙
 朝鮮向食用鹽税 每担 一二仙
 次に支那奥地向移出の鹽税は正税の外に軍事附加及外債附加税等を賦課され毎担合計四元以上に達するものあり、茲に青島の支那各地向鹽税を示すと左の如くなる。

地別	移出税	附加税 (每担)
河南	二、五	軍事附加一、五 外債附加〇、三
徐州	二、五	附加税一、五 外債附加〇、三
安徽	二、五	軍事附加一、五 外債附加〇、三
湖南	二、五	附加税一、五 外債附加〇、三

右の如く一担に付き四元、一噸にして六四元な

る高税率により事實上青島鹽の支那各地向進出は阻止され、此處に青島鹽不可缺的販路としての本邦市場確保に力を注ぐ所なり。

七、結 言

今後に於ける青島鹽の販路擴張の目標は一に本邦曹達工業家にして、之が原料として青島鹽のより大量供給が企圖されるもので、此れが爲品質の向上、數量の増加、價格の低減等の必要を來す。最近本邦當局の意向として、本邦に於ける食料鹽の自給主義と工業用鹽の近海供給主義の價廉厚にして、各地鹽の予想供給能力として、先づ長蘆、青島兩鹽の各三〇萬担、滿洲國鹽の一五萬担、關東州鹽の三〇萬担、台灣鹽の一五萬担なる割合とされ、此の意味に於て、本邦鹽業政策上より青島

鹽の重要性又一段と加味されるが、右システム實現には、近海各鹽の工業用鹽としての要件具備を前提とする。而して青島鹽の品質改良法としては其の手段數多あるも、鹽田に於ける生産費僅少なるを以て之が改良に多額の資本固定は經濟上實現困難なり、且又改良方法案出されるも、數百年來原始的製鹽に慣たる支那鹽民に布及亦困難にして且時日を要す。茲に於てか粉碎鹽、洗滌鹽等理想的鹽質改良法ならざるも時代の要求に生せる應急手段に過ぎず不完全ながら泥分、夾雜物を去り粉碎し細粒として一般需用にも供せられ、鹽分最高八八%程上に向上せしめ得る。尙ほ數量増加は鹽田の擴張、並びに鹽田構造改善の技術的研究に待つ可きで、價格の低減は生産過程に於ける勞力の節約、自然力、器械の應用従つて勞銀の低下、及

び捕出し埠頭間運賃の低下、及び適當有利なる協同貯蓄による貯蓄費、舢板積込費の軽減等に俟つ可きなり。

以上を要するに工業用捕の必須要件は、良質、安價、大量及運輸設備の完備なり、而して過去に於ける青島捕の傳統的聲價をより良き段階に導く

◆本邦最近五ヶ年工業用捕消費高一覽表

年度	用途	化学的薬品製造用 (主として曹達用)	人造色素 製造用	石鹼製造用	其他	計
大正元年		一七、一三〇	—	九六	—	一八、七九
大正五年		一六、一〇七	—	八〇二	—	一六、九〇九
大正十年		一〇、六四	—	一、〇六	—	一一、七〇六
昭和元年		九、七三	—	三、六七	—	一三、四〇
昭和五年		一〇、八八	—	五、〇七	—	一五、九五
昭和六年		二五、八七	—	三、二四	—	二九、一一一
昭和七年		三六、四三	—	二、九二	—	三九、三五

もの、其は右要件實現を企回する日支間の經濟的技術的提携、共同工作なり。(註青島捕の徵稅單位一担は一〇〇司碼斤にして、取引單噸(英噸)は一六八〇海關斤とされ、司碼斤に換算すると噸一六〇〇可碼斤となる數統計表示の噸(一〇〇〇斤)は一六五四海關斤、一五七四司碼斤に當る)

昭和八年	六〇七、五二	三、一三	二、二七	六四九、五〇
昭和九年	八二、五五	四、一八〇	二、二二	八四、八三

山東羊毛に就て

- 一、序
- 二、羊、羊頭數
- 三、羊毛の種類、用途、年産額
- 四、包装
- 五、取引
- 六、貿易
- 七、結論

一、序

凡そ、牧羊に必要な條件としては (一)氣候温和にして (二)濕氣少く (三)廣汎なる面積を要する等の條件が擧げられるが、我國の狀態を見るに、一として牧羊に適せりと認めらるべき條件

にて之が需要に充て来たりしも、今回の如く單に彼我貿易片質易なるが故に禁止的關稅稅率引上げも行ひ得ないであらうとの予想も見事に裏切られず、遂に通商擁護法の發動となつては彼國よりの羊毛輸入は激減する事となるであらう、さすれば之が代用品は何處に求むべきか、此處に於て地理的條件に恵まれて居る支那羊毛、殊に其の中でも重要性を有する山東羊毛に對して當然注目目が投せらるべきであらう。

二、羊

山東省の大部分は土地高燥にして一年の中七、八月の雨期とも見らるべき時季を除いては、降雨量極めて少く、一部地方を除いては地味豊沃と稱

する能はず、殊に南方山脈地方は土地瘠瘦にして牧草の如きも見らるべきもの無き状態である、只西南部黃河流域は地味豊沃、灌漑便にして牧草豐富なるが爲、此の方面は牧羊の條件に恵まれてゐる。然らば山東省に幾何の羊頭數ありやと云ふに大體百万頭内外と見らるゝも、支那側の報する所に依れば次表

◆ 山東省縣別羊飼育數

(民國廿二年支那側調查)

縣名	飼養戶數	羊頭數	縣外銷數	銷行地點
章邱	500	3,500	24,000	周村
長山	1,000	16,000	8,000	青島
濱縣	3,000	31,000		
肥城	300	25,000		
鄒縣	10,000	45,000		

贛縣	2,000	130,000	40,000	濟南
鄒城	3,500	100,000	5,000	魯北各縣
費縣	500	10,000	5,000	魯北各縣
蒙陰	800	3,000	18,800	濟南、青島
荷澤	9,300	45,000		
曹縣	2,000	15,000		
單縣	2,300	34,000	100,000	濟寧出口
城武	3,000	35,000	10,000	濟寧出口
鉅野	2,300	5,500	5,000	濟寧出口
鄆城	10,000	50,000		
完縣	2,000	2,000	1,000	銷於隣縣
館陶	5,000	40,000	8,000	銷於隣縣
高唐	3,500	12,000		
臨清	500	15,000	5,000	隣縣
武城	2,000	3,000		

邱縣	3,000	25,000	3,000	濟南
陵縣	300	3,000		
禹城	500	2,000		
東阿	5,000	3,000	5,000	濟南
鄒城	2,100	4,000	4,000	曹州、濟南
益都	2,200	18,000		
壽光	1,450	4,000	4,000	隣縣
昌邑	5,000	29,000	25,000	濰縣、青島
臨朐	9,000	45,000	10,000	青州、淄川
安邱	2,200	35,000		
其他	3,200	12,100	4,250	
合計	34,600	179,700	47,050	

の細くして、一戸當り平均八頭にして、本省に於ては、他省に於ても同様であるが羊飼育と云ふ事は、其自體を本業とするものに非ずして、氣候上

保温の爲又宗教的見地より羊肉をよく食するが故に、農業を本業とし其副業として飼育せられてゐる、而して本省に於ては、飼育方法は温暖の時期のみ野外に放牧し、寒冷の時期には舍内にて飼ふ所の所謂「半舍飼」の方法を取り、放牧に際しては山羊の剛毅性を利用し、各戸の羊を共同放牧し

山羊をして怯懦なる羊群を牧草地點へ嚮導させ、或點まで外敵をも防がせて居る、本省に於ては浙江省に於けるが如く、胎羊毛皮の採取目的及前述せる如き羊肉を目的として、成羊を盛に屠殺する悪習があるが、今にして之が對策を講ずる事無くんば、羊頭數に激減を來たすであらう。胎羊皮は山東省に於て一ヶ年約二十萬枚の產出あり、之よりして母羊と共に屠殺されるもの一ヶ年十二、三萬頭を下らざるべく、此の胎羊毛皮は濟寧附近の

もの良質にして一枚約八弗他地方產のもの約四弗大部分は天津に集合し、海外殊に米佛國其他に輸出せられ、好みの色目に染色せられ適當に裁縫し更に各國に輸出せられて居る。

三、羊毛の種類

山東羊毛と一般に稱せらるるものも、嚴密なる意味に於ては斯く稱せらるべきものに非ずして、隣境河南、河北、江蘇との交通、金融の關係よりして、此等各省の羊毛の一部分は山東省の集散地に集まり來るものにして、之等をも一括し普通山東羊毛と稱せられて居るのである。山東省に於て如何程の羊毛產出ありやと言ふに次表の如し。

羊絨	十六萬斤	羊毛	百萬斤
秋毛	二十萬斤	第一寒用毛	三十萬斤

第二寒用毛 二十萬斤

羊毛の品位は色、光澤 織度 長 柔硬 強弱 鱗片 捲縮 純毛量 不健全毛 各種夾雜物の有無、多少に依り決定せらるるが、就中織度 長 純毛量(歩留り) の三を主要項目とする、本省羊毛は死毛は割合に少なきも纖維の長さは一定して居らず、毛脂量の多少が極端に相違して居り一般に土砂の混入の多い事が目に付く、而して本省羊毛種としては、

A、羊絨 山羊の毛にして内地にてカシミヤと稱するものにして、印度、支那、西藏に産するのみにして、製品としては、シャツ、オーバー地マント地、メルトン地、婦人のショール等で青石山方面より出るもの品質良し。

B、刺毛(粗毛) 羊絨の中に或は縞、或は點々

して密生し居るものにして、羊絨手入の際手にて之を抜きとるもので、用途としては、植物性油を搾る袋の製造(英國)馬斯(洋服の心)(獨逸)製造に用ひらる、日本にては他の屑と共にフェルトとして碓子磨、クツシヨン或はカーベット原料系製造に僅に使用せらる。

C、羊毛 寒羊毛と區別して特に綿羊毛と稱して居る、支那産羊毛の殆ど全ては之に屬するもので羊毛の九〇%は米國へ向け輸出せられ、用途としてはカーベットウール製造でカーベットウールとしての良き性質を具へ米國に於けるカーベットウールの大部分は支那産羊毛である、日本にては綴通製造用として相當使用され又防寒用フェルト地の製造に着目せられてゐる。

D、碎毛 羊毛手入れの際攪り出した下等品であ

るが割高に賣れる、毛粗硬、褐色にして般通製造用に用ひらる。

E、寒羊毛 三月末より五月始めに至る期間に採るものにして

第一寒羊毛 山西、河南、河北、及本省一帯に産するものにして支那羊毛中其品質の優秀なる點に於て有名である、五十番手見當のもの過半數を占め、六十番手見當のものも少數乍ら見受けられる、濠洲ものに比し張力弱く、故にカードにかけの際切斷し使用に不適當である、毛足は三―四吋にして羊脂(Yolk)の程度の懸隔度甚し、又クラツシングの方法悪く、之は天津市場の支配下に本省羊毛があるため、天津の外國商館筋がフリースの儘買入れ、自己計劃で欲するまゝにクラツシングして輸出を行ひ又將來も行ふ爲其の方法を支那人

H、秋毛 伏毛(火毛)をも含む、之は七、八月のものにして品質は秋毛に同じ、秋毛は九、十月採集する、色褐色を帯び纖維短く、張力乏く、品質良好ならず、收毛量も春毛の八割見當と見られ、般通製造用として用ひらる。

又産地に依り、春季採集のものにて、安邱、青州、臨朐地方産を東路坐毛と稱し、新泰、萊蕪、蒙陰、沂水、泗水地方産を南路坐毛と稱す、坐毛とは、同地方の土語にして冬季を経過して春季採集すると云ふ意味である、東路坐毛は套毛より概して毛長く、細く、色白く、南路坐毛は抓毛よりも毛短く、粗にして黄味あり、之は土の關係にて黄土砂附着せる爲なりと謂ふ。曹州産のものを寒羊細毛と稱し、河北より出るものを二細毛と呼ぶ。

に教へざりしに由る。

第二寒羊毛 本品は第一寒羊毛より品質劣り、カーリング少く悪きものは羊毛と異らず、寒羊毛の用途はラシャ地製造なり。

F、套毛 所謂フリースと稱せらるるものにして器械を用ひて腹部より始めて、全體に及ぼし、その毛を一枚の毛皮の形に連續せしめる様刈り取りたる一枚の毛皮を云ふのであつて、纖維の長は四―八吋の長さに及ぶものもある、四十一―四十四番手見當であるが時に五十番手見當のものもある。

G、抓毛 散抓毛及皮抓毛の二種ありて散抓毛は活羊より捲き取るものにして、皮抓毛は羊皮より手又は鐵器により採集したもので、品質概して粗悪なる上、脂肪、土砂の混入目に付き、皮抓毛は散抓毛より品質劣る。

四、包装

包装は二枚積麻袋入又は白布袋入一梱約百斤入麻繩掛である、一枚麻袋入の場合は二個を一梱に繩掛けとして約百斤内外とす、但買入買付済のものには運搬貨車積其他の便宜上及選毛の關係にて改装し一梱百三、四十斤入に壓縮するを普通とす、羊毛の集散地に於ける稱は地方によりて種々異なる習慣が行はれて居る。

周村地方、寒羊毛封度秤百斤建(担建)其他羊毛で二十兩秤とは封度秤百斤に比し一七、五斤大きな秤即二十兩秤百斤は封度秤(邦斤)百七十五斤とす但此比率は問屋唱へで、實際は今少し少ないと思はれる。

東昌地方は十八兩百斤秤を用ふる(邦斤約一〇五

斤) 風袋は二枚續き麻袋及麻繩に對し一細分二斤(質量六一七斤)引き、アンペラ入は六斤(質量八一七斤)引き、白布は斤引き(質量五斤見當)である。

五、取引

山東羊毛は大體に於て濟南以西のものは濟南へ濟南以東のものは周村へ集貨される、周村は省内隨一の羊毛集散地であることせられ居りしも、本年度の如きは氣候不順の爲出廻遅延と、相場の上騰を見越し天津、上海の各羊毛商は全て皆直接羊毛生産地の小集散地へ出動し奥地の小毛行又は更に實際の牧羊者にまで手附金を支附ひ先買約をする爲出廻りし羊毛は随時便宜な交通機關を利用し、天津、上海市場へ直送さるゝ状態である、其他博山

青州にも集散されて居る、出廻時期は普通毛絨三月末より四月末、羊毛、寒羊毛五月中旬より六月中旬、秋毛九月中である、之等羊毛の取引は全て問屋を通じてなされるもので、此の問屋は周村に於ては、羊毛取引は全部彼等の手を経由せしめる特權を有して居る、此特權は支那官憲に一定の納金を出し、大體一ヶ年を期限とし得るものであるが期間満了の際は引續き更新さる、問屋は買賣の周旋をなし、買賣雙方より手数料として賣買値段の二、五%宛計五%を徴収する、各産地より荷主は羊毛を問屋に寄託し、即時賣捌不能の際は寄託荷に對し其の價格の半金以内の資金の融通を受け荷物販賣完了の上精算前借金に對しては、問屋に對し利息、普通一〇%以上を支拂ひ同時に販賣手數量二、五%を支拂ふ、手數量は青州、濟寧地方

では手數量二%の他に税金二%計四%を買手より收受する。

從來支那羊毛が内地業者間に嫌惡されしは、品質に一定の標準無かりし事が大なる原因であつた故に一定の標準を作る事緊急時にして、周村に於て手入れし得る最高の規格としては、

毛質	一〇〇とし
毛絨	八五%
刺毛	一五%

なるも又、毛質 毛絨 八〇% 刺毛 二〇% 程度のもも許容せられ得る、刺毛多きものは刺毛抜工程回数多くなり、爲に絨質を損傷し工場能率を減殺する故刺毛は極度に少きを要求せらる

羊毛の規格としては純毛分に比例して値段が決せらる、例へば純毛一斤八〇錢に買付ける際は、洗賃一斤四錢とすれば、純毛一斤七六錢に買付けるを要し、今歩留六五%の羊毛を買ふとすれば、 $76 \times 65\% = 49.4$ に買付けるを要す如し、現在にて手入れし得る規格

羊毛	七〇%—八〇%
砂	三〇%—二〇%
羊毛	六〇%—六五%
砂	四〇%—三五%

買付原料手入に當りては、水洗による方品質を傷めず水洗により出来るだけ砂分を除去する方よし羊絨は水洗工程に於て毛質が揉み合ひフェルトする恐れある故に水洗せぬ方を可とする。

六、貿易

山東産羊毛は青島より輸出せられた事なく、殆ど全部天津の外商の手に依り、省内各地で買集められ、天津に移出され、手入して外國に輸出されて居る、それは青島に適當の取引機關なく、遠く海外への航路に恵まれざるに依る、我國に於ては關東には需要少く、關西地方に需要せられて居る。

上海へは約五、六十萬斤天津には百四、五十萬斤移送されて居る見込で、集散地より青島、天津、上海への津浦線に依る費用を見るに(單位元) 周村より青島(三一六斤)貨車貨物扱担 〇、八〇

天津へ 四四九斤 貨車貨物扱担 一、五三
貨車小口扱担 二、三〇

三二

上海 (一、〇六五斤) 貨車貨物扱担 二、三〇
貨車小口扱担 三、六一
濟寧-青島(四四四斤) 貨車貨物扱担 一、二一
貨車小口扱担 一、八二
天津 五四六斤 貨車貨物扱担 一、四六
貨車小口扱担 二、一九
上海 八四五斤 貨車貨物扱担 一、七三
貨車小口扱担 二、七五

の如く山東羊毛は青島より輸出するを最適とする然るに前述せる如き理由に依り青島港よりの輸出には見るべきものなく最近三ヶ年間の各港及國別各國向輸出状態を見るに次の如し。

◇羊絨 (單位クイントル、銀單位)

輸出港別	國名	一九三三		一九三四		一九三五	
		數量	價格	數量	價格	數量	價格
天津	英國	二、八六八	四七〇、二五〇	五、九	九七、七五	三、三〇九	三六四、一八三
天津	獨逸	四、五	四、九九七	一、八	一四、一八〇	二、八五三	二七五、九二〇
天津	佛國	三	四、六三三	一	—	一九	二、三四四
天津	白國	—	—	四三	六、〇四六	—	—
天津	日本	六、四〇〇	一、〇四、九九〇	三、六六	五七四、八九三	五、三三八	五四八、〇六四
天津	海峽殖民地	—	—	二、三	三、五九七	—	—
天津	米國	五、四八	九二、五五	—	—	八〇	七、二八二
天津	和國	—	—	—	—	三、四九	一七、四六二
天津	其他	二、八	二、七六	—	—	—	—
天津	輸出港別	八、九八五	一、五三、九四七	四、二三三	六、九、〇二六	二、六五五	一、一八五、六八一
上海	—	四、五	六、四三三	三、四	五、六七五	二、九四	二、九、六六四
青島	—	二、〇	一、四、六七二	三、七	三、七六〇	—	—



◇羊毛 (銀單位、クイントル)

白耳義	二四	二、四七六	八八一	七、八七六	二四八	一七、三五四
佛國	五三	七、八五四	八四	八、九二二	八五四	五二、六五三
佛印度	二五	三、三二一	—	—	—	—
獨逸	一、〇五四	一〇八、九五五	四、三六六	三、四二七	八、〇四	四九、七五五
英國	七四〇	七、六六四	一、三六四	一三、四三八	九三九	七三、四八九
伊國	四六	九、三九七	五	九、一八二	二〇三	一、七二二
日本	一、一〇六	九、八七六	二、六三二	二四三、六二〇	九七	四九、五九〇
和蘭	—	—	三、九七四	二、四四、二二二	一、〇四三	六、六六一
米國	一三、四八	一一、二二〇、八〇一	一三、三〇〇	一一、一九、八五七	一八七、八五二	一三、四八九、三六
關東州	一五	一〇、〇〇〇	—	—	—	—
其他	六	六四三	七	三、三六	六三三	三、六六
計	一、三六、三六	一一、五三、八九二	一四、七三〇	一一、二六、九〇四	一九、八七三	一四、二四五、九七
輸出港別						
天	二、三、五二	一〇、一四、六三二	二五、三四六	一〇、九九、九三九	一七、三、七〇	二、六〇一、六天

上 海 二、三、五二 一、二、七、七三
 青 島 四八〇 五、四元
 其 他 一 一〇元

而して支那羊毛相場は濠洲羊毛相場に依り影響せらるゝは勿論又製品の相場に依り、銀爲替、奥地出廻量、米國の需要取引者兩者間の掛引等に依り影響せらる。

七、結 論

山東羊毛は濠洲羊毛に比し、毛質粗硬、夾雜物多く、殊に品質に一定の標準なきが故に我國業者に嫌はれ來たりし事は既述の如し。故に一定の標準を作り、又毛質に大なる影響を及ぼす管理飼育法の改善、在來種とメリノ種との交配に依る羊種の改良、及商取引の不完全に依る影響既ち羊毛

の取引方法は各地夫々の風習あり且つ取引商人は殆ど全部量目、品質に不正を計り對手を瞞着せん事に汲々として之が爲毛質を害するも介意せず斯業永遠の發展を期せざりし事等に留意せば山東羊毛も大に其の聲價を増し従つて需要の増加を來たし、重大性を増す事と思はれる。殊に我國の現状より見て、又日支經濟提携の一手段としても之等毛種の改善を圖り我國の需要に充てる事は必要であるが故に一時的の問題としてではなく、永久的な問題として、研究し改善を圖る必要があると思はれる。

當地方に於ける

セメント供給概況

生産状況
 輸入状況
 輸出状況
 運賃関税其他諸掛
 本邦品と中國品との競争關係

需要概況
 昭和六、七年以後滿洲、上海、北支の相亞ぐ動亂を餘所に獨り青島の治安はよく維持せられ、平和裡に一意専心大青島實現へ屬進しつゝあるがその建設事業の第一着手として昭和七年青島港第五埠頭（現在第三埠頭と改稱）の新設工事開始せられると共に市内外の道路整備、美化諸施設、其他

の市政府土木工事また逐次緒に着き、同時に民間側に於ても大康、公大、内外、富士其他各紡績工場の増設工事、上海豊田、同興三紡績工場及日本足袋青島工場の新設工事、支那側銀行、小工場並に一般商舖、住宅等の新築工事等最近に至る迄これ等の諸工事は近年稀有の活況を呈し、爲めにセメントの需要も必然的に非常な増加を來たして居る。即ち昭和五、六年の當地方セメントの需要高は一年一千六百万疋程度に過ぎなかつたのであるが全八年には三千七百万疋、全九年には四千二百万疋に激増し全十年も尙ほ二千七百万疋の需要高に上

つたのである。

尤も前記諸工事は昭和十年度に於て略ぼ一段落し加ふるに米國の銀買上政策實施以來中國通貨の動搖甚だしく延て中國金融界を異常に梗塞せしめ昨秋貨幣改革の斷行を見たるも依然として通貨不安を解消せしむるに至らず、中國財界の不足は益々深刻となつたため支那側民間諸工事は昨今殆ど停頓状態に陥つた觀あり、セメントの需要も最近減退の傾向を示すに至つた、然し北支政情轉換期を控ふる今日將來尙ほ當市諸建設事業の促進せらるゝは豫想に難くない所であり、諸建設に伴ふセメントの需要増加も亦大いに期待して可ならんと思惟されるのである。

生産狀況

山東省中部山岳地帯は石灰石の埋藏頗る多く、殊に濟南より西南一軒の馬鞍山及膠濟鐵路沿線の章邱、博山、淄川地方は有名なる石灰石の産地にしてこれ等の地方より産する石灰石は年二十五万噸に上る見込みであるがセメント製造工業は極めて幼稚にして豊富なる原料も利用薄にて徒らに放置され居る現状である、現在唯一のセメント工場濟南致敬洋灰工場の内容を示せば左の如く年製産高は僅に五千樽に過ぎない、

致敬洋灰工場
 所在地 山東省濟南梁家莊
 公稱資本金 銀二十萬元
 實際投資額 銀三十萬元
 經營者 華人 十六名

設備 獨逸製堅鑿、粉碎機等

一日最高生産能力 一百樽(一七〇斤入)
現在生産高 最近三ヶ年平均年五千樽

川原材料 粘土は濟南近傍一帯に豊富にしてこ
れを製煉して使用し石灰石は馬鞍山産品を使
用して居る。

販路 濟南市中を出て専ら地元需要に販
路を限定する。商標 機關車印

業務 況今年初増設計劃の噂ありたるも其の
實現難かと思はる。尙ほ同
業諸社と競争し、品質粗悪、且つ價格割高
にして、最近新セメントに壓迫され居れ
る。最近新セメントの輸入は、尙ほ
尙ほ尙ほ尙ほ尙ほ尙ほ尙ほ尙ほ尙ほ尙ほ
尙ほ尙ほ尙ほ尙ほ尙ほ尙ほ尙ほ尙ほ尙ほ

輸移入状況

當港輸移入セメント數量は昭和四年一千二百五
十萬斤、全六年一千六百七十萬斤に過ぎなかつた
が前述の如く近年當地方需要増大につれてセメン
ト輸入も頗る活況を呈し、昭和八年三千七百十
萬斤、全九年四千七百七十萬斤、全十年二千七百四十
萬斤の輸入あり、近年記録的數字を示した。

其の内、輸入外國セメントは昭和八年七百三十
萬斤、全九年千二百六十萬斤、全十年八百七十萬斤
にして總輸入數量の二割乃至三割にしか當つて
居ないが中國製セメントの移入數量は昭和八年二
千九百八十萬斤、全九年二千九百五十萬斤、全十年一
千八百七十萬斤に上り、總額の八割乃至七割を占
めて居る。而して當港に移入する中國セメントは以前は
河北省唐山啓新洋灰公司及上海泰山洋灰公司の兩

工場製品なりしも兩者販賣競争激化の結果昭和六
年兩者間に販路の協定が行はれ、爾來上海泰山製
品は當地方市場より退き、現在移入するものは
總て啓新製品の占むるところとなり、其の積出港
は天津にして昨年十一月廿六日冀東政府獨立聲明
以後之が移入の際には天津海關の統稅納稅證の添
附を必要とし然らざるものは統稅納入の如何に拘
らず、移入港海關にて統稅を再徵收することとな
つて居る。

輸入外國セメントは昭和八年蘇聯製品約三百万
斤の輸入行はれたるも其後皆無にして從來より殆
ど小野田、淺野の本邦セメント工場製品の獨占と
なつて居る。前者は大部分門司より一部同社關東
州工場製品が大連より積出され、後者は全部門司
より積出されて居たが本年は兩者とも總て門司よ
り積出されて居る。

昭和五年來の當港セメント輸移入高を示せば左
の如し。

年次	輸移入		計	
	數量	金額	數量	金額
昭和五年	五二、二六	三、八六	二六、九〇	三五〇、九七
全 六年	三、五四	一一、七五	一六、四一	三三六、六六
全 七年	二六、二五	二、七五	一八、三三	三三六、九四
全 八年	一七、二九	一、五五	一七、四〇	三五三、〇三

全 九 年 二天、八二 二七、二六〇 二九、六七〇 四七、六〇四 四七、五二 六二、七四
 全 十 年 八七、三三〇 一三〇、〇九七 一八七、四四四 三三三、二九九 二七四、七四 四三、三六

取 引 方 法

セメントの生産者及輸入業者間の取引は本邦品
 及中国品とも總て契約制度によつて行はれ、市中
 販賣は自由競争になつて居る。

建値は各社包装まち／＼にして多様に分かれ居
 るも普通本邦品の包装は二種、中国品三種にして
 左の如くである。

本邦製品
 小野田セメント 包装紙袋 内容正味量、五〇斤
 浅野セメント 包装紙袋 内容正味量、四二、五斤
 中国製品
 啓新セメント 包装 樽 内容正味量 一七〇斤

次 に 各 社 セ メント 代理店及販賣店を 示 せ ば 左 の 如
 し。

小野田セメント
 一手販賣店 三井物産青島支店 堂邑路
 販賣店 福成公司 陵縣路
 和 田 製 材 所 華陽路
 浅野セメント
 一手販賣店 浅野物産青島支店 館陶路
 代理店 山東起業株式会社 館陶路
 販賣店 和 田 商 會 木 材 株 式 會 社 青 島 支 店
 昌樂路

啓新セメント
 販賣店 群 泰 號 中山路
 益 和 昌 熱河路
 同 源 公 荷澤二路

運賃關稅其他諸掛

本邦セメントの常港輸入販賣店倉庫までの諸掛
 りを示せば左の如し。

門司青島間 船運賃 二千封度 金四、八〇
 關稅 百斤 海關金〇、八三及附加稅一〇%
 統稅 百七十斤 銀一、二〇
 これによつて五〇斤紙袋入一袋の諸掛りを算出す
 れば。

船運賃 金一〇、二七
 關稅 銀一、〇三

統 稅 銀 〇、三六
 其 他 諸 掛 銀 〇、二四
 計 約 銀 一、九〇

中国啓新セメントの運賃諸掛りを本邦品との比較
 に便ならしむるため五〇斤紙袋入として算出すれ
 ば。

天津青島間船運賃 銀 〇、〇九
 統 稅 銀 〇、三六
 其 他 諸 掛 銀 〇、二四
 計 約 銀 〇、六九

即ち本邦品の運賃其他諸掛りは約銀一元九十仙な
 るも中国品の諸掛りは六十九仙、本邦品の三割六
 分程度である。

本邦品と中國品の競争關係

本邦セメントの品質優秀なるは中國製品の到底企及し能はざるものあり、従て各々品質の優劣によつて自ら販路を分割されて居るが前述の如く當地方需要が近年非常に増加したに拘らず、本邦品の進出意の如くならず、動もすれば中國製品に販路を脅かされて居る理由の主なるものは

- 一、輸入品は百斤海關金〇・八三及附加税一〇%、即銀二元六仙の輸入税及百七十斤銀一元二十仙の統税を賦課せられ多額の負擔をなす
- 二、啓新洋灰股份有限公司は中央有力財閥と結託し居り豫て中國側に鞏固なる地盤を築いて居る。

三、中國官憲が排日貨的國產獎勵を行ひ、官營工事は勿論、其他民間諸工事に對しても支那

側土木建築業者に中國品の使用を強制し居ること（青島港第五埠頭建設工事に使用するセメントは中國製品たることを條件としたる等）特に顯著なる一例なり。

等にあるが前記の如く輸入本邦品の諸掛りが中國品に比較して過大に失し且つ中國官憲の排日貨的行爲が本邦品の賣行きを阻碍して居る實狀は輕々に看過し得ざるものがあらう。

斯くして中國製品の販路は官憲より保護伸長され、年々賣行増加の傾向にあるが本邦品の進出は非常に困難なる状態に置かれて居る現狀である。

青島港の貿易事情

一、前言

青島は一八九八年獨逸の膠州灣租借と共に翌年

既に開埠され一九〇五年の獨支條約に依つて一般

通商港とされた。獨逸の山東開發努力の結果港灣

設備完成し有望なる通商港としての青島を以て大

戦前に於ける獨逸の對支經濟活動の策源地たらし

めたのであるが一九一四年日本の管理するに及び

益々青島は繁榮し、貿易額にも隆々たる増加

の趨勢を辿つた。次で一九二二年より青島還附後

と雖も比較的排日少くその貿易發展は見る可きも

のがある。青島の背後地域に就て考へる時、現在

山東に於ては膠濟鐵路一線であるが、當港の商圏

擴張を目的とする鐵道延長計畫の着々實現機運に

到達せる今日近き將來北支一の通商港を目指す青

島港の前途たるや正に洋洋たるものがある。

二、全支、北支對外貿易

に於ける青島の地位

近時青島港對外貿易總額は全支の5%を維持し

一九三二年—三三年の兩年は上海、天津、廣東に

次で第四位となり、一九三四年に於ては終に廣東

を凌駕し、此處に上海、天津に次ぎ第三位に累進

するに至つた。而も三五年に至りては全支の6%

と前年に比し一割六分の増加を示し依然好調を續

け第三位を堅持して居る。

次に一九三四年—三五年度全支對外總貿易額と

青島の占むる地位を明にする。

一九三三年度 (銀元車)

港別	區分	順位	輸入額	輸出額	比率
全	支	一	一,〇六,九七九	五五,七三三	一〇〇,〇〇%
上海	海	一	六〇〇,四八三	二七,三〇四	五五,四二
天津	津	二	九六,六七〇	八七,七八七	五五,四二
青島	島	三	四八,四五二	一七,七三〇	一一,二九
廣東	東	四	三三,八四八	四七,二八四	五,二四
九龍	龍	五	一七,〇九七	八〇,九七六	五,二四
全支	支	一	九四,六四七	一,五〇〇,九三三	一〇〇,〇〇
上海	海	一	五七,六四八	二八八,九七三	五,〇八
天津	津	二	八五,一六〇	七六,六六八	五,〇八
青島	島	三	五,二二六	四八,五五〇	一一,二五
九龍	龍	四	七,三七〇	五,六四四	六,六五
廣東	東	五	三,七二〇	七五,九九四	五,〇六

一九三五年度

青島港對外貿易統計 (單位千元)

年度	區分	青島港輸入額	青島港輸出額	全支輸入額	全支輸出額	青島港總額	全支總額	全支對青島港總額比率
一九二五年		四,五五五	一,五〇三	六二	五〇,九六〇	一,二〇九	五,〇五五	三,八九
一九二六年		七,七五五	一,七三三	三〇	五,七四一	一,三三〇	三,二九	三,六三
一九二七年		三,九七六	一,六二〇	五	一,四三一	二,〇一九	三,〇四二	四,〇一
一九二八年		五,〇九九	一,八五五	四〇	四,九一	一,五四四	九,〇三八	三,四九
一九二九年		七,一九七	一,九六二	五九	一,五八二	二,九二八	三,五八	三,六一
一九三〇年		七,八八八	二,〇九九	六九	一,三九四	二,八八二	三,四八三	四,〇〇
一九三一年		七,〇三三	二,二五二	七四	一,四二六	二,九六三	三,六七三	四,〇〇
一九三二年		七,六四一	一,六五五	八〇	一,四八〇	二,七九〇	三,四三三	五,二八
一九三三年		七,八四一	一,三六八	八八	一,六二二	二,三三三	三,七七一	五,七〇
一九三四年		八,四八五	一,〇三六	九九	一,五五五	二,〇九一	三,七七一	五,三三
一九三五年		五,二二六	一,四六五	一〇〇	一,五五五	一,九七九	三,六〇五	六,六五

以上の如く青島港對外貿易額を全支貿易總額より見る時は、支那屈指の貿易港としての地位を確

保するものであるが、前記統計の示す如く、當港對外貿易總額は一九三一年を頂として、三二年以

來其の輸出入額は著しく衰退して居る。一九三二年度青島港對外輸出入總額に對する三二、三三、三四、三五、年の輸出入總額の減少率は夫々一三%、二三%、四六%、三二%となつて居る。即ち一九二九年末世界經濟恐慌突發以來其の影響は全世界に擴大し難て三二年に至り支那も其の洗禮に浴することになつた、従つて此れに歸因する支那經濟界の萎縮なるものが全支主要港對外貿易の全面的不振を招來せしめたものである。

次に北支對外貿易より青島港の地位を見ると、輸出入を通じ天津、青島を合して北支對外貿易總額の九〇%近くを占め事實上北支通商港を代表するもので、最近六ヶ年の統計より、輸出に於ては天津北支總輸出額の約五八%、四、青島二八%、六輸入に於ては、天津は北支總輸入額の約六〇%、九、青島二二%、三なる割合で、今後北支經濟の進展に伴ひ兩港の角逐は其等對外貿易増進に一層拍車を掛けるものであらう。

◆北支諸港輸入額 (單位千元)

年次	港名	秦皇島	%	天津	%	龍口	%	煙台	%	威海衛	%	青島	%	合計	%
一九三〇	秦皇島	九〇、九	三、六	一、三〇、三	四、七	七、〇	二、四	二、六	一、九	六、三	〇、一	七、三	二、六	一、三〇、七	一〇〇、〇
一九三一	秦皇島	一、六	六、三	一、七〇、七	六、三	〇、二	八、九	三、三	一、五	五、〇	〇、三	七、三	二、六	一、三〇、七	一〇〇、〇
一九三二	秦皇島	五、三	二、〇	一、二〇、八	四、六	一、〇	一、〇	二、一	一、四	八、七	〇、六	八、七	二、六	一、三〇、七	一〇〇、〇
一九三三	秦皇島	二、五	六、一	一、三〇、七	四、〇	一、七	七、五	三、七	一、三	七、〇	〇、六	七、〇	二、六	一、三〇、七	一〇〇、〇

一九三四	秦皇島	二、八	七、一	九六、七	三、〇	二、三	六、一	九、〇	六、〇	一、八	五、一	四、八	一、四	一、三〇、七	一〇〇、〇
一九三五	秦皇島	二、〇	八、一	八、六	〇、〇	五、八	二、九	九、一	六、六	四、五	二、三	一、三	三、六	一、三〇、七	一〇〇、〇

◆北支諸港輸出額 (單位千元)

年次	港名	秦皇島	%	天津	%	龍口	%	煙台	%	威海衛	%	青島	%	合計	%
一九三〇	秦皇島	六、四	三、一	一、三三、九	五、七	四、二	二、一	九、〇	四、三	四、九	〇、二	六、五	三、六	一、三三、九	一〇〇、〇
一九三一	秦皇島	三、五	三、二	一、二八、九	五、七	二、九	〇、二	一、六	〇、四	六、六	五、二	二、一	七、四	一、二八、九	一〇〇、〇
一九三二	秦皇島	四、七	二、九	一、二九、七	五、七	二、八	一、七	三、三	〇、八	四、〇	二、二	四、〇	二、〇	一、二九、七	一〇〇、〇
一九三三	秦皇島	三、〇	三、四	一、二八、四	五、八	一、七	一、〇	三、三	〇、八	四、〇	二、二	四、〇	二、〇	一、二八、四	一〇〇、〇
一九三四	秦皇島	六、二	三、四	一、二八、四	五、八	一、七	一、〇	三、三	〇、八	四、〇	二、二	四、〇	二、〇	一、二八、四	一〇〇、〇
一九三五	秦皇島	五、八	三、七	一、二八、四	五、八	一、七	一、〇	三、三	〇、八	四、〇	二、二	四、〇	二、〇	一、二八、四	一〇〇、〇

三、青島港國別對外貿易

今日青島港をして全支中屈指の貿易港たらしめたもの、それは青島港開拓の先驅獨逸に次で吾が國の九ヶ年に渡る青島經營に俟つ處大にして、其

の歴史的発展過程よりして當港對外貿易上に於ける日本の優越的地位を認めなければならぬ。即ち日本の青島港對外貿易總額中占むる割合は一九三三年では四八%、三四年には五二%、三五年四四五%となつて居り當港對外貿易額の半に達して

居る。日本に次で米國は三三年に於て總額の一二
 % 三四年 一一% 三五年 一三%と年々好調を辿
 り北支市場開拓に努めて居り、第三位は英國で三
 三年度は總額の九% 三四年は八% 三五年七%
 と米國に反して稍不振の傾がある。其他三五年
 度に於ける主なる取引國は和蘭の五、九% 滿洲國の
 五、一% 獨逸の四、〇% 香港の三、三% 等である
 が過去に於ける青島港對外貿易の發展が常に對日
 貿易を基調として居る以上北支の一大門戸たるに
 は常に對日貿易促進に就て重大なる關心が拂はれ
 ねばならない。

◆青島港國別對外貿易統計 (單位千元)

國別	昭和十年年度			昭和九年年度		
	輸入 比率	輸出 比率	總額 比率	輸入 比率	輸出 比率	總額 比率
日本本土	三九、一七%	三三、七二%	三六、三三%	三九、五二%	三三、八八%	三六、七〇%
朝鮮	三、七〇%	三、〇〇%	三、三五%	三、九〇%	三、〇〇%	三、四五%

國別	昭和十年年度			昭和九年年度		
	輸入 比率	輸出 比率	總額 比率	輸入 比率	輸出 比率	總額 比率
日本	一九〇九	二七%	二八%	一九一六	二七%	二八%
香港	一九一三	二七%	二八%	一九一六	二七%	二八%
獨逸	一九二二	二七%	二八%	一九二二	二七%	二八%
米國	一九二二	二七%	二八%	一九二二	二七%	二八%
英國	一九二二	二七%	二八%	一九二二	二七%	二八%
法國	一九二二	二七%	二八%	一九二二	二七%	二八%

◆青島港主要國別總貿易額比率推移

國別	昭和十年年度	昭和九年年度
全日本	三、七〇%	三、三三%
米國	三、七〇%	三、三三%
英國	三、七〇%	三、三三%
和蘭	三、七〇%	三、三三%
滿洲國	三、七〇%	三、三三%
獨逸	三、七〇%	三、三三%
佛國	三、七〇%	三、三三%
香港	三、七〇%	三、三三%
關印	三、七〇%	三、三三%
印度	三、七〇%	三、三三%
伊太利	三、七〇%	三、三三%
其他	三、七〇%	三、三三%
合計	三、七〇%	三、三三%

四、對外輸出貿易

近年當港對外貿易も聊か不振であるか、殊に輸
 出額の減少率は夫々四六%、四四%、五五%

三五%となつて居る。

輸出貿易が三二年に至り急激に衰退したのは滿洲國獨立に影響されたのであり、又其れ以後三三年に輸出額が僅か増加したのみで三四年には前年に比し一五%も減少した理由は主として、農産物價格の下落に基くのである。即ち輸出農産物價格は殆ど半値に暴落し、其他土産品價格も、これに追従したのであつて、例へば落花生、胡麻、大豆、高粱等の主要輸出品價格は一九三三年に於て既にその前年に比し四〇%乃至五〇%の低落を示したが三四年には愈々それが著しくなり落花生の價格の如き従來平均一擔に付十元以上であつたものが三二年には八元〇八に下落し、三三年八月には七元九月には六元一〇十二月には四元八〇迄低落し三四年清明節には四元台を割るに至つた程で

五〇

ある。それ故三四年は輸出價額が二五%減少したに拘らず、その輸出數量は三三年の百六萬五千噸に比し四三%餘り増加し百五十二萬四千噸となつて居る。此外輸出貿易を阻止せる重要な原因としては、海外市場の不況外國封鎖經濟政策、銀價昂騰等の事情が數へられる。即ち卵及同製品、棉實、綿糸、綿布、燐寸、鹽、石炭等三四年に於ける輸出減少は銀高による採算不引合に影響されたものであり、殊に卵及其製品は更に米國の關稅引上に禍されたことも少くない、生絲、落花生は外國の購買力減退或は人絹の壓迫によつて輸出は萎縮せざるを得なかつた。棉花の輸出減少は省内紡績工場の國產棉花使用量増加に起因するものである。而して一九三五年に至り前年の輸出不振に比し三八%増加を見たのであるが、爲替高の惡影

響大なる際にて一見了解し難きものであるが、米國に於ける棉花減産の結果たる食用植物油脂の不足は前年より引續き緩和されず、米國向生油の輸出益を激増し、更に又對歐、對日搾油原料の輸出も近年稀有の活況を呈し植物油關係農産品の輸出のみにて前年に比し約一千百五十萬元を増加するに至つたのである。其他棉花、鹽、綿糸等輸出増加等により當港三三年度輸出額は非常なる増加を示したのであるが、尙ほ三二年以前の盛況に比し相距ること遠きものがある。

五、對外輸入貿易

三三年度輸入額はその前年度分に比し二二%増加し、三三年度も僅か二%の減少に過ぎなかつたが、三四年度には終に三三%、三五年稍回復

し二五%の減少率を示すに至つた。此の輸入額が三三年に増加し、三三年に減少率が僅かであつた理由としては、此輸入額中に中南支向伸織品價額が相當含まれて居たことが挙げられ、三四年度輸入額の激減した理由としては、中南支貿易の回復、中南支よりの移入額増加、密輸入の増加、關稅引上げ、更に一般的には農民購買力減退が顯著となつたこと等が、挙げられる。次で三三年度は前年に比し一五%の増加を示して居るが、之は一つに當地方新設工場の機械類並に其等に附帶せる所要品の輸入多かりしことに歸因する。之に反して同年は銀高の影響を受けて期待されたる一般向商品の輸入は概して不振に終り、尙山東省の早魃或は黄河の大氾濫等引續く稀有の災害による農民購買力の減退並びに北支よりの低稅品入荷懸念

五二

等も一般取引を阻害せる主要なる原因である。...

六、青島港對國內移出貿易

北支の中樞をなす山東省も中南支に比して工業の發達も遅れ尙農牧業が主要産業たる域を脱し得ない結果支那にとつて山東も中南支の地方經濟的乃至植民地的存在であり國內貿易に於ても本國と植民地との關係に類したものが見られる。...

地綿布、綿糸、葉煙草、石炭の移出の増進によるもので、前記四種品目の移出額四千六百萬元に比し前年二千九百萬に比し千七百萬元の増加となり、而も前記四種品目の移出は前年移出總額の五割内外を占むる主要位置にあるもので三五年度に於ける該品目の異常なる増加は他の移出品の不振を償ひ得たものである。...

萬元を見て南支は其の約二千五百萬元(四二%)天津は約二千萬元(三三%)上海約千五百萬元(二五%)と云ふ割合である。

移入貿易に就て見るに當港移入額は三二年度五千萬元より三三年三千萬元と四割の激減を見以後三四年三千五百萬元、三五年三千萬元となつて居る。

移入の不振は山東農村の疲弊による購買力の減退を別として、移入品が移出の場合と異り主として工産品なる關係上當港輸入貿易に根強き勢力を有する邦品との競合は免れず當港移入貿易は常に對外輸入、殊に對日輸入に壓倒せられて居る感がある。

三五年度に於ける主要移入品としては綿布の七、九七九千元 棉花四、七八七千元 棉糸三、二八五千元 小麥粉一、九八六千元 砂糖一、五九三千元 米一、三二二千元 捲煙草一、二九

六千元 紙類一、二九二千元 茶一、〇九一千元 等米茶を除き何れも工産品で、其他セメント、石鹼、化學藥品、雜貨等が掲げられる。米の移入は水田に乏しい山東省としてやむを得ぬものである。移入品の仕出地としては上海を隨一とし移入額の九割を占めて居る。

以上により移出入を通じ、國內貿易が對外貿易に相匹敵して居ることは政治經濟上緊密に連絡されて居る同一國內のことであり、又支那國民經濟上國內貿易促進より必然の結果であるが當港對日貿易に取つては注目に價するものである。

要するに當港移出入貿易も山東農、畜、織、産品と上海を中心とする製造品との交換で、支那工業にとつては工業原料品の供給地である。世界經濟恐慌の來襲と同時に舊東北市場を失ひ海外市場

は閉鎖され、加ふるに銀價の上昇につれて外國工業品との競争困難となつた今日上海を中心とする支那工業が不況の裡にもその存続を許され、殊に

食料品その他雜工業ではむしろ外國品を驅逐しつゝ、あり又一面無謀な輸入税の増徴、排日等により邦品の進出は近年來絶えず支障を來して居る。

◆青島港重要貿易品

一、輸移入ノ部

品名	一九三三年度		一九三四年度		一九三五年度		主ナル仕出地		
	輸入	移出	輸入	移出	輸入	移出			
棉	三、三六六	四、五〇〇	一、三九五	三、四八二	一、六二〇	四、七六七	米、印、上海		
棉布	三、三三〇	六、二九六	二、二七二	九、一八四	二、三五三	七、九九九	日、英、米、上海		
綿糸	—	五、三三七	—	六、七九〇	—	八、三二五	上海		
卷煙	—	二、七三三	—	一、三五四	—	五、一二六	上海、天津		
石油	—	二、四八五	—	一、六八三	—	一、九四〇	米、蘭印、蘇聯		
小麦粉	—	九四八	—	一、二五二	—	一九	米、日、上海		
紙類	—	一、二九七	—	一、五五九	—	九四四	一、二九二	日、瑞典、上海	
砂糖	—	一、八四六	—	一、三三九	—	九九九	一、五九九	日、香港、ジャワ	
米	—	六、二二一	—	一、五九三	—	二、六七	一、〇〇三	三、三三	香港、朝鮮、關東州、暹羅

織物機械及其部分品

麻袋	一、三六六	二、三二	一、二〇〇	一、二〇〇	一、九五一	—	日、英、獨、佛、瑞
燐寸材料	二、二四	—	一、〇六	—	—	—	日、香港、印度
木材	一、六七六	—	一、六二二	—	一、二六	一、七三三	米、日、朝鮮
高粱	—	—	—	—	—	—	安東、大連
茶	—	一、〇一〇	—	一、六〇五	—	—	日、福州、上海
洋灰	—	—	—	—	—	—	日、蘇聯、關東州、天津
人絹	—	—	—	—	—	—	日

品名	一九三三年度		一九三四年度		一九三五年度		主ナル仕出地
	輸出	移出	輸出	移出	輸出	移出	
落花生(實)	八、〇八〇	一、四、七二	六、三三八	二、三、八〇七	一、〇、九六五	一、三、二五	日、英、獨、佛、和蘭、伊、廣東、仙頭
落花生(殻付)	一、四二二	—	七、六七	—	—	—	和蘭、獨、日、伊、米
落花生油	三、五七	五、二九八	二、九八一	四、三三五	九、六〇八	三、七四	英、米、廣東、香港、仙頭
棉糸	三、四八五	五、六六六	七、九五	四、九三	一、八六二	一、〇、七七	天津、上海、滿洲、日本
生糸	五、九九	—	四、五	—	—	—	日本

鹽	二、二四一	八元	一、七五三	四九	二、二五二	七五	日本、朝鮮
生肉	二、九四〇	四二	三、〇七一	八	二、三〇〇	六	日本、大連
葉煙草	二、三〇七	九、七二	五、〇六八	六、九五六	九、九四〇	九、八五五	上海、日本、天津、滿洲
卷煙草	一、五〇九	四七	一、五七五	一、五九	一、二七九	南支、福州	
生雞卵	八五九	四三	四六六	二、八三	一、〇七五	三、三三三	日本、大連
冷凍卵	三、九九九	九五	二、五七	七	二、五九	一、九	日、英、獨、和蘭
石炭	六二四	四、三〇八	七四	六、八四五	八、二	八、二二	上海、日、南支
牛皮	六二五	一、九	七四	八	六、四	一九	日、朝鮮、天津、上海
粟	六	五五	一〇〇	五五	一三	二七	朝鮮、香港、支那各地
麥稈	四四	三六	二六一	一三	三四	一	日、上海、朝鮮、佛、滿洲
絹軸	三	一〇	三	一	三五	一	香港、上海、大連
棉實	四三	一	四二	一	六〇	一	日、朝鮮
棉花	三三	一、二五	二	七二	一、三六	六七	日、上海、天津、芝罘
蠶	一、一九九	一、六	一、六六七	〇、五	一、二九	三	日、南支
燐	一四	一、二五	一、九七	二五	一	一	滿洲、朝鮮、中部支那

金巾及粗布	一、五七	九、三五九	〇、一〇、三七	一、八、〇六	日、朝鮮、上海	
綾木綿及細綾木綿	二、二四	一、九四	二〇	三、七九	六、三、四〇四	香港、上海

七、青島港對日貿易

青島對日貿易は輸出入貿易共第一位で殊に輸入貿易では絶體的地位を占むるもので、邦品にとり青島は安住地であつた爲め滿洲事變に起因する排日貨即ち上海、天津、其他地方の邦品ホイコットにより極度に壓縮された勢力が山東にその捌口を求め且此の地方より改めて排日諸地方に移出された爲めである。然るに邦品輸入額も日支關係の平常化と共に漸減を免れず貿易に於ける政治の偉大さを知る事が出来る。故に今後は上海、天津其他に於ける邦品との政治的諸關係を離れて獨りに青島港對日貿易の地位を向上せしむ可きである。對

日重要輸出品としては、牛肉、葉煙草、鹽、棉花、麩、綿糸、牛皮、石炭、骨粉、棉實、落花生等で農、畜、礦の原始生産品が重きをなして居る。

日本よりの重要輸入品としては、第一に加工綿織物、綿製品、次で機械器具類（主として紡績機械）金屬及鑽石、次で砂糖、雜貨、海産物、木材紙類、化學藥品及車輛、船舶等で完成品而も主として輕工業産品によつて構成されて居る。

右對日輸出入品目よりして、青島を尖端港とする山東は日本工業への原料供給地としてのみならず市場としての役割をなすことを示すのである。次に當港輸入貿易に於ける日本の競争關係を商品部門別に見ると棉花、石油の如き特殊商品並に

毛及同製品等の項目では第一位、二位を他に譲るが、其他は何れも日本が第一位であり、殊に綿布、紙、海産物、機械器具、金屬、鑽石、砂糖、雜貨等では頗る優勢で他の追隨を許さず唯車輛、船舶では佛國、獨逸、米國、英國、砂糖では香港、化

學製品、染料顏料塗料では獨逸、英國、木材では米國雜金屬製品で獨逸並に英國、米國と若干競争がある。尙金屬製品、自轉車其他雜貨等輕工業產品で近年獨逸が鋭く日本に挑戦しつつあることは注目に値する。

青島港對日主要貿易品

一、輸出ノ部 (單位千元)

品名	一九三三年度		一九三四年度		一九三五年度	
	總額	比率	總額	比率	總額	比率
青島輸出 青島對日	二,四〇〇	二四・七	三,〇七二	三〇・六	二,二五〇	二二・四
總輸出額	九,八〇〇	一〇〇%	九,940	一〇〇%	10,000	一〇〇%
青島輸出 青島對日	二,二四二	二二・九	二,七四五	二七・八	一,五三二	一五・三
總輸出額	九,800	一〇〇%	9,940	一〇〇%	10,000	一〇〇%
青島輸出 青島對日	二,二四二	二二・九	二,七四五	二七・八	一,五三二	一五・三
總輸出額	9,800	一〇〇%	9,940	一〇〇%	10,000	一〇〇%
青島輸出 青島對日	二,二四二	二二・九	二,七四五	二七・八	一,五三二	一五・三
總輸出額	9,800	一〇〇%	9,940	一〇〇%	10,000	一〇〇%

二、輸入ノ部 (單位千金單位)

品名	一九三三年度		一九三四年度		一九三五年度	
	總額	比率	總額	比率	總額	比率
青島輸入 對日	八,二二八	八二・五	九,二九二	九二・五	九,六六六	九六・六
總輸入額	9,970	一〇〇%	10,040	一〇〇%	10,000	一〇〇%
青島輸入 對日	八,二二八	八二・五	九,二九二	九二・五	九,六六六	九六・六
總輸入額	9,970	一〇〇%	10,040	一〇〇%	10,000	一〇〇%
青島輸入 對日	八,二二八	八二・五	九,二九二	九二・五	九,六六六	九六・六
總輸入額	9,970	一〇〇%	10,040	一〇〇%	10,000	一〇〇%

砂	一、九三三	一、二四七	六三	一、〇四六	五七〇	五四	一、三三一	一、〇九〇	八二
雜貨	一、九三五	一、六〇三	八三	一、六二四	一、三三二	八二	一、三二六	一、〇七六	八〇
魚介海產物	二、七九五	一、六四二	九三	一、〇六八	九五三	八九	一、二四六	一、〇六三	八五
木材	二、二五八	一、一六九	三二	一、八八一	一、〇〇三	五三	二、〇七六	九六	四八
紙書籍	一、二四四	六五	三二	一、三二六	七九二	六四	一、三二六	七九四	六四
醫藥化學製品	一、七三三	一、〇四四	五九	一、四九八	八三六	五六	一、〇六三	七五三	七一
金屬製品	七九	四三八	六〇	七九	五〇七	七二	五八五	四三一	七四
各種綿製品	四二八	四二七	九七	三〇〇	二九四	九八	三九	三四四	九九
車輛及船舶	一、八八	二七四	一〇	六〇六	二九四	四八	一、四四九	三〇一	二二
染料、顏料	二七三	一四四	五二	五二二	二二九	五八	六三三	二〇二	四二
絹及絹製品	二〇九	一〇五	九七	三九	三六	九三	二九〇	二〇〇	九〇

◆青島港對日貿易統計

年度	昭和八年	昭和九年	昭和十年
青島港對外輸入總額	七〇、八四六、〇〇〇 <small>圓元</small> 100.0%	四八、四八五、一五〇 <small>圓元</small> 100.0%	五二、三三六、三三三 <small>圓元</small> 100.0%
青島港對日本輸入總額	三三、六七二、九三二	二八、八九四、八二三	三〇、〇五七、七九八

青島港對外輸出總額	四一、六四六、五六二	一〇〇、〇	三五、二八四、八四九	一〇〇、〇	四八、五五五、〇四七	一〇〇、〇
青島港對日本輸出總額	一七、八五七、九四三	四二、五	一四、四九九、三二六	四二、四	一五、三九九、七九三	三、一
青島港對外輸出入總額	一、二、四九二、五六一	一〇〇、〇	八三、七七〇、〇三三	一〇〇、〇	九九、七七一、三三〇	一〇〇、〇
青島港對日本輸出入總額	五、五九、八七五	四六、四	四三、三九四、二二八	五二、一	四五、二九七、五七七	四三、六

◆青島港船舶出入統計

昭和八年	昭和九年	昭和十年				
青島港入港總	雙數 一、九七七	100.0%	二、〇三二	100.0%	二、〇八八	100.0%
日本船入港	雙數 八四	四、四	七四〇	三三、二	七四七	七七、二
青島港出港總	雙數 一、四〇八、二二五	四一、四	一、二七九、三〇七	三六、六	一、三〇六、二七六	三七、四
日本船出港	噸數 一、四四四、九二二	四、五	一、二七九、六七二	三六、六	一、三〇六、二七六	三七、四

八、貿易尻

先づ對外貿易に於ける貿易尻は一九三一年度二百六十九萬一千元の出超を除いては常に入超で、三二年度入超額は四七、三三八千元で、全年は輸入額七千八百萬元に對し輸出額僅に四千萬元なる状態であつた。次で三三年、三四年、三五年度入超額を三二年度の其れに比べると、夫々三八%、七三%、九四%と著しき減少率を示して居るが、殊に三五年度は二百六十八萬一千元なる近來になり少額である。三五年度當港の輸出貿易が輸入貿易より一層發展的で入超額が相對的に減少せることを知れば、それは當省經濟にとつても非常なる強味と謂はねばならない。

對國內移出入貿易に於ける貿易尻は、對外貿易の其れと反對に最近四ヶ年の貿易數字は常に出超を示して居る即ち三二年度は出超額千九百九十萬元にして未だ對外貿易入超額を補ふに至らないが、次で三三年、三四年、三五年度出超額を三二年度に比べると夫々四七%、二〇%、一一九%と著しき増加率を示し、何れも對外入超額を償つて餘りあるもので、三五年度對内外輸移出入合計して其の出超額は實に四千九十九萬元に達して居る。此の異常なる出超は全年に於ける移出易の著増と移入額の停滞によるものであるが、移出増加の大半が當地綿糸、金巾粗布類の移出増加で、此が原因としては當地紡績生産激増に反し地場消費（山東奧地隣接各省）の水災旱害の影響を受け激減し從而紡績側の滞貨累積防止策上他市場へ犠牲的移出斷行した結果である。故に移出超過増加を以て山東經

濟界の好況と連断し難きも少くとも地方經濟上移出超過の増加と、對外貿易入超額減少の傾は、當港の對外貿易國際貸借に好しき影響を與へるものであらう。

九、結言

青島港の歴史的發展過程並びに地理的環境より見て北支の門戸を目指す當港貿易の促進は先づ對日貿易よりと謂はねばならない。忽然世界經濟恐慌の深刻化と共に強化する列國の封鎖經濟政策と後進國の工業發展は、本邦輸出の大宗をなす綿糸布其他輕工業製品の輸出を困難ならしめて居る。殊に中國の無謀なる高率關稅は當地方に次の如き結果を齎して居る。

(イ) 國內品移入増加
 (ハ) 密輸入の誘發する和製織物出賣品の暴落
 (ニ) 農村疲弊の甚多する青島系米穀の減産
 以上の四項目は總て當港對日輸入貿易内容の構成に變化を來すものであらう。從來の如く輕工業製品のみとせず後進國に需要あり乍ら未だ生産に至らざる商品、例へば高級綿布、毛織物其他鐵製品機械類、化學製品、日用雜貨等が考へられるが、之が爲め本邦現工業の高級化と輕工業中心より重工業中心への轉換を必要とするもので相當時日を俟たねばならない。現在當港輸入貿易に於ける本邦品としては、外國品並びに山東土着産業產品との競争にも増して中南支工業產品との競争は激烈なもので而も邦品は一步步を退けられつゝある現狀である。麥粉の如き中南支の獨占する處にして

綿布、砂糖其他凡ゆる輕工業部門に於て着々進出の歩を進め、少からず邦品に壓力を加へつゝあるものである。此處に於て吾人は山東經濟開發が日本の手により實行されるに至れば滿洲國に於けるか如く建設財の本邦より輸入促進となり更に政治的安定經濟開發等の結果より農業の復興となり一般消費財の輸入も活潑となり本邦對青島貿易も昔日の盛況に復するものと信ずる。

次に輸出貿易に就て見るに、其の輸出品が農、畜、鑛の原始生産物によつて構成されて居る以上先づ着手さる可きは、農業技術の改良で、此れに關しては吾外務省により具體的に計畫されて居るが、農業技術の改良によつて小麦、粟、棉花の増産を計り對外需要充足に到達せしむ可きである。次で畜産であるが、牛以外に豚、羊、の飼養獎勵

に依り豚肉並びに豚毛、羊毛輸出増加を計る可きで、殊に時局柄山東羊毛の重要性を認めなければならぬ。次に最近冷凍卵の歐州向輸出活發なるに鑑み、今後一層の山東鶏卵生産増加法を農業技術の指導と共に考慮せられなければならない。此の他鑛産資源として豊富なる山東炭の輸出であるが、從來常に運輸機關の不足による輸送量の制限の結果活潑なる輸出も望めず幾多の餘力を残す状態で、今後農産、畜産品の増加に従ひ必然的に貨車の増結、支線の増設等山東の幹線たる膠濟線の運輸能率増進が研究される可きであらう。斯くて完備せる陸上運輸機關による大量なる山東物産の搬出に對し此又既に充實せる青島港埠頭に於ける海陸連絡設備を以てする時常港輸出貿易の旺盛は期して待つ可きものがある。

斯くの如く當港貿易を通じて山東經濟界の發展は、應て北支の門戸として青島を王座に導くものは、

◇昭和七年度山東省貿易額 (單位銀元)

港名	輸移出	輸移入	出超	入超
龍口	輸出 二、八四一、一〇七	輸入 一、六〇〇、七二八	一、二四〇、三七九	—
小計	輸出 二、九二二、三三九	輸入 七、〇二四、〇七四	—	四、一〇一、八三五
烟台	輸出 一三、二二〇、一三六	輸入 五、六三五、六九一	七、五七四、四四五	—
小計	輸出 九、三五二、七四三	輸入 二一、〇六一、三六〇	—	一一、七〇四、六一七
威海衛	輸出 三、五八一、八七九	輸入 二六、六九八、〇五一	—	四、一三六、一七二
小計	輸出 四、三〇三、一七四	輸入 一、四八六、八五二	二、八一六、三二二	—
青島	輸出 四、六九五、九〇七	輸入 四、七二六、六三五	—	一〇、七七一
小計	輸出 四〇〇、三〇五、六七八	輸入 八七、六四三、六八〇	—	四七、三三八、〇〇一
青島	移出 七〇、五七九、三三四	移入 五〇、六六九、五五五	一九、九〇九、七七九	—

小計	輸出	一〇、八四四、九二二	輸入	一三、三三三、二二五	出超	—	入超	二七、四八八、三〇三
合計	輸出	六〇、六六〇、〇九五	輸入	九六、三六六、九五二	出超	—	入超	三三、七〇六、八五六
總計	輸出	八三、二四五、〇三九	輸入	八一、九五五、七五三	出超	—	入超	一、二四九、二七
總計	輸出	一四三、九〇五、二四四	輸入	一七六、三六二、七〇三	出超	—	入超	三二、四五七、四五九

昭和八年度山東省貿易額 (單位銀元)

龍口	輸出	三、六三四、三九九	輸入	一、七五五、一九三	出超	一、八七九、二〇六	入超	—
小計	輸出	六、六八五、五二六	輸入	七、九九九、三三八	出超	—	入超	一、三一三、八六二
烟台	輸出	一〇、三三八、五七六	輸入	七、五五四、七六五	出超	二、七三三、八一	入超	—
小計	輸出	二二、〇六二、九〇二	輸入	二〇、〇六二、九八〇	出超	一、九九九、九二二	入超	—
威海衛	輸出	三、二五五、五七二	輸入	一、二〇一、九五九	出超	一、九五三、六一三	入超	—
小計	輸出	一、三九四、四〇九	輸入	二、九三三、四三三	出超	—	入超	一、五三八、〇二四
合計	輸出	四、五九三、九二一	輸入	四、〇九五、三九二	出超	四、四一、五二九	入超	—

青島	輸出	四一、六〇七、七〇〇	輸入	七〇、八四三、八二九	出超	—	入超	二九、二三八、一三〇
小計	輸出	六〇、三六六、九四二	輸入	三二、〇八〇、一八五	出超	二九、二八六、七五七	入超	—
合計	輸出	一〇一、九三四、六四一	輸入	一〇二、九二六、〇二四	出超	五、六一七、六一七	入超	—
總計	輸出	一三六、八六一、一〇三	輸入	一四四、六八八、四九二	出超	—	入超	四、七六七、三八九

昭和九年度山東省貿易額 (單位銀元)

龍口	輸出	三、一八一、一六六	輸入	二、三三五、五八一	出超	八三五、五八五	入超	—
小計	輸出	二、三三七、三八七	輸入	六、〇〇五、八〇〇	出超	—	入超	三、六六八、四一三
烟台	輸出	七、八五四、九五一	輸入	九、六五四、三五九	出超	—	入超	一、七九九、四〇八
小計	輸出	一〇、二一三、一三九	輸入	二一、七〇九、五〇一	出超	—	入超	一〇、四九六、三六二
合計	輸出	二〇、七二六、二四〇	輸入	三二、三六八、八六一	出超	—	入超	一〇、六四二、六二一

港名	輸出	輸入	移出	移入	出超	入超
威海衛	輸出 三,二九二,三六	輸入 一,八二四,一八五	移出 一,二四四,一六六	移入 三,二四四,五二〇	—	—
小計	輸出 三,五五六,四九四	輸入 五,〇五八,六九五	移出 三,五五六,四九四	移入 五,〇五八,六九五	—	—
青島	輸出 五五,二八四,八四九	輸入 四八,四八五,一五五	移出 五八,五六一,二〇二	移入 三四,五八三,九〇一	—	—
小計	輸出 九五,八四七,〇五一	輸入 八三,〇六九,〇五五	移出 九五,八四七,〇五一	移入 八三,〇六九,〇五五	—	—
合計	輸出 四八,六三,二九四	輸入 六二,二七九,二七九	移出 七五,〇四五,〇四四	移入 六五,五五三,七二三	—	—
總計	輸出 一三三,六五八,三三八	輸入 一三二,八四二,九九二	移出 一三三,六五八,三三八	移入 一三二,八四二,九九二	—	—
龍口	輸出 三,二二三,五七七	輸入 二,七九八,五七	移出 二,六八八,〇六六	移入 六六,三三五,七〇五	—	—
小計	輸出 五,九五,六三三	輸入 九,二四,二七二	移出 五,九五,六三三	移入 九,二四,二七二	—	—

◆昭和十年度山東省貿易額 (單位銀元)

港名	輸出	輸入	移出	移入	出超	入超
威海衛	輸出 二,九四,六七五	輸入 二,二二,二七五	移出 一,五〇,四八二	移入 四,二九,二八二	—	—
小計	輸出 四,四八,一五七	輸入 六,五〇,四五七	移出 四,四八,一五七	移入 六,五〇,四五七	—	—
青島	輸出 四八,五五,〇四七	輸入 五,二二,三三	移出 七四,五〇,六四〇	移入 三〇,八九三,四七八	—	—
小計	輸出 一三三,〇七五,六八七	輸入 八二,二九,七九一	移出 一三三,〇七五,六八七	移入 八二,二九,七九一	—	—
合計	輸出 一六二,五八四,九四〇	輸入 六二,九二五,二五四	移出 一六二,五八四,九四〇	移入 一四四,五八,八八六	—	—
總計	輸出 一三三,七四七,九六六	輸入 一三二,五七二,二四五	移出 一三三,七四七,九六六	移入 一三二,五七二,二四五	—	—
烟台	輸出 七,八五,六八一	輸入 六,六七,一九九	移出 三,五八,八〇八	移入 三,一五,五五六	—	—
小計	輸出 二〇,三三,四八九	輸入 二八,八二,七五	移出 二〇,三三,四八九	移入 二八,八二,七五	—	—

◆輸入貿易額

中國關稅高障壁の築造と 輸入貿易に及ぼせる影響

一、序

中國近年の高率關稅の設定が中國國情に適したるものに非らざることば中國沿岸隨所に頻々たる密輸入を招致したるに徴しても既に明らかなるどころであり、之が爲めに正當輸入貿易に甚だしき障礙を與へ、正當貿易業者に尠からざる迷惑を及ぼしつゝある實情は輕々に看過し得ざるものがある。

今や中國政府は密輸入防止諸取締規則を公布して密輸入の防遏に躍起たる現狀であるが根本的の解決は現行不當なる高率關稅の改正を措いて他に

無く、其の效果の程も頗る疑問無き能はざるものがあり、のみならず、今回の密輸入取締規則は徒らに枝葉末節に走つた結果、正當なる商取引に頗る煩雜なる手續きを強制し、爲めに商取引を不圓滑ならしめ財界をして不況を一層深刻化せしむるものではないかと憂慮せらるゝに至つたのである。

以下、中國關稅高障壁築造の過程を述べ其の輸入貿易に及ぼせる影響を検討して見よう。

二、中國輸入關稅引上經過

國民政府は大正十四年(一九二五年)十二月十九日北京關稅會議の結果獲得したる關稅自主權に基

き昭和四年(一九二九年)二月一日新輸入關稅率を實施したるを手始めに爾來前後六回に亘り、稅率の引上げを行ひ其の稅率は一律に従價五分なりしものが昭和十年の平均稅率は實に二割七分二厘となつた。今、中國に於ける輸入關稅高障壁構築の過程を見れば次の如くである。

大正十四年(一九二五年)十一月十九日北京關稅會議の結果關稅自主權原則承認。

昭和四年(一九二九年)二月一日關稅自主權に

基く新關稅率を實施、從來一律に従價五分なりしものが二分五厘以上の引上げとなり、七分五厘乃至二割七分五厘の稅率となつて平均稅率は八分四厘となつた。

昭和五年(一九三〇年)二月一日銀價暴落して

關稅負擔の外債及團匪賠償金の

元利支拂に支障を來たすに至つたため輸入稅を金單位にて徵收することに改む、金單位は純金六〇、一八六分とし各國との貨幣換算率を米國金〇、四〇弗、英國金一九、七二六五片、日本金〇、八〇二五圓とした、その爲めに稅率自然引上げとなつて平均稅率は一割四厘となつた。

昭和五年(一九三〇年)十二月廿九日修正輸入

稅率を公布し翌年一月一日より實施した、即ち全年五月中日關稅協定成立し綿製品、海產物、小麥粉、護謨靴、時計、魔法網、電氣機械、玩具、自轉車等の協定品以外の諸商品に對して増稅を行ひたるものにして平均稅率一割四分二厘に引上げらる。

昭和六年(一九三一年)十二月一日一全年秋長江

流域を中心とする大水災の被害頗る甚大なりし爲め之が救済策として水災救済附加税一割を賦課した、右附加税は昭和七年十二月より一部を米麥借款利子支拂に使用し、昭和八年下半年期より残餘を棉麥借款の元利償還に充當することとして保留、今日に及んで居る。

昭和八年(一九三三年)五月廿二日—中日關稅協定期間満了したるを以て改定暫行輸入稅率を公布した、尙ほ前年三月一日滿洲國稅關獨立しこれにより同年約一千五百万海關兩、又上海事變の爲め約三千三百万海關兩の收入減を來たして居り、右改訂稅率によつて關稅收入の増加を計ると共に國內産業の保護を目的に商品分類を増加して十六類八百七十二種目とし全般に亘り著しき増稅を行ひ、從來無稅で

あつた米及麥に對しても輸入稅を賦課するに至り、平均輸入稅率は一割九分七厘となる。昭和九年(一九三四年)七月二日—新輸入稅率を改訂公布し翌三日より實施したのが現行輸入稅率で現行輸入稅率は國産品保護を目的とし原棉、木材、化學藥品、人造肥料、小麥、毛織物、煙草、金屬類、機械類、食料品、奢侈品に對する稅率は之れを引上げ、綿布、綿製品、海産物類は多少引下げられたるも其の平均稅率は一割二分五厘強となる。

右の如く中國輸入關稅率は昭和四年以後數次の引上げによつて年々高率となり、殊に昭和八年以後最も甚だしきものあり、昭和九年の改訂以後に於ても一部商品に對して個々稅率適用の改正による増稅が行はれ、昭和十年の平均稅率は二割七分

二厘となり、昭和元年を一〇〇とする平均稅率指數は昭和四年二二四、昭和五年二七四、昭和六年三七一、昭和八年五一八、昭和九年六六三となり昭和十年には七一六を示すに至つたのである。

◆昭和元年以降平均稅率及指數

年 度	輸入平均稅率	全指數
昭和元年(一九二六年)	三分八厘	一〇〇
昭和二年(一九二七年)	三分三厘	九二
昭和三年(一九二八年)	三分九厘	一〇三
昭和四年(一九二九年)	八分五厘	二二四
昭和五年(一九三〇年)	一割 四厘	二七四
昭和六年(一九三一年)	一割四分一厘	三七一
昭和七年(一九三二年)	一割四分五厘	三八二
昭和八年(一九三三年)	一割九分七厘	五一八
昭和九年(一九三四年)	二割五分二厘	六六三

三、關稅引上げの影響

中國輸入關稅は前述の如く昭和八年以後特に高率に引上げられたがこれが中國の輸入貿易に如何なる影響を齎らしたか、一通り検討して見たいと思ふ。

先づ輸入貿易額を見るに昭和七年十六億五千五百萬元から全八年十三億五千八百萬元に減じ、九年及十年度には更に減じて九億二千四百萬元となつた、即ち昭和七年を一〇〇とする輸入指數は昭和十年には五六となり、其間實に四四の指數低下を示して居るのである、如斯き輸入著減は高率關稅の障壁によつて外國品の輸入を阻止し、國內産業を極力發達せしめて自給自足の目的を達

せんとする中國爲政者の方針が着々其の成果を收めつつあるの證左とも言へよう。但しこれは一面又皮相の觀察たるを免れないであらう、何となれば關稅高障壁構築の結果一般購買力を削ぎ商取引を衰退せしめたるのみならず、今や中國は南北支を初めとし中國沿岸到る處密輸入の跳梁に委ねる外なくなつて居り、近年全支に亘る密輸入額は三億數千萬元に上る見込である、斯かる金額は昨年の輸入額の實に四割内外に相當し、之が爲め正當輸入を著しく阻碍して居るのみならず、新興國內諸工業の發達にも多大の支障を來たして居るのである。

最近五ヶ年全支輸入額及輸入稅額並平均輸入稅率

年	輸入額 (千圓)	輸入稅額 (千圓)	全指數	平均輸入稅率 (%)
昭和六年	2,235,255	100	100	4.47
昭和七年	2,655,551	114.5	114.5	4.31
昭和八年	1,358,958	119.7	119.7	8.73
昭和九年	1,038,958	115.2	115.2	11.10
昭和十年	946,655	117.2	117.2	12.38

年	輸入額 (千圓)	輸入稅額 (千圓)	全指數	平均輸入稅率 (%)
七年	1,655,551	114.5	114.5	6.92
八年	1,358,958	119.7	119.7	8.73
九年	1,038,958	115.2	115.2	11.10
十年	946,655	117.2	117.2	12.38

備考 昭和七年一月上海事變、全年七月滿洲國稅關獨立。

尙ほ中國の密輸入は昨年十一月冀東防共自治政府が中國政府の軌範を脱し、獨立を宣言して逸早く低稅政策を採るや、いよゝ其だしさを加へ、本年上半期輸入貿易及關稅收入は前年同期に比較して更に三割内外を減するに至り、それがため財政上の不安を感じた中國政府は遂に本年六月密輸品輸送取締規則を公布實施し密輸入防止に躍氣となるに至つた、而して密輸入最も盛なりと思惟さるゝ砂糖、人絹糸、其他十八品種(註)に對する密輸入取締りを今までにない嚴重さを以て勵行する

更に又これを關稅收入の點から見ると、總收入の八割を占むる輸入稅額は昭和三年七千二百萬元から昭和四年自主關稅設定によつて急に増加し昭和六年三億一千四百萬元に上つたが同年を最高とし、其後逐年減少して昭和十年には二億五千萬となり、昭和六年の最高輸入稅額より約六千四百萬を減じたのである、其の間、昭和八年に行はれたる關稅高度引上げも遂に關稅增收のため何等の効を奏せず、一路收入減退を辿つた、これまた一に高率關稅設立の反動として巨額なる密輸入を誘發したるに基因するものなるはいふまでもあるまい。

如左を以てしても現行高率關稅が中國の國情に適したるものに非らずして如何に多方面に其だしき悪影響を及ぼしつゝあるか明らかになるであらう。中國關稅は形勢急變に對して如何に

註 密輸入取替品目（昭和十一年九月一日改正）
 人造絹糸、酒精、酒精を含有する酒類及飲料即ち「ビール」
 「ウキスキー」「ブランデー」「シヤムペン」「デン」「日本酒」
 各種「リキニール」「アニリン染料」自轉車及其部分品、
 長靴及短靴（全部又は主として護謨製）罐詰食品、藥品、
 針、重油（フエートエルオイル）石油「ガソリン」各種の紙
 （紙巻煙草用紙を含む）各種織物（註、輸入人絹より製造し
 たるか又は人絹を混織する中国内工場製の織物を含む）各
 種海産物（乾したるもの）（貝柱を含む）苛性曹達、砂糖、
 護謨「タイヤ」及「チューブ」各種化粧品（石鹼、化粧用
 粉末、毛髪及皮膚の化粧料を含む）

◆主要國別全支輸入高（單位千元）

年	日本	米	英	獨逸	其他	總計
昭和六年	四七、五八	一、〇〇〇	一、八六、九六	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
昭和七年	二四、三五	一、〇〇〇	一、八五、七三	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
昭和八年	二六、一〇〇	一、〇〇〇	一、八五、七三	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
昭和九年	一三、九〇	一、〇〇〇	一、八五、七三	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
昭和十年	一四、〇六	一、〇〇〇	一、八五、七三	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇

次に中國關稅引上げが各主要國輸入貿易に如何なる影響を及ぼせるか、其の概略を述べて見よう。
 左表に示す如く日本よりの輸入額は昭和六年四億四千七百万円から七、八、九年と年々減じて昭和九年には一億三千二百万円に衰退し、昭和六年を一〇〇とする輸入額指數は昭和九年三〇に低下した、全十年度は一千五百万円を恢復したるも指數は尙ほ三三にして甚だしい減退振りを示して居る

年	日本	米	英	獨逸	其他	總計
昭和六年	四七、五八	一、〇〇〇	一、八六、九六	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
昭和七年	二四、三五	一、〇〇〇	一、八五、七三	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
昭和八年	二六、一〇〇	一、〇〇〇	一、八五、七三	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
昭和九年	一三、九〇	一、〇〇〇	一、八五、七三	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇
昭和十年	一四、〇六	一、〇〇〇	一、八五、七三	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇

米國よりの輸入は昭和六年五億五千万円から年々減少の一路を辿り、昭和十年一億七千四百萬元に減じ、輸入額指數は昭和六年一〇〇から全十年三五に低下せるも尙ほ輸入額中第一位を占む、英國よりの輸入は昭和六年一億八千七百万円からこれ又年々減じ、昭和十年九千八百万円と一億元を割りたるも指數は五三を示し、日、米兩國

最も深刻に受けたのは日本であり、次で米國、英國は割合に薄く、獨逸は殆ど大したことなく好調を續けて居ることが判る、尤も日本よりの輸入品が主として綿製品、食料品、其他雜貨等の輕工業に屬するものであり、中國の關稅引上げがまたこれ等の商品を主としたので日本からの輸入貿易が最も甚だしい打撃を受けた譯でそれに滿洲事變以來の熾烈なる排日貨運動に禍いされたことも其の輸入著減の主要原因であらう。

尙ほ獨逸よりの輸入が獨り好調を持續して居る所以のものは近年獨逸の躍進的なる對外貿易進出の具象であり、中國に於ても特に金屬類、染塗料、機械工具、化學產品及藥品等は大部分獨逸より輸入されて居る。

四、青島港近年の輸入貿易

イ、概 要

青島港の輸入貿易額は昭和元年五千七百七十萬元なりしが昭和二年六千四百萬元に増加し、昭和三年濟南事變のため一時減り、五千八百萬元に低下したるも翌四年から再び急増加して昭和七年には八千七百六十萬元に上り、記録的の金額を示したのである、然るに昭和八和の關稅高度引上げは當港輸入増進の趨勢を全く挫折せしめたのみならず、輸入額は同年七千萬元、九年四千八百四十萬元、十年五千一百二十萬元に慘減し、嘗て見ざる輸入不振時代を現出するに至つたのである。

◆ 青島港輸入額及指數

昭和元年	輸入額	指數
	五七、七七五	一〇〇

昭和二年	六三、九七六	一一一
全 三年	五八、〇八九	一〇二
全 四年	七一、一九七	一二三
全 五年	七二、八六八	一二六
全 六年	七二、〇六三	一二五
全 七年	八七、六四四	一五二
全 八年	七〇、八四六	一二三
全 九年	四八、四八五	八四
全 十年	五一、二三六	八七

即、昭和元年を一〇〇とする青島港輸入額指數

は昭和七年一五二に累進したが昭和八年以後逆轉して昭和九年及十年は一〇〇を割り、八四及八七と最低指數を示した。

如斯く青島港の輸入貿易も亦高率關稅のために非常な打撃を受けた、殊に山東省及其の背後消費

市場は文化の程度が比較的低いところへ以て近年早魃、水害等度重なる天災的災害を被り、農村は極度に疲弊して居り、一般經濟力も甚だしく低下して居る、その爲めに高率關稅の負擔に耐へず、高價なる輸入品に對する購買力が著しく衰退し、一方に於ては大連を間近かに控へて北支沿岸一帯に亘る密輸入を旺んならしめ、當港輸入を一層不振ならしめて居るのである。

次に主要國別に其の輸入貿易の變遷を大要述べれば次の如くである。

日本よりの輸入は昭和七年三千万金單位、總輸入額の六三%を占めたが昭和八年一千八百三十万金單位(率五〇、四%)に減じ、昭和九年は更に減じて一千四百六十万金單位(率五九、五%)と半減し、昭和十年幾分恢復して一千

六百万金單位(率五七、五%)を示せるも昭和七年のそれに比較すれば輸入額一千四百万金單位、四割七分の減、率に於て五、五の減となり、昭和七年の輸入額を一〇〇とする日本よりの輸入指數は八年六九、九年四九と低下し、十年稍恢復して五六を示せり。

米國は青島港輸入貿易中日本に次で第二位にあるが同國よりの輸入額は昭和七年九百十八万金單位、輸入額の一九、三%なりしが昭和八年六百二十二万金單位(率一七、二%)全九年四百四万金單位(率一六、四%)全十年三百六十八万金單位(率一三、三%)と金額及率ともに年々減退し、昭和七年を一〇〇とする輸入指數は八年六八、九年四四、十年四〇と主要國中最も甚だしい低下振りを示して居る。

英國よりの輸入額は昭和七年百八十一万金單位同八年二百八十五万金單位、同九年百六十万金單位を示し、其の率も三、八%から七、九%乃至六、五%に増加して頗る好調を呈したが昭和十年には八十六万金單位(率三、二%)に急減し、輸入額指數も八年一五七から十年四七に甚だしい低下を示せり、更に香港よりの輸入も昭和七年二百三十七万金單位(率五%)から逐年激減して昭和十年には僅に二十九万金單位(率一、一%)に過ぎず、英國よりの當

港輸入貿易は全面的衰退を來たして居る。
註、昭和八年英國よりの輸入激増したるは車輛、レール其他鐵道材料及紡織機械類の輸入が多かりしに因る。
獨逸は躍進貿易を反映して當港輸入も比較的好

調を維持して居る、即ち金額は昭和七年百六十二万金單位から同九年八十一万金單位、同十年百三萬金單位と減じたるも率は三、三乃至三、四%から十年三、七%に増加した。蘭領印度よりの輸入額は昭和七年百十七萬金單位(二、五%)から全八年百七十八萬金單位(四、九%)に増加し、九年稍減じたるも十年再び増加し、百五十二萬年單位(五、五%)と

米國に次ぐ輸入額を示せり、蘭印よりの輸入は其の八、九割迄は石油、揮發油等の礦質油類である。滿洲(主として大連)よりの輸入は昭和七年三十六萬金單位に過ぎなかつたが昭和八年一躍百五萬金單位(二、九%)に増加し、其後も比較的好調を續け十年六十萬金單位(二、二%)を示せり。

◇青島港主要國別輸入額及其率

	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
日本	金單位 三〇、〇四九、五八八 % 六三、〇	金單位 二八、二九三、二九八 % 五〇、四	金單位 一四、六八九、七六七 % 五九、五	金單位 一六、〇六六、五五六 % 五七、五
米國	九、一八六、五五五 一九、三	六、三三〇、二四七 一七、二	四、〇四三、三三七 一六、四	三、六七九、〇九〇 一三、三
英國	一、八二六、三三六 三、八	二、八四四、七七三 七、九	一、六〇一、〇五七 六、五	八六〇、六四二 三、二
獨逸	一、六二八、三三六 三、四	一、二四九、五七三 三、四	八二〇、九〇八 三、三	一、〇三八、八〇八 三、七
香港	二、三三三、三三五 五、〇	七二一、八九九 二、〇	四三九、二五六 一、八	二九三、三一一 一、一

蘭印	二、二九、四〇八	二、五六一	一、七六一	五、一
滿洲	三、七〇〇	〇、七一一	一、〇五五	九、二
其他	一、二二六	八、三三三	二、三三三	四、〇八九
計	四、七三三	一、〇〇〇	三、六六六	〇、八一一

◆ 同主要國別輸入指數 (昭和七年基準)

昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
日本	一〇〇	一〇〇	一〇〇
米	一〇〇	一〇〇	一〇〇
英國	一〇〇	一〇〇	一〇〇
獨逸	一〇〇	一〇〇	一〇〇
香港	一〇〇	一〇〇	一〇〇
蘭印	一〇〇	一〇〇	一〇〇
滿洲	一〇〇	一〇〇	一〇〇
其他	一〇〇	一〇〇	一〇〇
總計	一〇〇	一〇〇	一〇〇

右表によれば日、英、米、獨の青島港輸入額指數は昭和八年英國が一五七と増大したる外、日、米、獨共何れも低下し、昭和九、十年は英國も急低下して昭和十年の指數は日本五三、米國四〇、英國四七、獨逸六四となり、米國最も顯著なる低下振りを示せり、然しながら昭和七年以後に於ける輸入減退額から高率關稅の影響を見るならば昭和八、九、十年三ヶ年の輸入平均減退額は左表の如く米國四百五十四萬金單位、英國四萬四千金單位、獨逸五十九萬五千金單位なるに對し、日本は一千三百七十萬

金單位といふ巨額なる輸入減退を示して居り、これを以てして日本が如何に高率關稅の影響を多大に被つて居るか明らかになれると思ふ。

◆ 主要國別輸入平均減退額

昭和六年輸入額	平均輸入減退額
日本	三、〇〇〇
米	一、二八六
英國	一、八二六
獨逸	一、六二六

中國關稅引上げによる當港輸入貿易の衰微は大體前述の如く著しきものがあるが更に關稅の引上げが輸入商品の夫々に如何なる影響を與へたかを品種別に検討しよう。

關稅引上げの打撃を最も深酷に被つたものは何

と言つても絹類と綿織物であらう、前者は昭和七年百三十七萬金單位の輸入ありたるものが昭和九年には僅かに三萬八千八百金單位に減じ、後者は昭和七年一千八十五萬金單位に上りしものが昭和九年には二百二十二萬金單位に慘減し、昭和十年兩者とも幾らか輸入増加せしも往年の活況には全然比較にならない衰退振りを示して居るのである、絹類の輸入減退は其の内最も金額に上る人造絹糸の輸入税が從價にして二十數割、絹織物の輸入税が同様九割程度に引上げられた結果これ等の旺んたる密輸入を招致し、爲めに正當輸入の著減を來たせしにあることは茲に屢述を要しない衆知の事實であり、綿織物の輸入減は關稅が從價にして生地類が三割、加工品が五割乃至十一割程度の高率に引上げられ、爲めに一部の密輸入が行はれた例

もあるがこれは一に右關稅引上げによつて國內製産を發達せしめたに基因するものと稱して大過なからう、昭和八年關稅引上以後に於ける當地方紡績業並織布加工業の素晴らしき發展振りも亦これを證して餘りあるものと思ふ。

次に輸入減退甚だしきものを擧ぐれば羊毛及其製品、穀類及穀粉、棉花及綿糸、木竹籐其他製品砂糖、各種綿製品等で何れも七割乃至五割の輸入減を示して居る、この内、羊毛及其製品は昭和七年三十六萬七千金單位の輸入ありたるが關稅引上げによつて毛織物の輸入稅が從價七割乃至九割といふ高率となり、昭和十年の輸入高は十二萬金單位に減じた、砂糖も白糖、角糖等は從價にして二十割見當に引上げられ、輸入高は昭和七年三百十六萬金單位から昭和九年百四萬金單位、昭和十年

百三十五萬金單位に激減した、これ等の輸入減退は何れも密輸入を招致したによることはいふ迄もない、穀類及穀粉の輸入は小麦粉に約三割の關稅を賦課して之が輸入を阻止した結果昭和七年三百七十一萬金單位から昭和九年には七十萬金單位に激減し、棉花及綿糸も關稅増徴によつて國內産品の需要を喚起し殊に綿糸は殆ど輸入皆無となり、棉花も國內産品の改良増産と相俟つて米及印棉を漸次驅逐し、昭和七年の輸入額四千四百四十萬金單位から昭和九年には百四十萬金單位に、昭和十年は爲替關係から輸入幾らが増加せしも尙ほ百六十二萬金單位を出でなかつた、木、竹、籐製品及各種綿製品等も關稅引上げによつて國內生産を増加し、輸入は何れも半減するに至つたのである、尙ほ煙草の輸入額は昭和七年十七萬一千金單位

から昭和九年三十一萬五千金單位に一時的増加を示せるも昭和十年には僅かに五萬五千金單位に減じた、これも關稅高の影響と見て差支へなからう。

前記諸品に次で輸入減退を示せるは油脂類、畜産製品及罐詰食料品、果實蔬菜類、書籍紙類、雜貨、皮革其他動物産品、酒類等にして何れも四割乃至三割の輸入減となつて居る、油脂類は昭和七年四百八十萬金單位の輸入額に上りたるが其の内七、八割を占むる石油に從價にして十二、三割に相當する關稅を設けた爲め一般消費を抵制し需要半減するに至つたので昭和十年の輸入額は二百六十三萬金單位に減じた、果實蔬菜類も密柑、林檎等に從價三十割内外の高率關稅を設け、殊に日本密柑に對し米國産オレンジと同率の不當稅金を課したるためこれ等の輸入減退から輸入額は昭和七

年の二十三萬五千金單位から和昭和十年十四萬一千金單位に激減した、書籍紙類は紙類に從價五割乃至六割程度の關稅を設けた爲めこれ又輸入著減し中にも九割以上の稅率となるライスペーパーの如きは密輸入極めて旺んに行はれ、これ等の輸入額は昭和七年百九十四萬金單位から昭和十年百二十三萬金單位に減じ、酒類も日本酒洋酒の從價八割八分から葡萄酒の三十六割といふ高關稅のため密輸入の跳梁甚だしく輸入額は昭和七年の五萬七千金單位から昭和九年には三萬金單位に減り、罐詰及食料品類、皮革製品、雜貨類の如きは關稅高から國內産品を増加し外國品の輸入を年々抑壓して居る現狀である、前掲品種の外、近年輸入漸減傾向のあるものに化學藥品、陶磁器、硝子製品、各種金屬製品、藥

材香料、金屬及礫石等があるが化學藥品は政府の
 硝磺酸の國內産品使用の露骨な奨励あり、鹽酸加
 里其他の燐寸原料も當地方燐寸工業の不振に需要
 衰退氣味あり、其他も概して活氣を欠いで居る。
 尙ほ陶磁器硝子製品の輸入減は市面不況も其一
 因をなして居るがこれ又關稅高のため一般需要
 が輸入品よりも國內産の極割安品に向つて居るこ
 とを示して居るのであり、この傾向は輕視し得な
 いものがあらう。

如上は昭和八年關稅引上以後輸入減退を來たせ
 る品種であるが關稅障壁を突破して輸入増加して
 居るものも少くない、即ち、麻製品、車輛類、機

織類はその最も顯著なるものにして木材、石粘土
 魚介海産物、染塗料等例れも相當の増加を見せて
 居る、尤も魚介海産物の輸入増加は當地邦人水産
 組合の發展によつて其の漁獲鮮魚が大量入荷せら
 れる爲めで本邦より輸入される昆布、鹽魚、其他
 乾物類は高關稅障壁に阻けられて漸減し、就中海
 參、貝柱等は密輸入旺んに行はれ、一般需要増加
 の割合に正當輸入は増加して居ない、機械及木材
 石粘土、塗料等建築材料の輸入増加は當地方工業
 方面の發展を示唆するものあり、關稅引上以來の
 新現象として特に重視せらるゝところである。

◆青島港最近四年品別輸入額及全指數

(輸入額は金單位にて表示す)

○輸入減退最顯著なるもの

品名	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
絹及絹製品	金額 一、三二、八七七	二〇八、六四〇	三六、八八元	二八九、八三三
綿織物	金額 一〇、八七、六八八	六、五二、五三三	二、二四、五二六	二、六四、五九三
煙草	金額 一七、三、三〇八	一、七、七七七	一三五、九六六	一、五、三〇一
羊毛及其製品	金額 三、七、一三〇	三六、一〇九	二四五、六七〇	二一〇、八六六
穀類及穀粉	金額 三、七二、〇三六	三、二九、九七七	七四、〇四七	一、三〇、八七七
棉花、綿糸及綿縫糸	金額 四、四、五、九七七	三、三九、八六二	一、四〇、〇四三	一、六七、一八七
指數	100	100	100	100

木、竹、藤、椰子皮、纖維、葉及其他製品

金額 四八、三九
指數 一〇〇

三〇一、七〇七 二二一、三〇八 一八九、一四一

砂糖

金額 三、一六八、八八三
指數 一〇〇

一、九三三、三〇〇 一、〇四六、二〇八 一、三五一、三三三

各種綿製品

金額 七四、二八一
指數 一〇〇

四八、三三四 三〇〇、三九二 三〇八、五七一

○前項に次ぎ輸入減退顯著なるもの

蠟燭、石鹼、油、脂肪

金額 四、八〇三、二八七
指數 一〇〇

三、一九〇、四九五 二、五九九、一六五 二、六三〇、一九七

畜産製品、罐詰、食料品

金額 二二、八三〇
指數 一〇〇

二四九、七七七 一〇〇、五七二 二二五、六七〇

果實、種子、蔬菜類

金額 二三五、二〇八
指數 一〇〇

二七、五九七 一六三、八三二 二四、六七三

書籍、紙、印刷

金額 一、九四七、九二一
指數 一〇〇

一、二七三、四六一 一、三六六、三九九 一、三三五、七七八

雜貨

金額 二、一〇二、八二八
指數 一〇〇

一、九四四、七〇三 一、六四四、四二五 一、三三六、二二五

皮革類及其他動物製品

金額 一、六五、六四四
指數 一〇〇

一、三六六、九二六 二、〇八七、七〇七 一、六〇八、六六六

酒、ビール、酒精

金額 五、四三二
指數 一〇〇

一、三三三、八一九 三、〇六三、三三三 三、六二九、二九九

化學產品及藥劑

金額 二、四九六、七六〇
指數 一〇〇

一、七三三、五九九 一、二四九、九八〇 一、〇六二、七二二

石炭、燃料

金額 二、〇二、一六六
指數 一〇〇

一、二九六、三三四 二、六四四、四四四 一、二二六、二二六

陶磁器、磁器類

金額 三三三、九九九
指數 一〇〇

三三三、三三三 三三三、三三三 二九五、二六一

各種金屬製品

金額 七、二四〇、〇〇〇
指數 一〇〇

七、九四〇、〇〇〇 七、〇八八、八三三 五八四、五七七

藥材及香料

金額	四二五、七〇九	三九、二七一	二七九、六八六	三二五、七三三
指數	一〇〇	八六	七六	七六

金屬及礦石

金額	二、八〇三、六〇〇	二、五二一、二七	二、七六六、七五	二、三九二、六四
指數	一〇〇	八九	九六	八五

○輸入増加傾向に在るもの

染料、顔料

金額	三三七、三八〇	二七二、六七	五二一、六六四	六三三、五五
指數	一〇〇	八三	一〇六	一〇八

魚介類及海産物

金額	一、〇六六、八四二	七五五、〇六五	一、〇六六、二八〇	二、一四五、八二
指數	一〇〇	七五	一〇〇	二一七

石、粘土及其製品

金額	九七、二六七	一三六、二二	一五九、一六	一三三、二四一
指數	一〇〇	一四〇	一六三	一三七

木材

金額	一、四三〇、七三三	二、二七〇、九七	一、八八〇、六六	二、〇七五、六六五
指數	一〇〇	一五九	一三三	一四四

機械器具

金額	一、八四一、六八	一、三三七、三六	二、〇八四、三五	三、六〇八、四四
指數	一〇〇	七五	一三三	一九六

車輛及船舶

金額	一、五三三、六八九	一、八七六、六六	六〇六、二七〇	一、四四八、六八三
指數	一〇〇	二八五	九五	二二七

麻類及其製品

金額	一、四〇、八一	八二、四三、七二	一、四四三、七〇	五九、〇六九
指數	一〇〇	三〇一	三二一	三八一

更に又主要商品中輸入減額顯著なるものを列舉せば左表の如くにして其の中最も甚だしい輸入減退を示せるは絹綿交織布、小麦粉、氷砂糖、片艶ロール紙であり、これ等は何れも殆ど輸入皆無に等しい慘減振りを見せて居る、次で葉煙草、メリヤス類、工業用爆發藥、綿サード類で何れも九割内外の輸入減となり、更に之に次でアルミ箔、寒天、縫針、鹽鮓、人造絹糸、巻煙葉、衡器及秤器等も八割内外の輸入減を示して居る。

其他で七割内外の輸入減となるものに磁脚鐵

器、毛サード、捺染綾木綿、貝柱、膠、釘、ヘギ

板、フェルト製帽子、印刷用紙、米及玄米、昆布等あり、六割内外の輸入減となるもの綾羅子、毛糸、硫化曹達、食料品（他に掲げざるもの）、棉花、ライスペーパー、蓆（他に掲げざるもの）、電球、硝酸、晒金巾、密柑、時計、靴、五割内外の輸入減となるもの鹽酸加里、石油、精製糖、鐵釘、台紙、燐、自轉車及人力車タイヤ、日本酒等あり、捺染綿製品（他に掲げざるもの）、硫酸、林檎、鏡類は四割内外の輸入減となれり。

青島港主要輸入品中減額顯著なるもの (金單位)

品名	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和七年に比シ減額割合
(綿) 金巾、粗布類(晒)	九九七、九九七	八二六、九五〇	三三三、四七〇	四三三、八四二	五七
(綿) ダイヤゴナル、ト井ル及サーゲ(晒又染)	一、六三八、〇四九	四九五、六四二	一八四、二七二	二〇七、五五四	八七
(綿) 綾 縞子(晒)	三、二八一、三五七	一、二六六、九九〇	一三三、七九二	一一三、五〇二	六五
捺染 綾 木綿	一、六七二、二六三	一、〇四六、三三二	九七七、三七六	四七九、六六七	七一
他に掲げざる捺染綿製品	一、三六一、六九三	一、九三九、五一九	一七九、一六一	八〇四、六四九	四一
綿 花	四、四〇七、一三三	三、三五四、七二一	一、三九五、〇七六	一、六〇九、六〇九	六一
メリヤス(生地及肌衣)	八四、四八四	四六、四七三	二四、三五〇	五、〇一九	九四
毛 糸	二一八、七二二	二五、〇九三	一四五、三二六	四三、三八二	六三
(毛) サ ー デ	八八、〇五〇	九三、〇三八	一九、四四五	二三、九五九	七三
フェルト製帽子	八六、八六六	八二、五九九	五六、二九〇	二八、六〇四	六七
絹綿交織布	四二、九二二	—	六	三	一〇〇
人造絹糸	一、三四、四七二	九二、四八八	三五、三七四	二二、〇九〇	七九

アルミニウム箱	二六八、〇四七	三三、七九七	二二、九四四	二、四三三	八五
鐵 釘	三七、六八一	二五、五〇五	八、二五五	一七、七八二	五三
衡 器、秤 器	三三、九八四	二、七九二	二八、六六九	七、九四〇	七六
時 計	五〇、九五六	七四、三三二	四六、三九二	三三、二四二	五六
電 球	三三、四九二	三三、二七六	一一、〇八三	一三、六七〇	五九
縫 針	一四九、九六六	八、七七一	五、五五五	二六、九〇七	八二
昆 布	四七、五〇一	一〇七、〇〇六	二三、九八九	一四、三三六	六六
貝 柱	二二、〇七〇	二四、二四四	二二、二二〇	一六、二二二	七一
鹽 麩	三九、八七七	二七、三三二	一八、〇七三	七、三三三	八一
他に掲げざる食料品	八〇、六一一	四九、二六六	一八、三三〇	二八、五七七	六二
米 及 玄 米	一、〇五五、七六六	六五三、〇六一	二六六、九四六	三三三、四三三	六六
小 麥	一、〇四六、三三八	一、五一一、五九五	二二七、五九九	八三九、四七〇	二〇
小 粉	一、五七〇、〇五九	九四八、〇二二	二五、五三二	一八、六四六	九九
林 構	二天、一四〇	五五、九四二	二七、二八九	一六、一六二	三八
密 柑	五五、五五五	三九、四九六	四二、八七二	二五、三九九	五六

寒	天	五、四七	一七、五九	四、八七	七、〇五	八四
精製	糖約	二、一〇〇、〇〇〇	一、三九五、七八九	五九六、一七五	一、〇三三、〇四六	五三
氷砂	糖	七九、四六	—	—	一、三三八	九八
日本酒	—	三、七二一	一〇、三五六	一〇、四〇八	一七、一六二	四五
草	—	四〇、八三	一三、一五三	一四、二七五	九、八七二	七六
煙草	—	一〇六、八八五	五、七四七	二九五、三六三	五、一七九	九六
硝	酸	一七六、〇六九	二二七、〇九四	一六二、〇五九	八、五八三	五八
硫	酸	二七、二七六	二九、〇七一	一八、六五五	一六、一三三	四〇
工業用爆發藥	—	三八、五三	三三、三六〇	四一、四五七	三、〇七八	九二
磷	—	一三五、五一	一八、二七七	六三、五七七	六九、〇四七	四九
鹽	加	三三七、三五	三五、七三八	一九〇、四八	一四三、二八二	五五
硫	化	一三三、三九〇	一一八、九〇七	一、六八三、三三八	四九、八九六	八、三
石	油	四、三三、八七一	二、四八二、一六三	六三、四七七	一、九三三、八九九	五四
台	紙	一七二、九一一	一一九、八四四	五二、一六七	八二、七三五	五二
ライス、ペーパー	—	一九九、二二三	一六五、二七五	八四、〇七三	七六、九七三	六一

九四

片	紙	四九、七六	三三、九四三	三九、五八	—	一〇〇
印刷用紙	—	一六八、〇七四	一三、七、五四九	一〇三、五八〇	—	六七
板	—	二九、四〇	二〇、八八九	一〇七、五〇	—	六八
他に掲げざる	—	三五、〇七〇	三、九三	一九、一〇八	—	六一
石	炭	七、九八	二六、七九	一〇七、七七	—	二九
珪	器	五〇、九三	二八、九三	一六、七三六	—	二四〇五
鏡	—	二六、一八六	二〇、七八一	七、八二三	—	七〇、九三
卸	—	七、六〇	七、八〇五	一六、八二〇	—	二四、一四七
靴	—	三二、四三〇	一六三、四五	二五、五	—	六三、四三
自轉車及人力車タイヤ	—	三三、四九二	一六、二二六	一九、二七	—	六九、六五五

對日本輸入貿易の現狀
 昭七、八二〇、七八一
 昭八、一〇三、五八〇
 昭九、一〇七、五〇〇
 昭一〇、一〇七、七七
 昭一一、一〇七、七七
 昭一二、一〇七、七七
 昭一三、一〇七、七七
 昭一四、一〇七、七七
 昭一五、一〇七、七七
 昭一六、一〇七、七七
 昭一七、一〇七、七七
 昭一八、一〇七、七七
 昭一九、一〇七、七七
 昭二〇、一〇七、七七

が關稅高率引上げの昭和八年は一千八百萬元に減り、率も五割四厘に低下したのである、同年は日
 本に次ぐ米、獨よりの輸入も減退したが英國、蘭
 西、滿洲其他よりの輸入は増加した。

染料料入及塗料	一千四百三十九、六一	の香	四二	大	二七、六八〇	輸入の	四五
車輔品及船舶	三〇、六一	て	三	二	二〇六、六五二	ころ	三三
石炭、タタ、	二六、六五二	て	二〇	七	八八九	入	六
麻及製	六八、三三七	て	五	二六			七
穀類及粉	一四、二七六	て	一、五〇〇、三七二				四〇
藥材及香料	三、六五二	て	二	七	六九九		二八
煙草	三、八六九	て	七	二	六二二		八
油脂	一六、五三三	て	六		四八六		二七
綿糸	六、八八三	て	四		四九、四四五		二〇

右表は日本よりの輸入率最高のものより順次列挙したのであるが更に敷衍して各品種の日本よりの輸入状況を概括的に述べれば次の如くである、(一)内は昭和十年度日本よりの輸入額、千金單位にて示す。其の輸入額は機械類に次で最高位にて示す。綿織物—前表に示す如く輸入綿織物は全く日

本品の獨占するところとなりて居り、昭和七年輸入額は一千萬金單位を超過する盛況を示し本邦よりの主要輸入品であつたが昭和十年には其の二割四分二百六十萬金單位に激減した、この激減は關稅引上後の國內産品著増に基因するものであるがそれでは輸入額は機械類に次で最高

額を示して居る、この内で現今にても相當輸入額に上るものは生地類にては金巾(三七)、綿カシマス(三〇)、加工品にては晒金巾(四三二)、ダイヤボタン、ト井ル、ギアボタン等(二〇七)サーヂ類(一三五)、綾織子(一一三)、捺染綾木綿(四七九)、其他捺染物(八〇四)等である。

各種綿製品—これ又輸入品は本邦品によつて殆ど獨占せられ、昭和七年七十萬金單位の輸入ありたるが關稅引上後國內製品の抬頭著しく昭和十年には三十四萬金單位と五割餘の減退を示しこの内主なるものでメリヤス類(五)、靴下(〇、四)、綿ハンカチ(〇、〇七)等の輸入は殆ど問題にならぬ程度に激減し、其他の雜綿製品(三〇)が現今尙は相當輸入が持續されて居るに過ぎない状態である。

羊毛及其製品—昭和七年本邦よりの輸入は二十九萬七千金單位にして八割一分の率を示したが我が羊毛工業の飛躍的發展に伴ひ從來の英國製高級品の販路に漸次喰込み、昭和十年には毛糸(四二)は全く本邦製品の獨占するところとなりサーヂ(二二)、ベネチアン(一一)、も極僅少なる英國製品の輸入を許すのみ、フェルト製帽子(二八)と共に殆ど本邦品の獨擅場となりたる觀あり、同年の本邦よりの輸入額は九割五分の一萬五千金單位を示せり、毛織物の當地方需要は年々増加の傾向にあると見らるゝに拘らず輸入額の減退はサーヂ、其他洋服地にして關稅引上の結果密輸入を誘發したためであることは附言する迄もあるまい。

絹及絹製品—昭和七年の本邦よりの輸入額は百

三十七萬金單位に上り、本邦よりの主要輸入品であり、而も本邦品の獨占的品種であつたが、れ又甚だしい高率關稅を設けた結果人造絹糸等は絶好の密輸入品種として利用せられ、昭和八年は殆ど輸入皆無に等しき慘減振りを呈したのである。昨年は輸入稍増加し本邦より二十五萬金單位、伊太利より二萬九千金單位の人絹糸が輸入されたが絹布類の輸入は依然として僅少であつた。

果實蔬菜類 本邦よりの輸入九割内外にしてこの内主なるものは林檎(一五)、密柑(二二)、バナナ、其他(四三)、蔬菜類(二七)、寒天(一六)、椎茸(七)等であるが林檎、密柑等は極めて高率關稅を賦課さるゝに至つた。林檎は山東産芝罘物及スモール、アップル等に、密柑は福建産品

漸次販路を侵蝕されつゝあり、殊に日本密柑に對しては米國産オレンジと同様の從量稅を課し、爲めに從價にせば三十數割となり、税金の負擔最も過大にして其の不當なるを早くより指摘され、改正方要望されて居るのであるが未だ其の機に到らない、早晚改正されるものと思はれるが若しこの盡不當なる徵稅を續けて行くならば日本密柑の輸入は益々減退を免れないであらう、尙ほ寒天は當地方にて可成り品質佳良のものが製造せられ、椎茸は密輸入多くして何れも輸入著減せり。

魚介海産物 これも本邦よりの主要輸入品にして其他よりの輸入は關東州よりの海參、加奈陀よりの米鯨、香港より鮮魚、鱈等極めて少量に止まる、本邦よりの輸入額は昭和七年八十二

萬金單位なりしが昭和十年には百六萬金單位に増加し、本邦よりの輸入額では第六位を占むるに至つたこれは年々異數の發展を辿つて居る邦人漁業家より成る青島水産組合の近海水揚鮮魚が本邦よりの輸入中に計上されて居るため、これを除く本邦よりの輸入海産物は却て減退著しきものがある、これも昭和八年の關稅引上げに基因するものであつて主要輸入品たる長切昆布(一四五)は六割五分減、鹽鮓(二五)八割減、其他鹽魚(二六)三割減となれり。

木、竹、籐其他製品 昭和十年の本邦よりの輸入額は十六萬金單位、八割五分を示したがこの内主要なるものはヘギ板(九五)、木器、竹器、籐器等(一九)、蓆(二二)等である、これ等も昭和七年の輸入額に比較すれば半減し、殊にヘギ

板は當地製造増加した結果輸入は七割以上の減少を示せり。

砂糖 本邦より輸入される砂糖は精製糖、白糖、赤其他糖及氷砂糖等各種に亘り多額を占め昭和七年の輸入額百七十六萬金單位、其の率七割六分に上り、本邦よりの輸入品では綿布に次いで第二位を占むる主要品であつたが昭和八年の關稅引上以後密輸入最も盛んに行はれ、昭和十年の本邦よりの輸入額は百九萬金單位に減り、地位も第四位に下つたのである、然し其の率は八二%に増加し、本邦に次ぐ輸入額に上る香港其他糖は密輸入によつて本邦以上の甚だしい影響を受けた譯である。

陶磁器、珫瑯磁器、硝子器 昭和七年本邦よりの輸入高三十四萬金單位、其の率八九%であつ

たが昭和十年には二十四萬金單位、八割一分に減退した、この内主なる輸入品は陶磁器(一〇七)、珪瑯磁器(八)、空硝子瓶(二九)、硝子製品(二七)、普通窓硝子(二)等であり、陶磁器類は米國、其他少量輸入さるゝに止まり殆ど本邦品にして關稅引上後に於ても大した輸入増減なきも珪瑯磁器及鏡類は上海製品の抬頭に壓倒され前者は八割、後者は四割の輸入減となり、普通窓硝子は關東州旭硝子工場製品の大量入荷によつて現今本邦よりの輸入は殆ど見るべきものになつた。

石、粘土——本邦よりの輸入は昭和七年八萬三千金單位(率八割五分)、昭和七年十一萬金單位(率八割一分)を示し、その中主なるものはセメント(六一)他に掲げざる石、粘土及其製品(四一)等

となれり、本邦よりの主なる輸入雜貨に就て見ると、建築材料(二五)、自動車タイヤ(四七)等は米國製品を壓倒して約五倍の増加となり、生ゴム(七九)も約五割方増加せり、人造皮(一三)は近年本邦品の進出顯著なるものあつて米英獨品を漸次退けつゝあり、白粉(一一)、化粧用器(三七)、喫煙用具(七、七)、玩具類(三七)等は殆ど本邦品、寫真材料(六、六)、運動具(二、九)共何れも本邦よりの輸入増加傾向にある、次に本邦よりの輸入減退著しきものを擧ぐれば鉛(一一)の八割三分減、膠(五五)の五割減、ゴム靴(二六七)の六割減、自轉車タイヤ(六九)四割七分減、事務室用品(二八)の三割減等にして雜貨中の大口物が何れも甚だしき輸入減となり、これ等の輸入減は歐米品も同様にして凡

であるが後者に含まるゝものは大半タカカン、パウダで近年紡績工場織布増産に伴ひ需要増加し日本に次で滿洲産品が使用されて居る、セメントの當地方需要も近年非常に増加して來たが日本よりの輸入は關稅と國內製品に障げられて大して増加を示して居ない、化粧煉瓦類は近年輸入稍増加傾向にあり。

雜貨——貨目——雜貨は本邦よりの主要輸入品にして其の輸入額は昭和七年百七十一萬金單位に上り本邦よりの輸入品中第三位を占め、昭和十年には百七萬金單位に減じて第五位に下りなるも率は兩年とも八割強に當り、昭和七年相當金額に上りたる米、獨、英等よりの輸入は昨年に至つて獨逸を除き他は殆ど見る影も無く衰退し、現在本邦雜貨の強敵とするものは中國製産品のみ

て關稅引上げに基因するものなることは言ふ迄もあるまい。

機械器具——本邦よりの輸入品中最も顯著なる増進を示せるものは機械類である、即ち其の輸入額は昭和七年百九萬金單位、率五割九分であつたが昭和十年には二百七十九萬金單位、率七割七分に増大し、金額に於て本邦よりの輸入品中第一位を占むるに至つたのである、この内電氣機械類(二三二)は約四倍、率八割、紡織機械(二、八一)は四、三倍、率九割三分、發動機(二三五)は二、四倍、率七割七分と何れも素晴らし増加振りを現して現今英、米、獨製品の追従を許さざるものあり、其他ポンプ(五〇)、雜機械類に於てもそれと相當輸入増加あり、今や全く日本製機械の謳歌時代を現出した觀がある。

各種金屬製品——本邦よりの輸入額は昭和七年四十八萬金單位より昭和十年四十三萬金單位に僅かながら減じたるも其の率は六割三分より七割四分に増加し、他よりの輸入を制しつつあるが現在殆ど本邦製品の独占するものアルミ製品(六、五)、窓扉及框(二二)、電球(一三、六)、刀物(一一、七)、絶縁電線(六八、七)、懐中電燈(二二)手縫針(二六、九)、懐中時計(二、三)、金網(二二)等多數に上つて居る、この中間税引上げによつてアルミ製品四割方、電球六割方、手縫針八割方の輸入減退を來たせるも其他は相當輸入増加を示せり、この外、氣壓計醫療機械等の精密機械(一九、八)、電氣ケーブル(二四)、メートル器(一一、八)、ラヂオセット及部分品(一九、五)等何れも本邦よりの輸入激増し、競争對手たる獨

逸製品を漸次壓倒しつつあり。金屬類——この種本邦よりの輸入は機械類に次で躍進的增加振りを見せ、輸入額は昭和七年百二萬金單位、率三割七分から昭和十年百七十三萬金單位、率七割二分に増大し、英、米、獨、白製品の輸入を殆ど完全に近く抑制するに至つて居る、尙ほ現今本邦品にて獨占的輸入行はれ居るものは眞鍮類(二二、七)、山形鐵(八一)、鐵釘(一七、六)、鐵管(六一)、鐵線(二六)、亞鉛渡鐵管(一五)、全鐵板(三三七)、全鐵線(一四四)全鐵索(一一)、古及屑鐵(四一九)等であるが其の内眞鍮類及當地方にて最近旺んに製造されて居る鐵釘を除けば凡て非常な輸入増加を來たして居る、右の外、銅類(七四)、桁鐵(三二)、棒鐵(二四七)、鐵板(一三二)等も七割以上本邦よ

りの輸入品であり、其他も漸次本邦よりの輸入増加の傾向を示して居る。化學產品及藥劑——本邦よりの輸入額は昭和七年八十一萬金單位、昭和十年七十五萬金單位と稍々減つたが率は五割六分から七割一分に増加し從來本邦製品と比肩せし獨逸製品は辛ふじて本邦品の一割程度を輸入されて居るに過ぎず、米國品は石炭酸の入荷相當金額に上り、本邦品に次で第二位を占めて居る、其他では殆どこれと稱すべきものがない、化學產品も亦遠からず本邦製品の獨占時代を未現するであらうと期待せらるゝものである、目下本邦製品の獨占するもの鹽酸(二)、硝酸(八二、五)、硫酸(一六)、工業用爆發藥(三)、カーバイト(四〇)、磷(六九)、硫黃(三三)、硫化曹達(四八)、普通藥劑(四〇)

酒精(一、三)等でこの外晒粉(二七)、鹽酸加里(九六)、曹達灰(一四)、苛性曹達(一七、七)等も歐米製品の販路に喰込み非常な増加振りを見せて居る、然し前記商品の内硝酸、硫酸、硫黃曹達灰等は國內でも近時相當品質のものが生産せられ、政府の國產獎勵と相俟つて本邦品に可成りの脅威を與へつゝある實狀は重視すべきである。書籍及紙類——本邦よりの輸入額は昭和七年九十二萬六千金單位より昭和十年七十九萬三千金單位に減りたるも率は四割九分より六割四分に増加した、斯る輸入額の減少は從來四十萬金單位以上に上つた片艶ロール紙の輸入が關稅高の爲め非常に減つた爲めで殊に昭和十年度には海關統計に於て同種紙の輸入は皆無となつて居るの

である。(註、現今片艶ローヤ紙は普通印刷紙として輸入される、普通印刷紙の輸入額が非常に増大せるはこの爲めならん)、輸入紙類中で本邦品の殆ど独占するもの蠟引印刷紙(五、三)、普通印刷紙(三、八八)、包装用紙(三、五)、牛皮紙(二、九、七)、模造紙(三、五)、壁紙(九、五)等にして其他本邦品にして輸入増加せるもの巻煙草用紙(四、二)、ドーナツ紙(四)、印刷用紙(五、八)、紙製品(八、一)等であり、前記の主要紙類の輸入は米獨、英よりの輸入は半減若しくは三分の一以下に激減するに至つた、尙ほ書籍類の本邦よりの輸入額は二萬五千金單位と四割方減じ、最も多額に上る米國よりの輸入は十二萬八千金單位と五割強の減退を示せり。

皮革類及其他動物産品 本邦よりの輸入額は昭和七年一萬二千金單位より昭和十年二萬四千金單位に倍増し、率も一割八分から五割五分に増加した、現今香港、米國、獨逸よりの輸入は非常に慘減し、チエツコ、スロバキアより靴革其他の輸入稍々増加を見せた程度なるも本邦よりの輸入は各品に亘つて相當増加を示せり。

酒類 高率關稅のため日本酒、洋酒とも輸入減退著しく殊に洋酒は密輸入多きため一層甚だしき減額を示せり、本邦よりの輸入額は昭和七年四萬金單位から昭和十年二萬金單位に半減率も七割二分から五割四分に低下し、日本酒(一七)は半減、麥酒(〇、四)は八割減、釀泉炭酸水(一、八)は三割減となれり。

畜産製品、罐詰、食料品 此れ又關稅障壁の爲め各品共輸入減退著なるものあるが本邦よりの

輸入も乳製品(三、七)の輸入稍増加を見たる外一般食料品(二、七)、菓子(七、六)、調味料(一、三)茶(三、三)等何れも輸入減退甚だしきものがあり、昭和八年十萬三千金單位、率四割九分から昭和十年五萬七千金單位、率五割一分に金額四割五分の減額を示せり。

木材 近年當地方木材の需要激増し、本邦よりの輸入も昭和七年七十八萬七千金單位から昭和十年九十八萬六千金單位に増加した、然し率は五割五分から四割八分に低下して居り、米國よりの輸入は三十五萬金單位から七十八萬金單位に増加したがこれは本邦北洋材が製材工場資材を主とするに對し、米國材は主として建築材に使用せられ、特に近年建築材の需要が多かりしに因るものである。

染料及塗料 此の種本邦よりの輸入額は非常に増加し昭和七年十四萬七千金單位から昭和十年には二十六萬二千金單位に上れり、内主なるものはアエリン染料(二、九)、人造藍(九、五)、印刷用インキ(二、一)、ペイント、ワニス(四)、其他ペイント(二、二)、硫化染料(三、七)、白亞鉛(二、〇)等であるが白亞鉛を除く外凡て輸入額増加を示せり、殊に染料類は當地方染色布工業の發達によつて需要増大し、輸入額最も激増せり、而して其の率は昭和七年四五%から昭和十年四二%に低下を示して居るが這は本邦製品と競争關係にある獨逸染料の進出著しきものあり、アエリン染料、人造藍、硫化染料の如きは獨逸特有の投賣的販賣政策によつて地盤開拓に専念して居り、本邦製品も稍々押され勝ちにある爲め

であらう。

車輛及船舶 此の種本邦よりの輸入も昭和七年二十万六千金單位から昭和十年三十万二千金單位に増加せるも率は三割二分から二割一分に低下せり、這は最金額に上る鐵道機關車、容貨車其他鐵道車輛材料が多く佛、白、獨、英から輸入され、自動車類も米國からで本邦よりのこれ等の輸入は鐵道材料(六、四)、自動車及部品(六、一)に留まり、金額も上記の如く極少額なる爲めである、然し本邦製自轉車(四、一〇)の輸入は近年頗る躍進的で競争關係に在る獨逸製品及國內製品を向ふに廻して良く好調を續けて居る石炭及タービン類 此の種本邦よりの輸入額は昭和七年七万三千金單位から昭和十年一万六千金單位に激減、率も六割六分から二割に低下した

千金單位、即ち十分の一に慘減し、率も四割より一割一分に低下した、同年本邦よりの米輸入額は四万一千金單位にして七割減、小麦粉輸入額は一万三千金單位にして九割九分の減となり、最も甚だしき減退を示せり、只、この内紡績織物、布用澱粉を含む澱粉の輸入のみ昭和七年三万四千金單位から昭和十年八万九千金單位に増加し、大全く本邦品の獨占する所となれり、
藥材及香料 此の種本邦よりの輸入は極僅少にして昭和七年七万四千金單位、率一割八分、昭和十年三萬四千金單位率一割一分の輸入額に過ぎず、大部は南洋方面より輸入されて居る。
煙草 草 煙草は主として歐米諸國より輸入され、本邦よりの輸入額は昭和七年一萬三千金單位(率八分)、昭和十年三千八百金單位(率七分)

這は關稅高の爲め石炭輸入が殆ど皆無となつた爲めでコークス(七)、アスファルト(三、八)等は米國其他製品に交つてよく輸入を増加せしめて居るのである。
麻及其製品 本邦よりの輸入額は昭和七年五万一千金單位、昭和十年六万八千金單位と金額増加せるも率は三割七分より一割三分に低下した本邦よりの主要輸入品は古麻袋(三、八、六)、新麻袋(七、七)、索繩類(一、一)、麻製品(一〇、五)等で本邦輸入率の低下は印度よりの麻袋輸入増加特に顯著なるものありたるが爲めである。
穀類及澱粉 昭和七年本邦よりの輸入額は百五十万金單位を超過し、本邦よりの主要輸入品であつたが昭和八年の關稅引上げによつて米及小麦粉の輸入激減し昭和十年の輸入額は十四万四

の極少額に過ぎなかつた。
油 脂 本邦よりの輸入額は昭和七年三十三萬六千金單位、昭和十年十六萬六千金單位、率は七及六分にしてこれ亦極少額であり、大部分は米國及蘭印より輸入される、本邦よりの輸入品中主なるものは燃料油(八、四、四)、石油(一、三、三)、滑物油(三、二)、化粧石鹼(五、四)等である。
棉花 綿糸類 棉花は米國及印度より輸入され本邦よりの輸入は殆ど綿縫糸に限られ居るを以てこの種輸入額は昭和七年四十五萬九千金單位率一割一註、同年米、印棉が日本より再輸出され、輸入額増加、昭和十年六千八百金單位率四%とこれ又極めて少額である。

五、國內工業の發達

中國が自主關稅設定以來國內に澎湃たる工業勃興の機運を醸成するに至つたことは頗る當然の成行であり、昭和八年の關稅高度引上げは將に燃へ上がらんとする企業熱に油を注いだ觀があつたのである。

即ち同年を一轉機とする中國工業の發達は先づ上海を中心として起り、漸次地方に及び、一時は大小諸工場の亂立時代を現出し、國內製品の競争激甚を極めた結果、經營、製造の技術方面共に格段の進歩を見るに至つた、而して今日に於ては紡染織工業を始めとし、化學工業、機械工業、電氣工業、其他食料品、一般雜貨等各種工業に亘つて進展の跡頗る顯著なるものあり、これ等國內生産品の抬頭は外國製品の輸入に相當の脅威を與へて居る。

當地方に於ても紡績、染織加工、ゴム靴、染料等の諸工業發達は近年特に著しく、其他製針、製釘、機械、酒精、酒類、莫大小、靴下、タオル、製帽、石鹼、其他雜貨工業等も新企業として着手せられ、相當成績を擧げて居り、青島港に於ける外國品の輸入減退もこれ等當地製品並に上海其他國內製品の市場突入に因るところ少くない。

如斯き國內工業の發達は言ふ迄もなく高率關稅の保護に依存して居るのであり、更に政府の排他的國產獎勵策と相俟つて將來其の進歩を益々速めるであらうことは最早や疑問の餘地はあるまい、繼ては中國爲政者の企圖する中國大衆日用必需品の自給自足も實現の域に達すべく、列強は輕工業品の對支輸出に對し今後餘り多くを期待し難いのではあるまいかと思はれるのである、これ余一個

の杞憂に過ぎざれば幸ひである。

参考の爲め國內製品にして近年香港移入の激増

◆青島港主要國內品移入高

品名	昭和七年
細綿	一七、八六〇
布(金巾、粗布、土布を除く)	七九、〇〇八
曹達	五〇、五九二
化學製品	一三、〇一一
藥劑	二八、〇二六
電球	三三、〇三六
電氣材料	四三、六九〇
機械	一〇〇、五九六
鐵製物品	七五、三〇〇
普通硝子	三三、七三六

したるものを示せば左の如し。

品名	昭和八年	昭和九年	昭和十年
細綿	三三、七九三	七六、五九四	八四、四四六
布(金巾、粗布、土布を除く)	二九、〇一五	五、一二三、〇〇三	四、三三、三六六
曹達	三六、四七七	四七、四〇〇	三三、二八九
化學製品	三七、一〇〇	五四、九〇九	九一、七〇五
藥劑	一八、七三三	二五〇、五九九	一九一、六九一
電球	一五、〇一一	六、六三三	七三、四三二
電氣材料	七、七七一	二三、六六七	三二、〇九八
機械	六九、二七七	七三、一六九	五〇、一三五
鐵製物品	八八、四九〇	一四、三三三	一一、四四四
普通硝子	七四、五九二	二〇、八五二	一三六、五三一
	二二、七九二	八四、二〇六	四八、五七七

硝子製品	三、六三三	六二、七七八	四七、五五五	三六、〇〇〇
煉瓦及化粧煉瓦	一、五七	八、四八一	三、九七	一六、七〇七
靴	三、五七	六七、六三	六〇、五五	四二、九〇八
藥	六、九五	四〇、三七〇	三九、九元	九、九元
米	八五、五五	一、五五、三五	一、〇〇三、三九	一、三三、四九
密	六、六天	五、四六	六、八三	二四、六九

六、結 言

中國の高率關稅政策は關稅收入の増收並に國內工業發達助成に相當の効を奏したりと雖も一方に於て少くとも年三億數千萬元に上る密輸入を誘發し、同時に中央政權の軌範を脱し經濟的獨立を企圖する冀東及冀察兩自治政府低稅政策の反擊に遇ひて今や破局前難局に直面するに至つた、之が爲め急接密輸入取締に關する諸法令（卷末膠海關告

示参照）を公布し、人造絹糸、砂糖、卷煙草用紙其他二十數種商品に對し本規則を適用し、密輸入に基因する關稅收入の大減收と高率關稅依存を脱し得ざる國內新興工業の破綻を救濟すべく焦慮するに至つたのである。

この密輸入取締規則たるや、正當に關稅を納入したる輸入商品に對し證明書を發行し密輸入品と區別して運送販賣を許可する、斯くして間接的に密輸入品の市場侵入を防止せんとするものであり、

其の手段たるや、本末轉倒詢に中國式で恐らく世界に其の例を見ざるものであらう、これによつて正當貿易業者の被むる迷惑は單に證明書發行手数料の負擔に止まらずして證明書發給の遲延から生ずる取引の不圓滑等無形的なる損害も亦實に想像以上に上るものあるを免れないのである。

中國に何故斯かる巨大なる密輸入を誘發するに至つたか、その依つて來たる原因を考究するとき吾人は中國爲政者の不用意と輕舉を指摘せねばならない、即ち徒らに關稅收入の増大を企圖すると共に滿洲事變以來の排日感と露骨にし、所謂排日的搾取關稅を築き上げ、中國自體の民府特に一般大衆の負擔力を無視した結果渠等の恐嚇と拮抗的觀念が密輸入に走り、今日の憂慮すべき情勢を招致したのであり、其の責任の一半は當然中國爲政者の負ふべきであるは言を俟たぬであらう。

殊に北支低稅政策なるものは北支地方政權獨自の見解の下に斷行せられたるものにして我方の何等關知するものに非らざることは明らかなるにも拘らず、故意に我方の使職によるものと曲解する頑迷なる當局者並排日團體によつて今回の密輸入取締規則が排日貨の具に供せられんとする蔽ふ可からざる事實のあることは折角軌道に乗らんとする日支經濟提携の促進を阻碍する甚しきものと稱すべきである。

如斯不純なる意圖の下に築成せられた高率關稅なるが故に國內工業の不健全なる發達と古來稀に見る密輸入の跳梁を惹起せるも止むを得ざるものであり、關稅是正は中國にとつて最も緊急なる重大問題となつた、されど關稅の一般的引下げは既

に今日の中央財政的見地よりして將又國內工業將來の保證に任ずる政府として容易に行ひ難き實情にあることは想像に難くないのであり、それかと云つて現行關稅率を維持せんか、密輸入は益々増大し、それに伴つて派生する紛糾は愈々昂じて遂には收拾し難き新事態を導かないとも限らぬのであり、否、その恐れが多分に存することは免れない。然るに、

惟ふに如上諸問題の解決は中國の現國情より見るならば獨力を以て解決することは極めて困難であらう、結局列強、就中東洋の安定勢力たる日本の絶大なる支援がなくては到底不可能である、我が國また中國の健全なる發達を支援することに於て少しも吝かでないのであり、日支の緊密なる經濟提携を實現せしむるのがその本來の目的でも

ある、中國爲政者も逸早く覺醒してこの間の事情をよく認識し、内は國民の福祉増進に留意し、外は有害無益なる排日感を振捨て、虚心坦懐日支國交の調整に努め、現行高率關稅の如きも國情に照らして最も公正なる改正を行ふと共に日支經濟提携の具現化を計ることが中國の崩壊を防ぐ捷徑ではあるまいかと思惟する。

青島港一般貿易概況

(昭和十一年度上半期)

青島港當期總貿易額は國幣銀一億一千四百七十四萬二千餘元にして之を前年同期一億百七十六萬二千餘元に比すれば一割三分弱の増加、前々年同期九千九百九十七萬元に比し二割五分弱の増加となり最近四ヶ年を通じ依然最高額を示す。

右之内對外貿易五千六百六十二萬二千餘元にして前年同期に比し二百十萬八千餘元の増加に對し國內貿易は五千八百十二萬元にして前年同期より千八十七萬餘元の著増となり依然對外貿易を凌駕す。

萬七千餘元(一割一分七厘強)の減額を示せり、右は加工綿布、棉花、木材、紡織機械、砂糖、人絹、ゴム靴等の著しき減少に基因する所多し、其他一般商品に就ても中國政情不安定なる限り輸入貿易に於ける不活潑は免れない。主要商品中輸入増加せるもの及び輸入減少のものは左の如し。

輸入増加 山形鐵、ポンプ及其部分品、ラヂオ、輸入セット及其部分品、炭化カルシウム、硫化曹達、ベイント、滑物油、ヘギ板(軸木)、石炭

○輸入之部

當期輸入額は二千六百七十九萬三千餘元にして前年同期三千三十二萬八千餘元に比し三百五十二

輸入減少 加工綿布、棉花、木材、紡織機械、砂糖、人絹、ゴム靴、鐵材、自轉車及材料、海産物、米及玄米、果物、

化學藥品、晒粉、染料、石油ガソリ

普通印刷紙、陶磁器、窓硝子、

セメント、玩具類

○輸出之部

当期輸出額は二千九百八十二萬八千餘元にして前年同期二千四百十八萬五千餘元に比し、五百六十四萬三千餘元二割三分五厘の増加を示す。輸出増加の主なる原因は、米國向落花生油、關東州向葉煙草、日本、朝鮮向粟、香港、印度、朝鮮向綿糸、日本向石炭等の著しき輸出増加に因る。以上五品目合計八百萬元の輸出増加に反し、落花生實は四百萬元の減少となる。次に主要商品の輸出増加せるもの減少せるものを示せば、

輸出増加|| 豚毛、卵及卵製品、畜産品、粟、落花生油、綿糸、石炭、葉煙草、落綿

移出之部

当期移出額は四千七百七十八萬八千餘元にして前

○移入之部

当期移入額は千六百三十三萬一千餘元にして前年同期千四百五十四萬六千餘元に比し、百七十八萬五千餘元一割二分三厘の増加となり、右は棉花の二百萬元餘の著しき移入増加に因る、主な商品の増減は、

移入増加|| 棉花、黄豆、高粱、豆粕、桐油、砂糖、鐵製品

移出減少|| 麥粉、密柑、綿糸、金巾及粗布

移出之部

移出増加|| 落花生油、金巾及粗布、豚毛、卷煙草、葉煙草、石炭、綾木綿、麥稈眞田

年同期三千二百七十萬二千元餘に比し九百八萬六千元二割七分八厘の増加で、就中金巾及粗布、落花生油の移出に著しき増加を見出す。主なる商品の増減は、

移出減少|| 落花生實、棉花、精鹽

◆青島港 上半期貿易統計

○青島港對内外貿易總額

月別	年度	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年
一	月	一七、四、七七	一八、五三、五八	一七、五五、四八〇	三、五八、一六
二	月	三、三、〇六	一三、三四、六六	二二、六四、〇三九	一〇、三〇六、四八
三	月	一九、一六、九六	二〇、一七、三五六	三三、六六二、八七二	二〇、八三、一八七
四	月	一八、八三、六六	一七、九九、九六	三三、六二七、一〇六	一五、二五、六七九
五	月	一五、七四、四六	一六、二六、五二	一九、七七一、五六八	二〇、二九、八九〇
六	月	二二、五〇、六七	一五、五五、七二六	一五、二八、九九三	一五、六三、六七
上半期	期	一四、七四、五〇	一〇一、七二、七二〇	九一、九七、〇五七	九五、一五、〇三三

○對外輸出入總額

月別	年度	輸出	輸入	總額
一月	昭和十一年	八、五八五、七七一	八、六二九、六三四	一七、二一五、四〇五
二月	昭和十一年	二、六五七、九九七	七、五四二、六九三	一〇、二〇九、六九〇
三月	昭和十一年	七、六六五、三三六	一〇、六六八、七三六	一八、三三四、〇七二
四月	昭和十一年	九、〇九六、三九九	八、九八六、四六一	一八、〇八二、八〇〇
五月	昭和十一年	八、六三三、九九九	九、七二四、五三四	一八、三五八、五五三
六月	昭和十一年	一〇、九九三、〇五九	八、九七一、七三三	一九、八六四、七九二
上半年	昭和十一年	五、六三三、〇六〇	五、五三三、七六〇	一一、一六六、八二〇
一月	昭和十年	八、八二五、八二八	五、三〇二、八〇三	一四、一二八、六三一
二月	昭和十年	七、〇四八、一五七	六、七二七、八二四	一三、七七五、九八一
三月	昭和十年	七、一五〇、七四六	七、一五〇、七四六	一四、三〇一、四九二
四月	昭和十年	六、二三二、五五六	八、五〇三、八一九	一四、七三六、三七五
五月	昭和十年	八、七九五、〇七三	一三、〇五五、九九七	二一、八五〇、〇七〇
六月	昭和十年	八、〇〇二、一六六	七、二八八、九四四	一五、二九一、一一〇
上半年	昭和十年	四四、三〇七、一六二	五〇、九九八、四七六	九四、三〇五、六三八
一月	昭和九年	八、七九六、六六二	五、七二八、〇〇七	一四、五二四、六六九
二月	昭和九年	七、四四一、二二六	三、五八八、六七四	一〇、〇二九、九〇〇
三月	昭和九年	六、五二二、二二五	七、四四九、四三三	一三、九七一、六五八
四月	昭和九年	七、二八四、五五〇	六、七三二、八六〇	一四、〇一七、四一〇
五月	昭和九年	八、九八三、五〇二	九、九八三、五〇二	一九、九六七、〇〇四
六月	昭和九年	八、九八三、五〇二	九、九八三、五〇二	一九、九六七、〇〇四
上半年	昭和九年	四七、六三二、八九五	四〇、二二六、五九九	八七、八五八、八九四
一月	昭和八年	八、二三二、八九三	八、二三二、八九三	一六、四六四、七八六
二月	昭和八年	七、二二六、八七	八、二三四、七〇三	一五、四七〇、五七〇
三月	昭和八年	一〇、五七八、四九五	一〇、五七八、四九五	二一、一五六、九〇〇
四月	昭和八年	六、五五二、九九七	六、五五二、九九七	一三、一〇五、九九五
五月	昭和八年	六、五五二、九九七	六、五五二、九九七	一三、一〇五、九九五
六月	昭和八年	六、五五二、九九七	六、五五二、九九七	一三、一〇五、九九五
上半年	昭和八年	四七、六三二、八九五	四〇、二二六、五九九	八七、八五八、八九四

○國內移出入總額

月別	年度	輸出	輸入	總額
一月	昭和十一年	八、五五七、〇〇五	九、八八三、九〇四	一八、四四〇、九〇九
二月	昭和十一年	一〇、六九六、〇六一	五、七八一、九三三	一六、四七七、九三九
三月	昭和十一年	一〇、四九七、七四〇	九、五〇三、六三〇	一九、〇〇一、三七〇
四月	昭和十一年	九、七三二、二八八	八、九八三、五〇二	一八、七一五、七九〇
五月	昭和十一年	九、七三二、二八八	八、九八三、五〇二	一八、七一五、七九〇
六月	昭和十一年	九、七三二、二八八	八、九八三、五〇二	一八、七一五、七九〇
上半年	昭和十一年	五、六三三、〇六〇	五、五三三、七六〇	一一、一六六、八二〇

○輸入ノ部

昭和十一年

昭和十年

昭和九年

昭和八年

◆青島港貿易額月別比較表

○輸入ノ部

昭和十一年

昭和十年

昭和九年

昭和八年

一月

二月

三月

四月

五月

六月

七月

八月

九月

十月

十一月

十二月

合計

昭和十一年

昭和十年

上半年

下半年

一月

二月

三月

四月

五月

六月

七月

八月

九月

十月

十一月

十二月

合計

昭和十一年

昭和十年

上半年

下半年

一月

二月

三月

四月

五月

六月

七月

八月

九月

十月

十一月

十二月

合計

昭和十一年

昭和十年

昭和十一年
昭和十年
昭和九年
昭和八年

○移入之部

月別
一 月
二 月
三 月
四 月
五 月
六 月
上 半 期
年 度

昭和十一年	五,四六八,九七一	三,七七七,三〇八	四,〇二一,四五一	二,四〇八,七六七	二,九九九,二八六
昭和十年	七,五二七,一六七	三,九五六,一一〇	四,八九九,一九二	二,四〇八,七六七	二,九九九,二八六
昭和九年	四,〇五八,八五八	三,九五六,九一九	四,八九九,一九二	二,四〇八,七六七	二,九九九,二八六
昭和八年	四,八四八,一五五	三,九五六,九一九	四,八九九,一九二	二,四〇八,七六七	二,九九九,二八六
昭和十一年	二,八八八,六六九	二,四一五,六七一	二,〇三二,六一五	一,八〇〇,七九七	
昭和十年	三,五二八,四八二	四,六七四,四三三	三,六六四,八三三	二,九八〇,二二六	
昭和九年	三,二五八,八〇二	二,一五八,五二五	二,〇九〇,八七八	一,四一七,七八五	
昭和八年	三,〇〇六,三三五	二,六〇四,〇八八	三,一三七,六一四	一,六三九,五五五	
昭和十一年	二,四二七,六六八	二,二九〇,四八八	二,二七九,九五二	一,九一八,六六六	
昭和十年	三,七九三,七三三	三,三二〇,四六一	二,六四七,四二六	二,一九九,八八一	
昭和九年	一,六三二,八四七	二,二九〇,四八八	四,五五五,四二八	三,一四六,七九〇	

○移出之部

月別
一 月
二 月
三 月
四 月
五 月
六 月
上 半 期
年 度

昭和十一年	二,三三二,八七六	一,四九三,七〇五	二,五五七,七〇三	三,五七二,五八六	
昭和十年	一,六三二,一九二	一,四,五四六,七二二	三,七二七,七九二,〇〇〇	一,三,八九五,二三五	
昭和九年	七,四三七,二五九	七,〇一三,四三六	五,九二六,七二一	三,七九九,三四一	
昭和八年	七,七四〇,〇一七	三,六四五,四一八	五,二五〇,三五八	二,一七〇,八八九	
昭和十一年	六,七〇七,九〇三	六,一九三,一六九	三,八六四,六九九	五,二四九,五八一	
昭和十年	五,五二一,六二二	六,三七九,四二四	四,二四六,九三六	五,一三三,二九五	
昭和九年	八,二八八,六九二	四,四二二,五二二	六,〇一三,〇六七	五,〇八六,一〇三	
昭和八年	四,二七八,八六九	三,二七〇,二二九	四,五六九,二三四	四,七九二,一二七	
昭和十一年	三,二二二,二二九	二,九,八七〇,八九五	二,九,八七〇,八九五	二,六,三二二,三三六	

青島港主要貨物輸出入統計

○外國品直輸入之部

(註)數量、左方、價格金單位○印ハ増△印ハ減ヲ示ス

品名	昭和十一年四月中	同年五月中	同年六月中	同年上半期	前年同期	比較増減
綿織物	九,三八三	三,三八七	三,二五三	二六,八四七	五,四三九	△ 二四,五九二
同上(晒又ハ染)	一六,七三三	八,五三五	九,三三四	七六,二四四	八〇八,九七〇	△ 七三二,八四六
同上(捺染)	五,七四五	一,〇九五	一九九	一九,七〇五	一,〇三二,四一八	△ 一,〇一一,七一三
(百疋)	二,一七三	三,〇一五	二,四一五	九,一三三	三〇,一七一	△ 二二,〇三八
棉花	七五,三三八	九八,一〇五	八三,三七七	三九,八八五	一,三〇〇,一八七	△ 一,〇〇〇,三〇二
(疋)	—	—	五	八三	三,五三三	△ 三,四三〇
サージ	—	—	二五	二八二	一三,八〇七	△ 一二,五二五
(疋)	—	—	三	七二五	六〇二	○ 一一三
普通毛織物	一,〇八〇	—	八二	二,九六六	二,五七七	○ 四九九
(打)	二,三九〇	一,一五五	—	五,三四一	七,九七一	△ 二,六三〇
製フエ帽子	九三七	八五五	—	四,六六九	一五,七〇三	△ 一一,〇三四

品名	昭和十一年四月中	同年五月中	同年六月中	同年上半期	前年同期	比較増減
人絹	—	—	一四六	二,一三三	三四二,一一〇	△ 三三九,九八七
山形鐵	一,七七八	九〇三	一,二四四	六,九九六	六,七三三	○ 二六四
(百疋)	八,九六七	四,五二三	四,九九二	三四,三三三	三〇,六六九	○ 三,六六六
棒鐵	二,九五二	三,二七八	五,九四〇	二四,四七五	四四,九三三	△ 二〇,四五八
(百疋)	一四,四四八	一五,八六三	二八,〇七六	一三二,〇四七	一三二,〇七七	△ 九九,〇三〇
鐵釘	一,〇〇〇	四四八	一三八	三,五二四	一三,七四九	△ 一〇,二三五
(百疋)	一三,六一四	二,二七〇	二五〇	一〇,一九四	一一,七〇一	△ 一,五〇七
鐵線	二六,八二三	二,一四五	一,四七七	七七,一四一	一〇三,六三二	△ 二六,四九〇
電動機及其部分品	三,九五八	一五,一五五	三,五八六	七五,〇〇七	八〇,一三〇	△ 五,一二三
紡織機械及其部分品	一五八,八一五	一一五,〇〇一	一三〇,六四一	八二六,五九三	一,四九三,九三〇	△ 六六七,三三七
(台)	—	—	—	—	—	—
自動車	—	四,二八八	九,二八九	二八,四四六	五三,八二〇	△ 二五,三六四
自動車部分品	一,七九二	四〇八	一,三五五	八,二八八	七,八五五	○ 四三三

米及玄米
小麥粉
林檎(鮮)
密柑(鮮)
砂糖
鹽酸
硝酸

二、八八八	三三三	四〇四	四九、二八	九、二八六	四一五	八三	三六三	一一三	二、二五九	五、四二一	八〇〇
六二五	一一一	二二〇	二、六四二	六、七六七	一三二	三四	八〇三	一四七	八九〇	二、七二五	三四四
一、五八	二二二	二六二	一、二二四	一〇、二二九	八三五	三九	三三三	六八	二、三三九	七九	一三六
九、三七	一、〇四〇	一、〇一一	二、三、二七九	二、八六六	六、六七〇	一、二四六	七、〇二八	一、〇八四	九、六一一	五、四四四	九、〇三九
五、四四	七、一九四	二、九二〇	八、五、六九	一六七、〇七六	一八、六四八	三、五五九	七、二二五	一、〇九五	一〇、九七六	二二、三四四	四〇、九五四
四三、一八七	六、一五四	一一一	五九二、四四〇	二四、一八〇	一一、九七八	二、三三三	八七	一一	一、三六五	一五七、九〇一	三二、九二五

一一五

鹽鹼
海參
昆布
手縫針
電球
時計及其部分品
ポンプ及其部分品
自轉車部分品
自轉車

一四、三六〇	三、三四一	一、七三六	一、八〇〇	八、九五七	二、〇七八	四、五四二	一、八七七	一、二〇一	一、〇一一	一、四二〇	三、八二六	六、四七一	一、六四七	一、五五
四一〇	一七	四〇四	四七一	一、三九八	三九六	二、五四六	三九五	二、〇〇〇	一、三五九	四三二	一、三三三	三三、五七	一、六三〇	三五
一	一	一四四	六四八	一三四	二八〇七	二、六八七	三〇六	一、四三三	三八七	四五四	二、二五二	三〇、八九七	三、八三三	七九六
五、四、九八	一三、一〇一	一三、九五〇	一三、七九七	二、九〇七	一五、一四三	一六、六八九	四、六六一	二七、六四九	八、〇四三	六、一〇七	四、三〇六	一九七、七五八	一〇、〇四五	二、一九九
七、七二〇	一三、四〇四	三八、〇二九	三四、三三六	六、九八八	二七、九〇一	一三、二〇四	一七、七六五	二六、七三三	七、〇五五	一六、二四七	二二、五五四	三九、五七一	二、三五六	一、五九六
二六、七八二	三三、三〇三	二四、〇六九	二〇、五三七	四三、〇三一	三三、七五八	三、四二五	一五、一〇四	八九、〇七三	一、〇〇八	一〇、一四〇	二二、七二	四一、六三四	一、三三三	六〇三

一一四

片艶ロール紙	(百疋)	三三九	三三二	二〇三	一、二四四	一、八六六	六三二
牛皮紙	(百疋)	二、七五	二、二七	二、一五	二、二七四	二〇、三五三	七、六九
模造紙	(百疋)	三三二	—	八五	一、五四三	一、六一五	七二
機械用ベルト皮	(立方米)	—	—	—	一八、二六九	二四、七五五	六、四八六
木材	(立方米)	五、五五三	五、七八五	三、一〇五	四三、五〇六	九一、四〇九	四八、九〇三
へぎ板(軸木)	(百疋)	五、三三	五、四三一	二、一四三	四八〇、五五二	一、一八四、二九三	七〇三、七四一
石炭	(噸)	一一、五〇六	一三、六〇四	一、二、三六九	七三、三五六	一八、九八九	五、三九〇
陶磁器	(百疋)	七、四二三	二、七三〇	二、四六六	七、一七二	三三、〇六三	五、二一〇
硝子製品	(百疋)	三、九七六	四、一七八	二、一七四	一六、九二九	八八、二八三	七、三五四

普通窓硝子	(十平方米)	四六五	—	二七九	一、七二〇	五、九五四	四、三三四
セメント	(百疋)	三、八四九	九八一	一〇、六二五	三、二八三	三八、四一八	二六、一三五
蓄音器及其附屬品	(足)	一、一〇七	八七七	四〇五	三、八一〇	五、三六三	一、五五三
ゴム靴	(個)	八一、三二五	八〇、三六六	八三、一四四	三五二、三〇一	一、一八二、五二八	八三〇、二二七
固本タイヤ	(個)	七、六〇七	七、三三五	五、七〇二	二七、五〇六	一四二、六三三	一一五、一一七
白粉及クリーム	(個)	四、〇七四	一一、六三七	六、四四八	三九、七〇九	五九、三八二	一九、六七三
玩具及遊戯品	(個)	三、〇五二	七、五五一	七、七四六	三二、三八六	四九、八三五	一七、四四九
〇輸出之部 (註) 数量ノ左方ハ價格銀元		一、〇四九	四九七	九二二	一八、四三九	三一、八二七	一三、三七八
豚毛	(百疋)	二八四	七三三	八九六	二、六一三	一、六一一	一、〇〇一
毛	(百疋)	二一六、三三三	三三三、八一八	三七〇、二八四	九〇八、三五五	四五九、七〇一	四四八、六五四

落花生(實)

(百斤) 三四、九九四 七、六六六 二、九六八 一九六、〇六五 五五二、九八〇 Δ 三五五、九五

苧麻種

六〇、〇一一 (百斤) 三五九 一五二、二〇七 六〇、二五五 三、〇七五、〇六〇 七、一六三、一七五 Δ 四、〇八八、一五

棉實

三、五九五 (百斤) 七、四一一 三、九一二 一、三三二 五九、二二七 一五二、九八一 Δ 九五、八五四

胡麻實

二四、四五七 (百斤) 二、四一七 四、三九二 四、三九二 一九六、八四五 五〇七、三三三 Δ 三三〇、四八八

葉煙草

二四、六四七 (百斤) 二、四一七 九、四四五 七六、二五三 三六、七八三 二四六、三五 Δ 三九、四七〇

唐辛(乾)

二、八八九 (百斤) 三、五六六 四、二八四 七、九四七 七二、二二六 一六〇、五九 Δ 八九、三〇二

石炭

二二、七九〇 (百斤) 二、九、五五五 二二、二一九 二二〇、六六六 四五、二二八 四五、二二八 Δ 七五、四四八

棉花

(百斤) 二、二二七 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五

落棉

(百斤) 二、二二七 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五

生糸

(百斤) 二、二二七 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五

羊毛

(百斤) 二、二二七 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五

綿糸

(百斤) 二、二二七 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五

山東絹袖

(百斤) 二、二二七 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五

鹽

(百斤) 二、二二七 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五

麥稈具圖

(百斤) 二、二二七 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五 二二、〇七五

品名	昭和十一年四月中	同年五月中	同年六月中	同年上半年	前年同期	比較増減
人毛	(百疋) 四二	二六二	四六	三七一	三三	三三〇
牛肉類	(百斤) 二、九一九	一八、四〇七	四、七七八	二六、一〇四	三、八六八	三三、二六六
牛油	(百斤) 一、二七七	一、五五九	一、三二二	五、三三二	三、三九四	一、八三八
花生油	(百斤) 三三、九三〇	四、五九五	三、五九一	一五、五六六	六、七〇六	七、八二〇
牛皮	(百疋) 一五、二五三	一〇、二〇五	二四、九二二	七、二九四	一三、四三七	七、八五七
墨魚	(百斤) 一	一	七五	七五	一七二	八〇五
乾魚	(百斤) 一	一	四、一四二	四、一四一	一五、八三八	一一、六九七
乾鹽魚	(百斤) 一	一	九、八七九	一一、四九九	七、〇二七	四、四三二
黑豆	(百斤) 一	一	九八、二四八	一一、五二六	七〇、五七三	四二、九四三

〇支那品移出之部 (註) 數量ノ左方ハ價格銀元〇印ハ増△印ハ減ヲ示ス

品名	昭和十一年四月中	同年五月中	同年六月中	同年上半年	前年同期	比較増減
髮網	(ノロス) 六八〇	二、〇六四	一、四一〇	一六、四七三	一五、四七二	八、九九九
綿布	(百疋) 五〇〇	二、〇六四	一、六九〇	六、五七二	一四、八一九	八、二四七
卵粉	(百斤) 一〇五	一〇、二七九	一、七〇	六、二五九	一一、九六一	一、一九八
豚毛	(百斤) 二〇、四六〇	二四、七六四	二一、五三三	四七、八七九	一一、四六九	三六、四〇九
冷凍卵	(千個) 一	一	一	一	一	一
生卵	(百斤) 一	一	一	一	一	一
卵	(百斤) 一	一	一	一	一	一
豚毛	(百斤) 一四、八六四	三七、七〇六	二八、三三九	四六、八七九	二九、七六四	三三、九七五
豚毛	(百斤) 一九九	七	四二	一一、〇五	三六五	八七四〇

核桃(殼付) 乾柿 藥材 落花生油 落花生(殼付) 落花生(實) 杏實 西瓜種

一、五〇三 (百斤)	七、六二二 (百斤)	二二、〇五二 (百斤)	七、六二二 (百斤)	七、六二二 (百斤)	六、一九九 (百斤)	八、一〇三 (百斤)	一、五八、九五二 (百斤)	八、一八八 (百斤)	二、〇三二
一、〇八八	三、一六一	一一、〇一〇	三、一六一	三、一六一	五、三五五	三、四三七	六、三、六七九	二、四四四	一、〇八七
一、一七三	八、一三六	三、〇五九	八、一三六	八、一三六	四、二七	四、〇四三	七、五〇、九四三	一、六六七	八、七
四、七五二	三、九六六	九、四一九九	三、九六六	三、九六六	一、〇〇五	三、七、〇〇〇	五、五八四、八三六	五、〇四四	三、四二一
九、五二九	五、四二八	八、四、二〇二	五、四二八	五、四二八	一、三二二	五、二、四八一	六、九九七、六三三	二、九七六	四、一六二
四、七六七	三、九三三	九、九一七	三、九三三	三、九三三	一、二四六	一、八四、四八一	一、四〇二、七八六	一、〇四一	二、七五二

赤粟 黑粟 粟 麥粉 穀 黃豆 白豆

四、九六七	三、九〇四 (百斤)	三、三五五 (百斤)	一、〇二一 (百斤)	一、〇二一 (百斤)	五、五五五 (百斤)	一、九一〇 (百斤)	一、九一〇 (百斤)	一、九一〇 (百斤)
三、〇八〇	八、四〇〇	八、四〇〇	八、四〇〇	八、四〇〇	六、〇八五	三、六〇八	三、六〇八	三、六〇八
四、二三四	一、〇五二	八	八	八	六、二一八	六、二一八	六、二一八	六、二一八
三、五三四	三、四〇八	二、四五五	三、五九三	三、五九三	九、二四九	二、七二三	二、七二三	二、七二三
二、六、二二六	六、二、四〇四	三、九三二	七、六八五	七、六八五	六、九、三六五	八、四八九	八、四八九	八、四八九
七、二八八	二、四七六	一、四七六	四、〇九二	四、〇九二	六、〇、一六	七、五三四	七、五三四	七、五三四

品名	昭和十一年四月中	同年五月中	同年六月中	同年上半期	前年同期	比較増減
牛 皮	(百疋) 1	1	1	1	1	1
粗製皮 (水牛皮及牛皮)	(百疋) 67	9	13	49	49	6
乾 鹽 魚	(百疋) 1,045	100	160	92	3,002	2,060
魚介類及海産物	67	164	148	2,710	1,254	1,456
黄 豆	(百疋) 14,800	33,068	7,888	39,791	50	39,741
麥 粉	(百疋) 19,444	2,555	10,954	7,502	37,251	60,759
高 梁	(百疋) 27,207	26,875	24,977	77,829	1,433,999	646,103
	28,427	14,910	1	33,337	1	33,337

○支那品移入之部

品名	昭和十一年四月中	同年五月中	同年六月中	同年上半期	前年同期	比較増減
鹽	(百疋) 3,210	5,350	2,140	17,210	54,712	37,502
精 鹽	(百疋) 3,210	5,350	2,140	17,210	54,712	37,502
麥 稈 眞 田	(百疋) 3,680	37,800	25,210	210,960	54,293	156,667
麥 葉 帽	(百疋) 5,520	4,500	2,850	2,276	1,087	1,087
燐 寸	(グロス) 6,550	5,555	5,910	28,955	14,468	14,487
火腿(バラ荷)	(百疋) 688	1,248	748	5,208	7,660	2,452
水 牛 皮	(百疋) 233	7	39	29	466	433
	9,044	2,866	2,384	14,244	27,264	13,020

支那酒	麥酒、葡萄酒類	各種砂糖	熙春綠茶	卷煙草	葉煙草	竹片、竹葉
(百斤) 一七三	(百斤) 二、六七一	(百斤) 六、五七八	(百斤) 一	(百斤) 八二、四八一	(百斤) 四〇五	二九、一八八
一、四一	七、三九	二、五二	一	一〇四、九六四	二、二五二	二五、六〇五
一、四一	七、八五九	八、四〇	一、六五〇	二一九、五七三	三、八三	三、七五二
一、二八八	二四、〇〇七	八七	一、八八四	六四七、二二六	二、六五七	一三〇、四〇〇
二、四九六	六四、七九	一、〇八一、七二	一、八八四	七六、三三九	三、一	一一三、六二四
二、二七二	五〇、三九六	九七、九八三	六、二五	三、二五四	三、一	六、七八六
二、六三六	一三、一八五	五、九五二	三、二五四	七六、三三九	二、六五七	
二、七二	一四、三六三	九三、七六	三、二五四	七九、一〇八	二、六五七	
二、七二	六、六三六	四、三二	三、二五四	七九、一〇八	二、六五七	

桐油	豆油	藥劑品	密柑	豆柏	米及玄米	玉蜀黍
(百斤) 二、八九四	(百斤) 四〇〇	(百斤) 二、八八三	(百斤) 七、四〇五	(百斤) 一八、九九九	(百斤) 二、四八八	(百斤) 二、八八八
一、三三	五〇〇	一、二六七	一、八七九	五〇、一四七	四、七六	四、七六
三、四、五八二	九八	一、四八〇	一、八二二	三、四七九	一、〇	一、〇
三、八、三三二	一、二六八	二、五、〇八五	一、四、五三六	一〇〇、三三五	二、六、五九二	二、六、五九二
六、三二一	八五五	五、五八八	六、四、七六一	八、五八〇	一、〇	一、〇
七、八九〇	三三四	一〇、一〇〇	六、四、七六一	一〇〇、三三五	一、〇	一、〇
二、七、〇三二	三三四	五〇、三〇三	五、九、二三五	七、四〇六	一、三、三七四	一、三、三七四

一等紙	(百斤)	三、三五	二、二五	三、三四	三、七一九	三、五六〇	一、五五
二等紙	(百斤)	一五、六九	二、一七二	一七、一〇七	二八、二二八	一七九、五五	一、五五二
三等紙	(百斤)	七、五〇八	一、五八五	三、一四二	一九、四六四	一九、六八四	二、二〇〇
錫箔紙	(百斤)	一、五〇四	七、九一	七五、二六〇	四五、五五六	四四九、二七	二、三三九
棉花	(百斤)	一六、四〇五	一、〇九四	一、一七三	一〇、五五六	二八、〇〇	二、五五五
靴下類	(百斤)	三、八六九	二八八	一、二四九	二、九四五	三、二四五	三〇、四九五
綿糸	(百斤)	九、六二五	一〇、〇五七	一、五〇五	二六、二〇二	一六、三六八	四、一六五
	(百斤)	六、九七〇	二、五七二	一、二六一	一〇、三、五七一	二、六八八	三〇、八八三
	(百斤)	三、七九九	二、五九六	三、一三二	二、三七五、八八五	一八二、八三三	二、一九、五三
	(百斤)	三、五五〇	一七、二四二	二九、〇七七	二四、四六四	二五六、六六四	三、二〇〇
	(百斤)	八八〇	三七五	一、六八五	三、六四七	二七、三三	一三、六七九
	(百斤)	一〇、一三七	四八、三三七	七、六四〇	四二六、七一九	二、二七一、九七二	一、七四五、二五三

金巾及粗布	(百斤)	七四二	一、六三九	六、六八五	七、〇八三	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
土布	(百斤)	一、八八〇	七二六	一、〇九二	四、八三九	三、八四九	三、六三三
綿毛圍布	(百斤)	二、〇五〇	一、〇五二	一、四三五	一九、〇〇	一一、八七五	七、二二六
綿毛圍布	(百斤)	一、八八〇	一、八八〇	三、〇二七	一一、二四四	一〇、四八六	六、五八
麻袋	(百斤)	三、四、五二	三、八七	五、八三四	一九、四七六	二〇七、八九〇	一四、四二四
ゴム靴	(百斤)	二、四〇	二、七六	一、四四〇	一、九五六	五、三三八	三、二七二
鐵製品	(十平方米)	一六、六三五	五、八四二	八、五六〇	二二、八四	五七、一七三	一五四、六六一
末水銀普通	(百斤)	二〇、四三三	二八、三三五	二八、五九四	九、七七七	一一、六〇七	一一、八五〇
窓硝子	(百斤)	三、五、二九四	四六、〇〇六	四、九四〇	一六二、五九四	二〇七、四七一	四、五、八七七

家庭用洗濯用石	(百斤) 103	10	238	456	28
曹	八、六四五	179	9,470	11,335	1,855
書籍類	(百斤) 1,144	1,833	7,683	5,490	2,193
書籍類	13,791	18,072	75,791	42,222	33,579
	(百斤) 118	26	1,401	1,298	103
	18,761	16,151	33,210	26,438	28,560
					17,860

青島港對日貿易概況 (昭和十一年度上半期)

青島港本年上半期對日貿易總額は二千三百三十二萬餘元にして、當期對外總貿易額五千六百六十二萬餘元の四〇、九%を占むるが、之を前年同期對日貿易總額二千三十四萬餘元に比すれば二百九十八萬元餘一割四分九厘の増加となる。當期對日貿易の増進は一つに輸出の増加に因る。

日本よりの當期輸入額は千二百五十八萬餘元にして當期總輸入額二千六百七十九萬餘元の四七、〇%を占むるも、之を前年同期千三百六十三萬餘元に比すれば百五萬餘元(八、〇%)の減少を示す。而して輸入總額に對する割合は前年の四四、一%

に比し、二、九%の上昇を見た。重要商品の輸入額は全般的に減退し就中綿布、人絹糸、紡織機械砂糖、木材、ゴム靴等甚しき減少を來せり。此處に北支低稅政策の當港本邦品輸入に對する影響を窺ふと共に今後北支政情の安定を見ざる限り當港對日輸入貿易に於ける活況は望み得ない。

七十萬餘元に比し四百四萬餘元(六〇、三%)の増加となり、總輸出額に對する割合も八、三%の上昇を示せり。對日重要輸出品中最も輸出増加せるもの粟にして、次で牛肉、牛皮、棉糸、葉煙草、棉花、落棉等々著しく進展を見せ、以上七品目輸出額のみで昨年の其に比すれば三百六十一萬餘元の増加を來せり。一面當期對日輸出品で比較的減少せるものは、石炭、棉實、靛、鹽等なり。

當期對日本輸出額は千七十四萬餘元にして總輸出額の三六、〇%を占むるが、之を前年同期六百

青島港對日總貿易額月別比較表 (朝鮮台灣ヲ含ム)

昭和十一年度上半期

對日輸出入總額	對日輸出總額	對日貿易額ノ比率
一月 三、七八七、〇三〇 銀元	八月五、七二二 銀元	四四、〇%
二月 四、四〇八、五七七	一一、六五七、九九七	三七、七%

同上一ニ對スル

三	三、七五、九〇二	七、六五、二二六	四九、二
四	四、二五四、九八四	九、〇九六、三九八	四六、七
五	三、一六六、七四一	八、六三三、九九八	三六、八
六	三、九五、七五〇	一〇、九九三、〇五九	三五、七
上半期	三、三八、九八五	五、六三、四六〇	四〇、九
昭和十年度上半期	三、九五四、三八五銀元	八、六二九、六三四銀元	四六、〇%

出港一、三六、〇月、三、九五四、三八五銀元
 二、三、七、五四、六九三、二、五〇〇、六三四
 三、五、二九、三〇五
 四、二、五〇〇、六三四
 五、一、九八、二四三
 六、三、〇七四、一〇八
 上半期、二〇、三三二、一九四
 昭和十年度上半期、三、九五四、三八五銀元

青島港對日本輸出入額月別比較表

昭和十一年度	一、輸入ノ部				青島港 總輸入額 金單位	同上ニ對スル 合計ノ比率 %
	月別	日本本土	朝鮮	台灣		
一月	六九五、二六二	六、二六七	三五、七七二	七三七、三〇一	一、三七六、〇七一	五、一八
二月	八四、九二三	四、五五二	三三、二二六	八七三、六八一	一、八三三、七六六	四、八五
三月	九五九、二三八	二、九七〇	五五、八七九	一、〇一四、八二八	一、五九三、四〇〇	六、四一
四月	一、〇五六、六三三	一、四、六二七	一九、五九五	一、〇九二、八三五	一、八七八、一〇九	五、九二
五月	八三五、六五六	一、七六一	三、五六六	八四一、〇三三	一、八七五、二四三	四、九
六月	一、〇〇一、九四七	三、四〇三	七、六八七	一、〇一三、〇三七	三、三三三、八八九	三〇、四
上半期	五、三九七、六四九	四〇、三二二	一四四、七五五	五、五八二、六九五	一、一八七、四七八	四、七〇
昭和十年度上半期	(二、一九一、八二五)	(八、三三四)	(三〇七、四九四)	(二、五八五、七〇三)	(二、六、七九三、七九一)	

昭和十年度

月	金單位	金單位	金單位	金單位	金單位	金單位	金單位	金單位
一	一、二八四、七五八	一〇、〇九八	三六、八二七	一、二二一、六六三	二、四九三、四八七	四九、三		
二	一、三三五、〇七七	三三、〇三六	四、九三八	(二、三九九、二八〇)	(四、八五二、三六六)	七〇、一		
三	一、八九七、〇八二	一一、四七一	七〇、八一五	(一、九七九、三六八)	(三、二二一、六三七)	六一、九		
四	八〇七、三三三	一一〇、四四四	—	(九一七、七三七)	(五、五九九、八七三)	二六、一		
五	五八八、二八七	二〇三、五四九	六、六五三	(一、五八二、八九七)	(六、〇六四、七四一)	二〇、七		
六	一、三七七、四九三	一一、五九二	二〇、六〇二	(七二八、四八九)	(三、五二七、五〇六)	二〇、七		
累計	七、〇九九、九九〇	三五九、一七〇	一三九、八三五	(二、三九九、二八〇)	(七、五九八、九九五)	一七、二四一、四八五	四四、一	
二、輸出、部	(二、七三七、四三六)	(六四〇、九六三)	(二五九、一一三)	(一三、六三七、五〇一)	(三〇、三三八、〇八八)			
一	日本本土	朝鮮	台灣	合計	青島港 總輸入額	同上三對 スル比率		
一	一、九六五、九四一	一、〇三三、二二二	—	二、一七、〇四三	五、四六八、九七一	三八、五		

昭和十年度

月	金單位	金單位	金單位	金單位	金單位	金單位	金單位	金單位
一	一、四三六、四二五	一一八、六八〇	—	一、五五五、一〇五	三、七七七、三〇八	四〇、九		
二	一、一四五、一四六	一一四、二一七	二、〇〇〇	(一、二六一、二六三)	(三、九五六、一一〇)	三二、五		
三	一、〇八六、四九二	四三三、五九〇	—	(一、五二〇、〇一九)	(四、八八九、一九二)	三〇、八		
四	八〇七、三三三	一一〇、四四四	—	(九七、七三七)	(二、九二一、七三〇)	三二、四		
五	五八八、二八七	二〇三、五四九	六、六五三	(七二八、四八九)	(三、九六六、九一九)	一八、四		
六	六一五、六九二	一一六、三八八	—	(七三三、〇八〇)	(四、六七四、四三三)	一五、七		
累計	五、六〇九、二九二	一、〇八六、七四八	八、六五三	六、七〇四、六九三	二四、一八五、六七一	二七、七		

青島港對日主要貨物輸出入狀況

(朝鮮台灣ヲ含ム)

○輸 入 (註)數量ノ左方ハ價格金單位○印ハ増△印ハ減ヲ示ス

品名	昭和十一年四月中	同年五月中	同年六月中	同年上半期	前年同期	比較増減
正絹	三、三三七	三、二五三	二、八四七	五、二五三	二四、五九二	△
全上(晒又ハ染)	一、六、七三二	六、五二二	九、二三四	七五、一〇七	八〇八、五九三	△
全上(擦染)	一、五、七四五	一、八八三	一九、二〇〇	一九、四八四	一、〇一九、七〇六	△
サ	一、四、四二一	一、八八一	五、六一	一、八三	三、五二二	△
普通毛織物	一、一、一	二、二五	二、二五	二、八二	二、八〇七	△
製帽子	一、一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	△
人絹糸	一、一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	△

品名	昭和十一年四月中	同年五月中	同年六月中	同年上半期	前年同期	比較増減
山形鐵	一、七九(百斤)	八八二	一、一四四	六、五三八	六、六八二	△
棒鐵	八、九三〇(百斤)	四、四二八	四、九九二	三三、一九九	三〇、四二〇	○
鐵釘	二、九五二(百斤)	三、二七三	五、九四〇	二〇、九四六	三七、七七二	△
鐵線	一、四、四八(百斤)	一、五、八八	二、八、〇七六	一〇、二、二六三	一八、三、四四二	△
電動機及其部分品	一、〇〇〇	四四八	二〇	五〇六	一、五七四	△
紡織機械及其部分品	三、六四	二七〇	二五〇	一〇、一二二	二、四九三	△
自動車	二、六、八三	二、一四五	一、四七七	七六、五五七	一〇、二、一八八	△
自動車部分品	一、五、四〇六	一、五、一五五	三、五二五	七二、三二二	七四、四八九	△
自轉車	一、六、四七	一、六、三〇	三、四六〇	一九、一六二	一六、八二五	○

自轉車部分品	二九、七四八	三〇、九〇〇	八、一五〇、〇〇〇	一三、四三三	一七四、四二九	五、一九七六
ポンプ及其部分品	四九〇	一、三三三	二、二五二	二五、〇四六	二二、二九四	一、七五二
時計及其部分品	一、四二〇	四三二	四三六	四、三九一	二二、七六六	八、三八五
電球	一、〇三二 (千本)	一、三九九	三三七	八、〇四三	六、九九九	一、〇四四
手縫針	二、一〇一	二、〇〇〇	一、四三五	二七、六四六	一二六、七三二	八九、〇七六
ラジヲセツト及其部分品	一、八二七	三九五	三〇六	四、六五八	一七、七六五	一三、一〇七
昆布	四、四九七 (百斤)	二、四六八	二、三二五	一五、四六九	一一、八四五	三、六四
海參	二、〇七三 (百斤)	三九六	一〇七	五、一三八	二七、九〇一	三三、七三三
鹽	八、九元 (斤)	一、三九八	二三四	二二、八八八	六六、九三八	四三、〇五〇
鹽鍊	一、四六六 (百斤)	三八六	五〇四	二二、一五	三三、八七一	二〇、七五八
米及玄米	一、四九 (百斤)	四七	四三〇	二二、八〇六	三六、三八	三三、五二二
	三、二九 (百斤)	一	一	七、三五二	七、一八九	一六三
	八七〇 (百斤)	一	一	三〇、九九一	四〇、六〇三	九、六二二
	一、六五三 (百斤)	一	一	一、六五三	二、九〇〇	一、二六八
	一、五九八 (百斤)	一	一	一五、九八八	二五、七六六	九、七六八

小麥粉	(百斤)	二、六六	四、五七	八、九四八	一、四九六	五、五四八
林檎(鮮)	(百斤)	一、四四二	一、五九九	二、一六二	八、一五九	二九、九九九
蜜柑(鮮)	(百斤)	二、三三	一、四	六、八	一、〇九〇	一、〇五二
砂糖	(百斤)	五三三	七九	三六三	六、九二七	六、八〇七
砂糖	(百斤)	(百斤)	二、二八	一、一九四	三、五〇七	三、三三
鹽酸	(百斤)	二、四一五	一〇〇	六、二七	二五、七八一	一七、三七七
硝酸	(百斤)	三、三五三	三九〇	一一三	二八、六四五	一三、八四五
硫酸	(百斤)	一七、四五三	二、〇八一	五四九	一四五、〇七〇	六六、〇五四
	(百斤)	四〇四	二二	四五	二、二七八	二、五八
	(百斤)	三三三	八	二〇二	一、〇三八	二、九一〇
	(百斤)	二、八八八	一、六二五	一、五二八	九、一四四	五、一四四
	(百斤)	三九〇	三三二	三九五	二、二四四	二、四八一
		一、四二八	一、八四九	一、五五七	八、二六七	九、八四三

礦質ガソリン
 揮發油ベンジン
 石油
 滑物油
 パラフィン蠟
 洗濯用石鹼
 化粧石鹼
 普通印刷紙
 片艶ロール紙

(立)	197,455	166,651	197,859	1,804,718	1,518,343	286,376
(立)	7,319	6,155	7,318	66,886	63,753	3,123
(立)	45,942	47,341	61,649	347,501	375,218	27,777
(百斤)	2,452	2,409	3,247	18,905	18,391	5,44
(百斤)	97	96	50	333	4	39
(百斤)	96	900	457	3,051	4	3,07
(百斤)	10	10	30	18	5	13
(百斤)	10	5	159	1	5	107
(百斤)	3,737	1,943	1,248	2,393	3,815	13,43
(百斤)	3,364	3,803	1,971	18,186	18,610	4,4
(百斤)	35,693	3,862	18,001	17,770	19,995	19,35

晒粉
 炭化カルシウム
 鹽素酸カルシウム
 硫化曹達
 人造藍
 硫化染料(黒)
 ベイント

(百斤)	144	233	142	1,361	1,659	321
(百斤)	5,680	3,194	455	16,406	26,607	10,101
(百斤)	1,122	1,147	1,760	5,333	5,332	99
(百斤)	4,721	4,987	7,752	23,814	26,134	3,320
(百斤)	470	570	414	2,808	2,768	40
(百斤)	8,043	9,665	6,969	47,783	52,553	4,780
(百斤)	1,105	1,247	1,100	8,363	6,926	1,437
(百斤)	4,396	5,067	1,100	33,218	33,113	1,415
(百斤)	71,940	35,510	6,840	160,800	135,480	25,320
(百斤)	31,288	14,336	6,964	74,688	56,670	16,018
(百斤)	26,518	17,890	40,410	170,492	218,059	42,433
(百斤)	3,009	2,014	4,885	18,818	23,124	5,714

牛皮紙	(百疋)	1,913	1,232	1,913	1,232	1,188	512
模造紙	(百疋)	2,008	2,170	2,077	2,243	1,979	7,147
機械用ベルト皮	(立方米)	3,759	1,374	85	1,829	2,075	6,486
木材	(百疋)	2,067	5,577	3,415	1,693	37,599	20,598
へギ板(軸木)	(百疋)	20,675	48,962	35,222	17,026	45,041	283,911
石炭	(噸)	11,506	13,604	22,369	7,356	66,966	5,390
陶磁器	(噸)	3,976	4,218	2,152	1,675	88,039	7,284
硝子製品	(平方米)	954	1,443	1,333	6,227	14,255	8,268
普通窓硝子	(平方米)	1	1	1	1	1	1

○輸出之部 (註) 數量ノ左方ハ 格銀元〇印ハ増△印ハ減ヲ示ス)

蓄音器及其附屬品	(百疋)	3,849	981	1,055	3,283	30,499	8,156
セメント	(噸)	2,544	6,444	6,334	14,088	33,378	9,290
ゴム靴	(足)	1,103	847	405	3,732	65,015	11,103
白粉及クリーム	(噸)	81,335	79,676	51,236	39,093	1,261,651	842,559
玩具及遊戯品	(噸)	7,607	7,165	3,611	25,235	141,408	126,183
文具及遊戯品	(噸)	571	101	174	5,741	6,976	1,235
豚毛	(百疋)	1,018	479	910	18,377	33,338	12,961
冷凍卵	(千個)	1	1	1	1	1	1
鮮卵	(千個)	2,733	2,218	4,892	5,440	4,548	4,548

生 大 豆 糸	羊 毛	棉 糸	山東 絹 紬	鹽	麥 稈 眞 田	髮 網	綿 布
一、八四四 (百斤)	一、二二二 (百斤)	一、五七〇 (百斤)	一、三三三 (百斤)	一、九六〇 (百斤)	一、九六〇 (百斤)	一、五〇〇 (百斤)	二、〇〇〇 (百斤)
一、二、四九九	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
三、六九九	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
一、四、一四八	一、四、一四八	一、四、一四八	一、四、一四八	一、四、一四八	一、四、一四八	一、四、一四八	一、四、一四八
二、六、〇一一	二、六、〇一一	二、六、〇一一	二、六、〇一一	二、六、〇一一	二、六、〇一一	二、六、〇一一	二、六、〇一一
一、四、五〇七	一、四、五〇七	一、四、五〇七	一、四、五〇七	一、四、五〇七	一、四、五〇七	一、四、五〇七	一、四、五〇七
二、一、八六三	二、一、八六三	二、一、八六三	二、一、八六三	二、一、八六三	二、一、八六三	二、一、八六三	二、一、八六三

棉 實	胡 麻 實	葉 煙 草	唐 辛 乾	石 炭	棉 花	落 棉
七、四四一 (百斤)	二、四四七 (百斤)	一、〇〇〇 (百斤)	四、〇〇〇 (百斤)	二、〇〇〇 (百斤)	二、〇〇〇 (百斤)	四、〇〇〇 (百斤)
三、九三二	一、三二一	一、二二二	四、五〇〇	二、七、三三三	二、七、三三三	四、八、六三二
一、三三二	四、三九一	一、三三二	一、三三二	一、七、四四四	一、七、四四四	五、〇、九七六
五、九二七	一、九八四	二、六、一三九	五、七六六	一、〇、六、一三〇	一、〇、六、一三〇	三、〇、五、八四二
一、五、九二七	五、〇、七、三三三	九、七、四、七九九	二、二、三三三	二、二、三三三	二、二、三三三	一、八、四、三三三
九三、八五四	三二〇、四八八	三七九、八七五	六、五七七	八四、三五〇	八四、三五〇	一、二、六〇八

青島市內卸小賣物價表

(自昭和十一年一月一至六月)

昭和九年一月標準 昭和十一年一月指數
物價指數 一月指數 二月 三月 四月 五月 六月

品目	銘	額	單位	昭和九年一月標準	昭和十一年一月指數	二月	三月	四月	五月	六月
穀類										
白米	朝鮮米(特等)	〇(財入)	金	七〇	一〇〇	一二三	一二三	一二三	一二五	一二六
	滿洲米(特等)	〇(財入)	〇	九〇	一〇〇	一二四	一二三	一二三	一二六	一二六
	上海米(特等)	二〇〇(封度)	銀	二〇五	一〇〇	一二九	一二八	一二七	一二八	一二九
小麥(卸)	高密物	一〇〇斤(担)	〇	三〇	一〇〇	一二九	一二八	一二五	一二五	一二八
粟(卸)		一〇〇市斤	〇	三〇	一〇〇	一二八	一二五	一二五	一二五	一二五
麥粉(卸)	雙	一袋(三財入)	〇	二四	一〇〇	一二四	一二五	一二四	一二三	一二八
落花生(卸)		一〇〇市斤	〇	三三	一〇〇	一二九	一二八	一二六	一二六	一二六
落花生(實)		一〇〇市斤	〇	九六	一〇〇	一二八	一二五	一二六	一二四	一二六
落花生油(卸)		一〇〇市斤	〇	一八〇	一〇〇	一二四	一二四	一二五	一二三	一二三
棉實(卸)		一升	金	〇四	一〇〇	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四
黑大豆		一升	金	〇四	一〇〇	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四

蔬菜類

午莠	青島品	一貫	銀	〇七	一〇〇	一二九	一二八	一二八	一二九	一二九
蔥		〇	〇	〇三	一〇〇	一二九	一二七	一二七	一二七	一二七
馬鈴薯		〇	〇	〇三	一〇〇	一二三	一二七	一二三	一二七	一二三
甘薯		〇	〇	〇三	一〇〇	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九
里芋		〇	〇	〇六	一〇〇	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九
人參		〇	〇	〇三	一〇〇	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九
大根		〇	〇	〇五	一〇〇	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九
果物類										
林檎	朝鮮物	一貫	〇	一六	一〇〇	一二八	一二〇	一二四	一二九	一二六
バナナ	台灣物	〇	〇	一四	一〇〇	一二八	一二二	一二九	一二九	一二六
調味料										
砂糖	精製糖	一斤	金	〇二	一〇〇	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四
味糖	日本物	百斤	〇	〇〇	一〇〇	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四
醬油	龜甲藻	一升	〇	〇八	一〇〇	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四

硫 酸(卸)	金七〇〇〇	100	117	100	100	100	100	100	100
石 炭(卸)	淄川	噸	九〇〇	100	100	100	100	100	100
同	博山	噸	二八五〇	100	100	100	100	100	100
同	博山	噸	二八五〇	100	100	100	100	100	100
同	博山	噸	二八五〇	100	100	100	100	100	100
石 油(卸)	テキサス	紅星	一噸(二〇ガロン)	六八〇	100	135	135	135	135
磷 寸(卸)	雙喜	一箱(百斤入)	四八〇〇	100	109	109	109	109	109
染 料(卸)	硫化青	一箱(百斤入)	四〇〇〇	100	八四	八四	八四	八四	八四
其他雜貨	小	山
雞 卵(卸)	中	玉	千個	一九〇〇	100	135	135	135	135
昆 布(卸)	薄	藥物	百斤	五〇〇	100	150	150	150	150
牛 皮(卸)	牛	良	大皮	五〇〇	100	110	110	110	110
牛 骨(卸)	大	骨
骨 粉(卸)	...	噸

麥稈(卸)
麻 袋
物價總平均指數
錢 鈔

青島經濟市况

(昭和十一年自五月至七月)

金 融 輸出は夏枯状態を示し萎靡不振、金融は月を改める度に緩漫の度を加へ銀行券流通高は七月末一月に比し七百九十萬圓の激減をなしたるも、支那側金利は一、二〇%にて不變であつた。

錢 鈔 國民政府の爲替統制破綻懸念、英米クロス連日の續騰並南北支の時局不安等に軟調を呈せるも其後漸次強含み材料表はれ來たり、西南派没落と共に中央勢力擴大するや強調を呈するに至れり。

銀行券流通高	...
支那側銀行 制定利率	...
五 月 末	二四、八〇〇、〇〇〇元
六 月 末	三三、六〇〇、〇〇〇元
七 月 末	三三、六〇〇、〇〇〇元

青島取引所五月中買買高	二千九十三萬元
六 月 中	千九百七十四萬五千元
七 月 中	千五百四萬元

相場

寄付	高値	安値	大引
五月	101.35	101.30	101.35
六月	101.30	101.30	101.35
七月	101.35	101.30	101.30

棉

花 上海市況軟弱の爲相場漸落し又雲實

客の賣焦り等に市場を壓迫し氣配悪化せるも平價切下げ説抬頭し上海人氣轉換に當地も其の影響を受け綿糸商活潑となり紡績買氣つき相場も出廻り及在荷の漸減に減騰し、米棉も作付段別發表強氣的なりし爲相場急騰し各地之に追従し暴騰せるも、米棉天井突きの氣味にて漸落し來たり上海の定期高も暴力買占圍の無謀なる買支へに因るものと知れ渡るや市況軟轉せり、紡績は米國棉産地に適雨あり棉作見直せる爲相場漸落に當地新棉も押へられ

相場

古棉は新棉の出廻案外早き事が傳へられ紡績一勢に見送り轉落を早め居れり。

米棉現物	五月初	高値	安値	月末
五月	二、二七	二、二七	二、二七	二、二七
六月	二、二七	二、二七	二、二七	二、二七
七月	二、二七	二、二七	二、二七	二、二七
山東米棉	五月	四、九〇	三、三〇	三、三〇
普通品	六月	五、〇〇	三、三〇	三、三〇
新通棉	七月	四、八〇	三、三〇	三、三〇
古通棉	七月	五、〇〇	三、三〇	三、三〇

綿

糸 四月末の暴落の後を受け越月後も一般人氣弱かりし處へ上海定期暴落せし爲賣物殺到し本年に入りての最安値二二六元二五に突込みたるも、問屋客筋の手持薄に買萌し氣味あり見直せるも上海定期亂調子に警戒人氣

濃厚にして必要買の外見るべきものなく閑散状態を續けたり、然るに月央米支銀協定の成立、之に伴ふ幣制再改革説傳へられ爲替低落せし爲俄然思惑買活潑となれるも、政府の幣制改革否定聲明に爲替下げす期待外れとなり交易所急落、現物商内も閑散相場じり安を告げたるも、原棉は端境期に向ひ在荷沸底、相場は下溢りたり、六月の中旬に至り西南時局も影響なく、上海定期強調、原棉の騰勢等に端賣筋の買埋め急ぎとなり交易所漸騰、滌縣昌邑筋の端子明けの手當買開始の爲思惑商内活潑となり端午直前に氣配最高調に達したるも端午節後の奥地實需の期待外れ米棉の稍反落に上海定期の軟調及買過ぎの反動等に市況軟化せり、然し七月に入るや滌縣、昌邑筋の

綿糸布現物相場

16 號	五月初	高値	安値	月末
五月	101.30	101.30	101.30	101.30
六月	101.30	101.30	101.30	101.30
七月	101.30	101.30	101.30	101.30

豐島			寶來			龍門			寶船			花蝶			宮女		
七月	六月	五月	七月	六月	五月	七月	六月	五月	七月	六月	五月	七月	六月	五月	七月	六月	五月
1121.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00

交易所			立馬			花蝶			宮女			42/2 銀月			五彩星		
七月	六月	五月	七月	六月	五月	七月	六月	五月	七月	六月	五月	七月	六月	五月	七月	六月	五月
1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00

1130.00

20 銀月			豐島			寶來			五彩星			寶船			16 金貨		
七月	六月	五月	七月	六月	五月	七月	六月	五月	七月	六月	五月	七月	六月	五月	七月	六月	五月
1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00

32 銀月			豐島			寶來			五彩星			寶船			宮女		
七月	六月	五月	七月	六月	五月	七月	六月	五月	七月	六月	五月	七月	六月	五月	七月	六月	五月
1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00	1130.00

1130.00

綿

布 天津方面密輸品激増の壓迫に賣行き

不振の折柄綿糸定期の投崩れに綿布も一段と安値に突込みたるも、此の邊の値頃にては全然賣氣を見せざりし爲間も無く人氣落付き相場引戻し下旬密輸に對する國府の嚴重なる取締令發布せられ密輸品に對する脅威幾分薄らぎ加工品にまでも稍買氣を見るに至りたるも先物は警戒人氣にて閑散、されど六月の中旬後米棉高に上海、天津方面の市況好轉し當地在荷も著減したる爲濟南地場筋共漸次思惑氣分抬頭の折柄端午直前上海綿布暴騰、紡績の高唱と共に節句明け一段高氣配を示したるも

(先限)		
五月	三、八七五	三、四〇〇
六月	三、三〇〇	三、四〇〇
七月	三、四七五	三、四〇〇

花細布		
五月	六、七〇	六、七五
六月	六、六二五	六、六二五
七月	六、七二五	七、一
燕細布		
五月	六、七〇	六、七五
六月	六、六二五	六、六二五
七月	六、七二五	七、一
龍細布		
五月	六、六二五	六、六二五
六月	六、五七五	六、八二五
七月	六、七二五	七、一
五細布		
五月	六、七〇	六、七〇
六月	六、六〇	六、八二五
七月	六、七〇	七、一〇
三細布		
五月	—	六、六〇
六月	六、五五	六、八〇
七月	六、七〇	七、一三
細龍		
五月	六、八五	六、八五
六月	六、七五	六、八五
七月	六、八〇	六、九二五

綿

布

端午明けは賣行き期待外れとなり市況反落を呈したれど七月初來上海市場インフレ再燃人氣に強調を續けたる爲同地向輸出商内の進捗天津幫の買進み、米棉の強氣的公報により細布は月初の相場より四十仙方の昂騰を示したれど中旬に綿糸の反落に買氣萎縮市況反落せり、然し再び上海高と共に輸出引合良好、奧地在荷漸に濟南筋の買氣抬頭月末に約三千俵以上の賣行あり市況強調を呈するに至れり。

雙飛龍		
五月	六、八五	六、八五
六月	六、八五	六、八五
七月	六、九七五	七、二七五
花細布		
五月	六、八〇	六、八〇
六月	六、七五	六、七五
七月	六、八五	六、八五
五細布		
五月	六、八〇	六、八〇
六月	六、七五	六、七五
七月	六、八五	六、八五
粗布		
五月	—	—
六月	—	—
七月	六、八五	六、八五

落花生

五月初揚子江筋引續き生油買進み各

品とも奔騰を續け新高値を示現するに至りたるも、相場天井打となり反落の徴を萌すや銀屋筋の一齊賣浴せに拍車をかけられ暴落又六月に入り西南派對中央の抗爭表面化し廣東向爲替暴落し南支筋の買中絶するに至りたるも其の後時局擴大の模様なく廣東向爲替も漸次

地天候不良に買氣無く不振六月になりても内地梅雨期に頗る閑散七月も極小口もののみあり閑散であつた。

相場

生米		先物		生油		先物	
現物	先物	現物	先物	現物	先物	現物	先物
五月 一〇、六七五	五月 一〇、八三五	五月 二、三三五	五月 二、三三五	五月 二、三三五	五月 二、三三五	五月 二、三三五	五月 二、三三五
六月 八、七〇	六月 八、七〇	六月 一、八二〇	六月 一、八二〇	六月 一、八二〇	六月 一、八二〇	六月 一、八二〇	六月 一、八二〇
七月 九、六〇	七月 九、六〇	七月 二、〇〇〇	七月 二、〇〇〇	七月 二、〇〇〇	七月 二、〇〇〇	七月 二、〇〇〇	七月 二、〇〇〇
五月 九、八〇	五月 九、八〇	五月 一、八〇〇	五月 一、八〇〇	五月 一、八〇〇	五月 一、八〇〇	五月 一、八〇〇	五月 一、八〇〇
六月 九、九〇	六月 九、九〇	六月 一、七五〇	六月 一、七五〇	六月 一、七五〇	六月 一、七五〇	六月 一、七五〇	六月 一、七五〇
七月 九、七〇	七月 九、七〇	七月 一、九〇〇	七月 一、九〇〇	七月 一、九〇〇	七月 一、九〇〇	七月 一、九〇〇	七月 一、九〇〇

持直したるを以て生油賣行良好となり滞貨處分の不安一掃せられ、マバラ筋又押目には買氣を見せ出廻は愈々々に在荷著しく減少し相場も強調を呈し、七月に入り南支時局悪化に軟調を呈したれど十九日中央の裏面工作奏効し廣東の中央の手に歸するや廣東の生米、生油に對する課稅撤廢予想せられ先物生油、現物生油、現物生米夫々昂騰せり、されど其後課稅問題も急に撤廢せらるる模様なく買見送られ月末氣配軟調を呈せり。

穀付は玉台物相當入荷ありたるも適品薄と價格高に商内は閑散を呈したるも六月中旬後歐洲引合珍らしく活況を呈し下旬在荷殆ど一掃せられたり。

本邦向選實及穀付引合は五月當地價格高と内

穀付	
五月 七、七〇	五月 七、七〇
六月 六、六〇	六月 六、六〇
七月 七、七〇	七月 七、七〇

棉 實 奥地在荷漸にて入荷なく取引なかりき。

製粉工場の操短甚だしき爲相場濟南二元四五(當地着二元八〇)と内地買より一、三〇仙方上廻り引合不能に、積出は既約定品のみ辛ふじて續けたる状態なりしも新麥意外の不作に反騰の氣配見え内地一齊に買付け來たり相當先物まで契約なり二元八〇仙と反騰せり。

粟 青島近傍産品のみ出廻り寥々、當市在荷薄の折柄中央輸出引合あり輸出筋の手當買付に相場月初五元一〇より五元四〇へ昂騰せ

るも手當一巡後は小麥豐作予想に五元二〇仙へ反落せしも六月朝鮮相場昂騰し引合活況を呈し相場月初四〇仙方上伸せるも月末朝鮮米安を報じ引合漸く困難となれり、七月初は五元六〇仙對朝鮮引合弗々出來月中旬後五元七八〇仙に昂騰せるも小麥相場に比し幾分割高なる爲引合漸く見送られ、八月末刈取り予想豊作を傳へられ四、五十仙方暴落、安値は五元三〇仙を覗きたり。

落花生粕 五月生産減の折柄相場機械粕三元三〇小油坊粕三元四〇と高値を保合ひたるも地場買一巡と共に軟化氣構へ中旬後一五仙一二〇仙方低落、内地相場は大豆粕の昂騰を眺め幾分値上り六月も地場飼料用需要引續旺盛に相場は機械粕三元二〇一三元三〇小油坊粕三

元三〇—三元四〇と高値に手堅く保合七月も依然原料薄と相場需要旺盛に月初三元三〇—三五より中旬高値四元〇〇—四元〇五を示現下旬も品薄に引續強調保合ひたり。

骨 粉 内地買氣薄に相場じり安、阪神沖六八圓、地場六一元積出は既約定品のみ、七月に入り奥地よりの原料獸骨出廻りは夏季に入り殆ど杜絶し僅に輸出筋の手持品ありたるのみにして引合は五、五、七月共になし。

精製糖 北支低税品奥地市場滞貨多く之が爲五、六月共に輸入無く取引閑散なりしも七月に入り密輸品輸送取締法の勵行に河南方面との精製糖取引漸く復活の曙光を見るに至りたるも濟南及膠濟鐵路沿線には尙ストックあり商内不能なり。

麥

粉 原料薄に濟南、青島の各製粉工場殆ど半操業を續け賣行き不振、原料小麥は原料薄乍ら製粉工場の買氣薄と本年産麥の豊作予想に軟化低落を辿り一時收穫量案外少き予想に新麥相場引締りたりも原料出廻り旺盛となり製産増加、濟南製粉筋安値に賣出し、上海また安値を報じ原料もじり安軟調を呈せり。

相場

小麥		麥粉		月初		高値		安値		月末	
五月	六、三〇	五月	三、三〇	五月	三、三〇	五月	三、三〇	五月	三、三〇	五月	三、三〇
六月	六、三〇	六月	三、三〇	六月	三、三〇	六月	三、三〇	六月	三、三〇	六月	三、三〇
七月	六、三〇	七月	三、三〇	七月	三、三〇	七月	三、三〇	七月	三、三〇	七月	三、三〇
海州	六、三〇	喜鵲	三、三〇	喜鵲	三、三〇	喜鵲	三、三〇	喜鵲	三、三〇	喜鵲	三、三〇
高密	六、三〇	双岐	三、三〇	双岐	三、三〇	双岐	三、三〇	双岐	三、三〇	双岐	三、三〇

海産物 閑散期にて商内に見るべきものなし 紙 荷動極めて寥々、加之支那側手持筋の投物弗々現はれ又低税品の入荷に市況壓迫せられ軟調を呈せり。

相場

有光紙 五月 七七、五〇
六月 七六、五〇
七月 七七、五〇

五十封度以上模造紙 五月 二十二仙
六月 二十二仙
七月 二十一仙

新聞更紙 五月 三、九〇
六月 三、九〇
七月 三、九〇

染料 料 不需要期にて賣行不良の折柄濰縣の華德、裕魯兩工場が製品硫化黒の競争賣出を開始し市場擾亂せる爲打撃を蒙り省内各工場

鐵

操業短縮若は中止をなす模様なりしも七月に入り需要期接近に相場強調を呈するに至れり 寸 奥市場は密造品多く當地鐵寸工場製品の賣行を阻害し、荷動見るべきものなく、滞貨増加し一部工場を除く大部分は休工状態なりしも雨期に入り賣行稍増加、工場ストック漸減せり。

鐵材

五月には約一千屯の入荷あり奥地賣行き無き爲月末在貨八千屯と滞貨累増の傾向にあり相場九鐵沖値九〇圓市價一一五圓なりしも六月は内地相場底突き氣味にて二圓方昂騰市價も一一六一七圓に推移賣行稍増加せり、月末在貨は上海より獨逸品の入荷相當ありたるも七千屯と約一千屯を減じたり、七月には九鐵等品切品の直積もの入荷相當あり

相場は沖値九二圓を中心に一、二圓の上下ありたるも大體保合、市價も一一六、七圓見當りに不變なりき。

自轉車—夏枯閑散商狀に加へ奥地官憲の自轉車部分品に對する密輸入品輸送取締規則を不法適用したる事件頻發し一層商内を困難ならしめたり。

木 材—建築米材漸次需要期に入り、紡績工場方面の増設、修理並一般家屋建築用需要増加し活況を示せるも七月に入り手當一服狀態

となり、福丸太は品薄並産地相場強調に刺戟せられ燐寸工場手當急ぎ氣味あり強調を呈せるも其後燐寸工場の操短に手持原木消費されず新規手當急送られ取引閑散を呈せり。
炭—地場需要は發電所、工場用需要非々あるのみにて閑散なりしも上海向輸出は五月末上海電燈公司本年下半年期所要石炭二六萬屯入札其の中山東炭落札一六萬屯と云ふ記録的數字を擧げる等活況を呈し炭價も強含みに保合たり。

商取引紹介並調査依頼事項

(昭和十一年自五月至八月)

一、買 希 望

青島ニ於ケル 有名食品類 福島市置賜町

山口屋食品店

山東産桐材
豆類、果物、唐辛
青島牛、肉
桐材
同
青果、一般水産品
麥、稗、眞、田
プラウトアルビュミン
(牛血ノ乾燥シタ品)

朝鮮新義州常盤町一丁目
朝鮮水浦府陽洞四一
朝鮮京城府本町三丁目三
廣島縣瀨田郡府中永井町
豊前中津市豊後町
上海衛勤路三六、三八
釜山府西町東本願寺前
天津日本租界福島街

中本商會
貿易商 文伊石
伊藤米松
朝日倉庫
馬場直好商店
上海貿易公司
丸屋商店
森洋行

二、賣 希 望

海産物、食料品雜貨
歐文タイプライター用リボン
磨砂
ガラス製品 玩具
布圍、かや、カーテン地、椅子張地
化學藥劑

大阪市外布施町高井田七二一
大阪市東區道修町二丁目十一番地
大阪市北區堂ヱル
三重縣津市築地町
大阪市東區南久寶寺町三丁目
大阪市東區本町三丁目四、五
名古屋笹島局私書箱四九

東洋リスリン合名會社
網太商店
林藥店
乾商事株式會社
鈴木商店
伊藤隆文商店
吉田鹿之助本店
増田商店

「マルサン わさび粉」	京都市上京區智恵光院通丸太町下ル	丸三商會
太陽式印刷器	東京市京橋區木挽町四ノ七	太陽商會
「エーワキ印」復寫紙	大阪市浪速區西四手町	吉田本店復寫紙製造部
王冠コクタケ栓	靜岡市二番町六十四	日東王冠株式會社
「特許シヤンブ」	大阪市西區南堀江下通二丁目	コクサイ工業株式會社
製材用鋸類	東京市木所區厩橋二ノ十二	關東製鋸所
フランス人形マスク	東京市本郷區湯島同明町一	シマ研究所
開罐用巻取鍵、用双物	廣島市三篠本町一丁目	中田收蔵
リノリウム、裝飾品	大阪市西區信濃橋西辻北	合資會社 河津裝飾店
味之素	大阪市東區道修町二丁目四十	東洋製藥貿易株式會社
鉛管、鉛板 其他	東京市芝區田村町三丁目二番	瀬戸口傳次郎
國旗、會旗、青年團旗	大阪市南區島之内千代町二五	帝釋商店
割箸、折箱	大阪市東區區林寺町二四七	坂田益孝
養豚飼料	名古屋市南區濱町三丁目二	河田師郎商店
粟	青島	東和公同
北海道海産物類	小樽市色内町	小島洋行
レコイ	東京市大森區入新井一丁目三八	山田裕通

三、調査依頼

自力健康器具	東京市神田區一ツ橋	國民保健振興會
男子用革帶	大阪市浪速區元町四丁目三三二	村上商店
羽子板、三月麗人形	大連市黄風台一四四ノ一	祐月大連支店
五月武者人形、外人形	東京市京橋區京橋一丁目一	小西光深堂輸出部
時計、子、眼鏡、時計	大阪府泉南郡佐野町湊	大竹櫻科合名會社
蓄音器用「ゼンマイ」	名古屋市西區米屋町二ノ七	小松與曾吉商店
家具類	東京市京橋區京橋二丁目五番地	梅田商會
建築用ラックス、及壁張用光絹紙	靜岡縣清水市入江町三丁目	櫻田化學工業株式會社
絹襖、紙、絹、壁紙	大阪市西區江戶堀南通一ノ四四(江戸橋ビル)	日本絹セキ工業所
對日輸出入統計	輸出羊腸ノ消毒證明取扱ニ關スル件	
棉實ニ關スル件	牛骨及黨臥ニ關スル件	
一九三五年當港移出増加理由	中國高率關稅是正運動ニ關スル件	
青島港對日、對外貿易統計	滿洲清酒ニ關スル件	
國內貿易統計	會社工學、金物船具店ニ關スル件	
青島港膠皮鞋輸入高	大豆ニ關スル件	
織機及人絹輸入狀況ニ關スル件	昭和七年度山東省貿易額	
	青島ニ於ケル交通機關	
	昭和十年度青島港對外貿易狀況	

桐材ニ關スル件

上海、青島物價生活費比較

大連、滿洲國ニ於ケル軌條及ポールナット取扱業者

滑石ニ關スル件

青島港桐材輸出統計

別珍取扱商ニ關スル件

麥稈眞田ニ關スル件

山東省小麥、小麥粉ニ關スル件

山東セメントニ關スル件

棉花、羊毛、鐵物ニ關スル件

米國産オレンヂ並支那産同種類入市統計ニ關スル件

重要品輸入金額及對日額ニ關スル件

落花生油ニ關スル件

當地ニ於ケルパン業者名簿

自動車用ガソリン市價ノ件

青島港貿易事情ニ關スル件

屠殺料冷蔵費調査ノ件

給養ニ關スル調査ノ件

蝦冷凍料、冷凍蝦冷蔵保管料等ニ關スル調査ノ件

落花生ニ關スル調査

當地ニ於ケル信用アル落花生商調査ノ件

印刷用インキ輸入業者調査ノ件

膠海關告示拔萃

(自昭和十一年五月至八月)

告示第六〇五號 (五月十一日)

輸入碎米ノ徵收法ニ關スル當關告示(特ニ告示第五九九號)ニ關シ今回次ノ如キ政府訓令ニ接セリ。

本年四月十一日以降輸入碎米ハ凡テ輸入米ノ稅率ヲ適用ス據、碎米混合品ハ其混合割合ニ應ジ各別量ニ夫々ノ稅率ヲ適用ス米、碎米混合品ハ輸入稅徵收上ハ米トシテ取扱フ據、碎米混合品ノ混合割合ノ決定ハ重量ヲ以テス

告示第六〇六號 (五月十一日)

稅關購買品ノ購買者ガ購買品ヲ他地方ニ輸送スル場合ノ便宜ヲ圖ル爲メ今回「轉運憑證」ナル新書式ヲ作製セリ右證書ハ購買者ガ貨物ノ到達地點及所要日數ヲ記載シタル書面ヲ差出シタル場合

ニ銀リ之ヲ發給ス而シテ貨物ガ指定地點ニ到達後右證書ハ發給機關ニ返還ス可キモノトス

告示第六〇七號 (五月十一日)

本年五月一日以降各種自動車類ノ中國港間運輸ニ對シテ轉口稅ヲ免除ス

告示第六〇八號 (五月十日)

銀圓及其他ノ形態ノ銀運輸取締規定ハ既ニ告示ヲ以テ公示シタル處補助銀貨ハ當分ノ間依然流通ヲ許可スルコトトシ前記規定ノ適用ヲ受ケズ而テ次ノ如キ政府ノ追加訓令ニ接セリ。

- (a) 中國内地ヲ旅行スル乘客(中國沿岸地方間ヲ旅行スル乘客ト區別シテ)ハ民國二十三年十一月五日附當關告示第四九九號ニ從ヒ壹角又ハ貳角補助銀貨ヲ一人ニ付キ三百個迄攜帶スルコトヲ得
- (b) 中國沿岸ヲ旅行スル乘客ガ補助貨ヲ攜帶スル場合原則トシテ最近セラレタル補助貨(ニツケル貨)ヲ以テス可シ但シ右「ニツケル」補助貨少量流通シ且中央銀行、中國銀行、交通銀行又ハ農墾銀行發行ノ補助紙幣ガ流通シ居ラザル地方ニ於テハ前記乘客ハ壹角又ハ貳角補助銀貨ヲ一人ニ付キ六十個迄攜帶スルコトヲ當分ノ間許可ス。
- (c) 阿レノ地方タルヲ問ハズ中國内ヲ航行スル船舶ノ乘組員ハ壹

角又ハ貳角補助銀貨ヲ一人ニ付キ六十個迄攜帶スルコトヲ得。

(d) 補助銀貨ノ外國向輸出ハ護照ヲ必要トセズ但シ右積出ニ際シ民國二十三年十月十五日附當關告示第四九三號ニ從ヒ輸出稅從價查對及爲替平衡稅ヲ賦課ス。

(e) 民國二十四年七月十八日附當關告示第五四號ヲ以テ海面航行民船ノ乘客並ニ乘組員ハ民船一隻ニ付キ國幣銀圓百圓迄攜帶シ得ル旨公示シタル處決定紙幣ガ發行セラルルニ至リタルヲ以テ右告示ノ規定ヲ茲ニ取消ス民船中ニ攜帶セラルル補助銀貨ハ原則トシテ最近發行セラレタル「ニツケル」貨ニ限定ス但シ「ニツケル」貨ノ流通ガ少量ニシテ(b)項ニ列舉セラレタル四銀行發行ノ補助紙幣ガ流通シ居ラザル地方ニ於テハ國內貿易ニ從事スル海面航行民船(中國沿岸地方ヲ航行スル)ノ乘客並ニ乘組員ハ壹角又ハ貳角補助銀貨ヲ二十個迄攜帶スルコトヲ當分ノ間許可ス。

(f) 浙江省ヲ入境又ハ出境スル乘客ハ一人ニ付キ一分銅貨ヲ壹千個迄攜帶スルコトヲ得但シ浙江省以外ノ中國各地ヲ旅行スル乘客ハ民國二十三年十一月五日附當關告示第四九九號ニ從ヒ一人ニ付キ一分銅貨五千個迄ヲ攜帶スルコトヲ得。

告示第六〇九號 (五月二十一日)

鹽黃、滑石類及類似ノ鹽藥原料ノ運輸ハ(當關告示ノ第五八〇

五九〇號參照)其ノ省外ヘノ運輸タルト一省內ノ運輸タルトニ論
タク凡テ通關ニ際シ政府發行ノ護照並ニ財政部發行ノ省外運單ヲ
添附スルコトヲ要ス。

告示第六一〇號 (五月二十九日)

告示第四八八號ニ公告セル船舶入出港手續、積荷目録其他ノ船
舶書類提出ニ關スル規則第三條(ホ)ハ次ノ如ク改正ス。

外國ヨリ入港セル船舶ニアリテハ(イ)(ロ)(ハ)(ニ)ノ各項ニ要
求セル事項以外ニ船貨證券又ハ小荷物引換證ノ記載ニ從ヒ各貨物
ノ重量及ビ容積及荷受主ノ氏名ヲ記載スルヲ要ス指圖入渡ノ場合
ハ同様ノ記載ヲ積荷目録ニ爲スベシ。

(註)之ニ代ヘテ外國港ニ於テ登載セル貨物ノ「積荷明細書」ノ
寫シヲ積荷目録ニ添付スルコトヲ得但シ新ノ如キ「積荷明細書」
ハ該貨物ノ重量及ビ容積ヲ記載セルモノタル事必要ナリ。

告示第六一一號 (六月一日)

輸入稅則暫行章程第一款及卸賣市價解釋條文ヲ左ノ如ク改正ス
(一)現行輸入稅則暫行章程第一款第五節前段

輸入申告者ニシテ海關ノ査定セル價格又ハ分類ニ關シ不詳アル
場合ハ、輸入稅納付證發行ノ期日ヨリ通算シ十四日以内ニ稅務司

宛其反對理由ヲ付シ文書ヲ以テ抗議ヲ提出スル事ヲ得。
同第六節中段
評議會ノ多數ニ依ル最終議決案ハ關務署ノ批准後其ノ効力ヲ發生
ス。

(二)卸賣市價解釋文第四項(乙)
貨物ニシテ使用料ヲ支拂フ可キモノ或ハ使用料ノ確定セザルモ
ノ其ノ他ノ理由ニ依リテ價格算定ヲ爲ス確實ナル方法無キモノ。

告示第六一二號 (六月四日)

鐵礦石ノ外國向輸出及內國港ヘノ移出ニ對シテハ實業部發行ノ
「鐵砂出口證」ヲ海關ヘ提出スル事ヲ要ス。

告示第六一三號 (六月五日)

當關勤務中國人稅務員ヲ採用ス銜銜ノタメ六月二十七日口頭試
問全ク二十八日筆記試驗ヲ行フ希望者ハ最近攝影シタル(四寸六)
自己寫眞ヲ持參、六月二十五日以前本人當館ニ出頭シテ所定願書
ヲ差出ス可シ。
志願者資格ハ左ノ如シ
年齡二十五歲以下
體格身體強健疾病ナク忍苦耐勞者タル可シ。

教育程度中學卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ日本作文及日本
語言話ニ堪能ニシテ尙或程度ノ英語ヲ解スルモノタル可シ。
俸給待遇、昇級轉任其他詳細事項ニ就テハ當關秘書課ニ出頭シ
テ照合セラレ度シ。

告示第六一四號 (六月十八日)

當關勤務中國人試用稽査員若干ヲ採用ス銜銜ノタメ本月二十七
日ニ口頭試問ヲ要二十八日ニ筆記試驗ヲ行フ志願者資格ハ次ノ如
シ。
年齡二十一才以上二十六才以下

體格、身體強健、肌肉發達良好身長一、六七六四米以上胸圍度
數(充分膨脹時)八八、九厘以上、身長一、六七六四米以上ノ者ハ胸
圍度數モ亦之ニ比例シテ大ナル可キコト。

學識中學卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ日本作文及日本語會
話ニ堪能ニシテ尙或程度ノ英語ヲ解スル者タル可シ。
其他詳細事項ニ就テハ至急當關秘書課ニ出頭シテ照合ノ上所定
ノ願書ヲ差出サレ度シ。

告示第六一五號 (六月二十二日)

密輸品ヲ收受シ又ハ故意ニ購入シタル者ハ刑法第三百四十九條

ノ故買犯ヲ以テ處罰ス刑法第三百四十九條
(一)贓物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役禁錮又ハ國幣五百圓以
下ノ科料ニ處ス。
(二)贓物ヲ運輸受託購入又ハ仲介シタル者ハ五年以下ノ懲役、禁
錮又ハ國幣一千圓以下ノ科料或ハ右懲役又ハ禁錮ノ外更ニ右科料
ニ處ス。
(三)贓物ニ對スル反對給付トシテ取得シタル財物ハ贓物ヲ以テ論
ズ。

告示第六一六號 (六月二十四日)

告示第五五號ニ關シ、現在徵收中ノ輸入稅額ニ對スル五分ノ
附加稅ハ中華民國二十六年六月三十日迄、該徵收ヲ繼續ス。

告示第六一七號 (六月二十六日)

爾今米國ニテ發行セラルル「L」ノ中國ヘノ輸入ヲ禁ズ

告示第六一八號 (六月二十九日)

中國內運輸外國輸入貨物檢査暫行規則並ニ右規則ニ規定セラレ
タル輸入貨物ノ卸賣ニ從事スル商人製造ノ爲メ該品ヲ購入スル工
場並ニ該品ノ運送ニ從事スル商社ノ登記並ニ特許證申請ニ關スル

諸規則ヲ即時ニ施行ス。

(甲) 中國内ヲ運送スル輸入貨物検査暫行規則

第一條 密輸防止並ニ正當業者保護ノ目的ヲ以テ本規則ニ從ヒ中國内ヲ運送スル輸入貨物ハ財政部之ヲ検査セシム、貨物運送取締ノ關シ本規則以外ノ規則又ハ命令ニ定メアル場合ハ此ノ限ニアラズ検査ヲ要スル貨物ノ種類ハ隨時財政部之ヲ定ム。

第二條 検査ヲ要スル輸入貨物ヲ輸入港ヨリ他地方へ内河航行船民船又ハ自備車等ニヨリ運送キントスル商人ハ貨物積出前關稅支拂濟ノ證據書類ヲ稅關ニ提示シテ「運銷執照」ヲ申請スベシ。

第三條 検査ヲ要スル輸入貨物ヲ鐵道ニ依リ他地方へ運送セントスル商人ハ貨物積出前關稅支拂濟ノ證據書類ヲ稅關ニ提示シテ關稅納付濟證明書並ニ運銷執照ヲ申請スベシ。

第四條 貨物ガ仕向地ニ到着セタル時ハ商人ハ當該運銷執照ヲ其他ノ同業公會同業公會存在セザル地ニ於テハ商會(商工會事務所)へ引渡スベシ。

第五條 同業公會又ハ商會ハ帳簿ヲ備ヘテ之ニ運銷執照ヲ受入ルル毎ニ貨物ノ名稱數量貨物積出原地到着日執照番號貨物積出日及積出人ノ名稱及住所ヲ記入ス可シ。

第六條 同業公會又ハ商會ニ登記セラレタル貨物ヲ更ニ他地方ニ運送セントスル商人ハ其ノ積出前、事實ヲ同業公會又ハ商會へ報告

スベシ同業公會又ハ商會ハ貨物ノ名稱及數量ガ登記簿記入事項ト相違無キコトヲ確メタル上分銷執照ヲ發行シ此旨登記簿ニ附記ス第七條 運銷執照又ハ分銷執照ノ有効期間ハ之ヲ發行スル同業公會商會又ハ稅關ガ運送距離ヲ斟酌シテ定ム。

使用濟ノ運銷執照ハ同業公會又ハ商會之ヲ保存シ毎月一回執照發行ノ稅關へ返還スベシ而テ分銷執照ハ有効期間完了ノ日ヨリ三日以内ニ執照請求商人之ヲ發行同業公會又ハ商會へ送附ス可シ。

第八條 運銷執照又ハ分銷執照ヲ必要トスル輸入貨物ニシテ中國内ヲ運送セラルルモノハ通過地ノ軍警當局之ヲ検査スルコトヲ得而シテ運銷執照又ハ分銷執照ガ添付セラレ居ラザル場合ハ最寄稅關へ通過シテ稅關當局ノ處分ニ任ズベシ。

第九條 本規則所定ノ運銷執照及分銷執照ノ書式ハ財政部之ヲ作成發行ス。

第十條 検査ヲ要スル輸入貨物ヲ卸賣スル商人又ハ製造ノ爲メ之ヲ購入スル工場並ニ之ガ運送ニ從事スル商社ハ財政部指定ノ機關ニ登記シ特許証ヲ取得ス可シ。

右特許証取得手續ハ財政部之ヲ別ニ作成公告ス可シ。

第十一條 前記各條ニ列舉セラレタル商人、工場及運送商社ハ各自ニ帳簿ヲ備ヘ之ニ検査ヲ要スル貨物ノ積出積地販賣保管運送ノ詳細ヲ記入スベシ。

第十二條 同業公會、商會、本規則ニ列舉セラレタル商人、工場及運送商社ニ備フル登記簿及帳簿ハ隨時稅關又ハ財政部指定機關ヨリ検査ヲ受シテ檢閲セシム。

第十三條 本規則第四條第六條ニ違背スル商人ハ情狀ノ輕重ニ應ジ運送貨物ノ二割以下ノ罰金ニ處ス。

第十四條 本規則第十條ニ違背スル商人ハ情狀ノ輕重ニ應ジ二百元以上五千元以下ノ罰金ニ處ス。

第十五條 本規則所定ノ帳簿ヲ備ヘザル商人又ハ帳簿ニ虛偽ノ記載ヲナセル商人ハ情狀ノ輕重ニ應ジ百元以上三千元以下ノ罰金ニ處ス。

第十六條 内河航行船、民船、自備車又ハ鐵道ガ所要執照ヲ有セザル貨物ヲ運送シタル場合次ノ如ク處罰ス。

(一) 商會ノ場合ハ其ノ特許證ヲ取消シ更ニ其營業ヲ停止セシム。

(二) 官督ノ場合ハ積出地ノ責任者ヲ罷免シ處罰ス。

(三) 第十七條 密輸品ガ同業公會又ハ商會ノ提供セル報告ニ基キ押收セラレタル場合ハ報酬トシテ押收品ノ賣上價格又ハ罰金額ノ四割ヲ稅關規則ニ從ヒ發給ス、同業公會又ハ商會ガ本規則第四條第六條第十條又ハ十一條ニ違背セル商人ヲ捕獲シ之ヲ稅關又ハ財政部指定ノ検査機關ニ報告シタル場合ハ前記各條ニ從ヒ罰金全額ヲ發給スベシ。

第十八條 本規則ニ從ヒ關稅ヲ未ダ納付セザル貨物ヲ差押ヘタル場合ハ密輸取締條例ニ從ヒ處理ス。

第十九條 本規則所定ノ處罰ハ稅關又ハ財政部指定ノ検査機關之ヲ行フ。

第二十條 本規則ハ公布ノ日ヨリ施行ス。

(乙) 中國内運轉外國輸入貨物検査暫行規則ニ定ムル所ノ貨物ヲ卸賣スル商人之ヲ製造ノ爲メ購入スル工場並ニ之ガ運送ニ從事スル商社ニ關スル登記並ニ特許証申請ニ關スル施行規則。

(一) 本規則ハ中國内運轉外國輸入貨物検査暫行規則第十條ニヨリ之ヲ定ム。

(二) 右検査規則所定ノ貨物ヲ卸賣スル商人、製造ノ爲メ之ヲ購入スル工場並ニ之ガ運送ニ從事スル商社ハ本規則ガ該地ニ於テ公布セラレタル日ヨリ二十日以内ニ財政部指定ノ機關ニ特許証申請書ヲ提出シテ登記シ特許証ヲ取得スルコトヲ要ス。

(三) 商人及運送商社ガ特許証ノ發行ヲ申請スル場合同業公會同業公會存在セザル地ニ於テハ商會ヨリ證明書ヲ取得スルコトヲ要ス、特許証ノ發行ヲ申請スル工場ハ工場聯合會工場聯合會存在セザル地ニ於テハ商會ヨリ證明書ヲ取得スルコトヲ要ス。

(四) 登記証ハ財政部ガ作成シ番號ヲ附シ捺印シテ稅關ニ配付スル外各地財政機關ヲ通過シテ各縣廳ニ配付ス開港ニ於ケル商人工場及運

送商社へ送附ヨリ。

開港以來ノ地方ニ於テハ縣廳ヨリ直接又ハ適法ノ機關ヲ通ジテ特許証ヲ取得ス可シ。

(五)登記証下附手數料ハ一枚ニ付キ一元ニシテ十二月ニ一回更改スルコトヲ要ス。

(六)特許証申請書及適法機關發行之證明書ハ所定ノ書式ニ從ヒ作成スルコトヲ要ス。

(七)特許証更改申請証書ハ原証書ヲ發行シタル適法機關ヲ通ジテ提出スベシ尙右申請書ニ原証書ノ種類、番號及發行年月日等ニ關スル明細書ヲ添付スルコトヲ要ス。

(八)商人、工場及運送商社ガ其ノ名稱ヲ變更シタル場合ハ新ニ特許証ヲ取得スル事ヲ要ス。

(九)特許証ヲ更改スル場合又ハ營業ヲ停止スル場合舊特許証ヲ返還スル事ヲ要ス。

(丙)運銷執照ヲ必要トスル外國貨物ヲ當分ノ中左ノ如ク定ム人造絹糸、酒精、酒精ヲ含有スル酒類及飲料(即チ「ウキスキー」「ブランデー」「シャンパン」「チン」「日本酒」各種「リキニール」「アニリン染料、乾電池、護謄製長靴、罐詰食品、紙捲煙草用紙、具柱、皮膚毛髪ノ化粧品及香水、電氣材料、針、石油、燃料油、(フニールオイル)各種織物護謄製タイヤ」護謄製短靴、各種、

海産物(乾物)奇性賣達、砂糖、

告示第六一九號 (六月二十九日)

本年六月四日政府ハ「修正海關稅務處罰條例ヲ公布シ本條例」ノ有効期ヲ一ケ年間ト定ム。

本條例原文ノ日本語文及本條例第九條ニ規定シタル關稅納付済證明書ヲ添付スベキ輸入貨物一覽表(本表ハ隨時修正セラル可シ)次ノ如シ。

(甲)修正海關稅務處罰條例

第一條關稅ヲ違犯スル者ハ三年以上十年以下ノ懲役ニ處ス五千圓以上ノ者ハ十年以上ノ有期懲役ニ處ス一萬圓以上ノ者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス。

第二條關稅違犯ノ目的ヲ以テ左記各項ニ該當スル行爲ヲナシタル者ハ無期懲役ニ處ス。

(一)武器ヲ以テ捕縛ニ抵抗シ重傷ニ至ラザル程度ノ負傷ヲ與フル行爲。

(二)武器ヲ以テ捕縛ニ抵抗スル群衆ニ公然助勢ヲ與フル行爲。

(三)密輸監視ノ税關官吏又ハ警官ヲ威嚇スル群衆ニ公然助勢ヲ與フル行爲。

第三條稅關通脫ノ爲メ左記各項ニ該當スル行爲ヲナシタル者ハ死

刑ニ處ス。

(一)武器ヲ以テ捕縛ニ抵抗シ重傷ヲ與ヘ又ハ死ニ至ラシムル行爲

(二)武器ヲ以テ公然捕縛ニ抵抗スル群衆ヲ指揮煽動セル行爲。

(三)密輸監視ノ税關官吏又ハ警官ヲ威嚇スル群衆ヲ公然指揮煽動セル行爲。

(四)外國人又ハ叛徒ト共謀セル行爲。

(五)密輸團體ヲ組織セル行爲。

第四條情ヲ知リテ關稅通脫品ヲ運送販賣又ハ隱匿シタル者ハ三年以上ノ七年以下ノ懲役ニ處ス。

第五條情ヲ知リテ關稅通脫品ヲ税關ノ検査官又ハ徵稅ノ責任者鐵道公路船舶飛行機ノ従業員ガ通過運送販賣、又ハ隱匿シタル時ハ左記ノ如ク處罰ス。

(一)稅額額二千圓未満、五年以上十年以下ノ懲役

(二)稅額額一千元以上十元以上ノ有期懲役

(三)稅額額五千元以上死刑、又ハ無期懲役期間又ハ不法利益ヲ收受シテ通過又ハ運送シタル場合ハ死刑又ハ無期懲役、過失ニ因リテ通過又ハ運送シタル場合ハ五年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金。

第六條鐵道公路、船舶又ハ飛行機ノ従業員ガ稅品ナルコトヲ知リテ而モ之ヲ稅關ノ検査官又ハ徵稅ノ責任者、又ハ軍警當局ニ運

送セザリシ場合、三年以上七年以下ノ懲役ニ處ス、不可抗力ニヨリ止ムナク運送シ而モ當局ヘ通報シ得ル場合之ヲ通報セザリシ者ハ前項ト同様ニ處罰ス。

第七條本條例一、二、三、四條、及第五條第一項第二項ノ未遂罪トシテ處罰ス。

第八條關稅通脫行爲ニシテ本條例ニ定メナキモノヲ刑法、稅關密輸取締條例(海關緝私條例)及其他稅關ニ關スル法令ニヨリ處理ス。

第九條本條例ニ所謂「稅品」トハ財政部ノ規定ニヨリ關稅納付済證書及運銷執照ヲ添付スルコトヲ要スル輸入品ニシテ右證書ヲ有セザルモノヲ謂フ。

第十條本條例ニ違背スル者ハ戒嚴區域内ニ於テハ該區域最高軍事機關之ヲ審判ス、其他ノ區域ニ於テハ地方法院又ハ司法ヲ受掌スル機關之ヲ審判ス。

第十一條本條例ノ施行期間ハ一ケ年ト暫定ス。

第十二條本條例ハ公布ノ日ヨリ施行ス。

(乙)鐵道輸送ノ爲關稅納付済證書ヲ必要トスル外國品一覽表人造絹糸酒精含有スル酒類及飲料(即チウキスキー、ブランデー、リキニール、チン、日本酒各種リキニール)アニリン染料乾電池護謄製長靴、罐詰食品、紙捲煙草用紙、具柱皮膚及毛髮化粧品及香水

材料、針、石油、燃料油(フニールオイル)各種織物、縫製タイヤ、
縫製短靴、各種海産物(乾物)苛性曹達、砂糖

告示第六二〇號 (七月四日)

海關告示第四五二號ニ關シ中華民國二十五年七月一日ヨリ輸
入規則第五二九號(乙)ノ液体燃料ニ對スル最高稅價海關金單位四
四、八〇ノ制限ヘ之レヲ廢止ス。

石油含有分八割乃至九割九分ノ液体燃料ニシテ、燈用ニ供セラ
ルル前ニ精製ヲ要スルモノハソノ石油含有量ニ比例シテ課稅ス。

告示第六二二號 (七月十日)

當關告示第五六九號五七八號及五八三號ヲ以テ公告シタル伊太
利及伊太利領殖民地トノ貿易ニ對スル制裁ノ實行ハ本年七月十五
日以降之ヲ取消ス。

告示第六二二號 (七月十五日)

今回左記ノ如キ政府訓令ニ接セリ。

(一)密輸貨物ノ運送、販賣、又ハ貯藏ニ關シ稅關ヘ書面ヲ以テ密
告セント欲スル者ノ便宜ヲ考慮シ密告受附ノ爲メ稅關、稅關分關
及分下ニ夫々「密告投書函」ヲ備フ。

(二)密告スルニ當リ (イ)密告者ノ氏名住所 (ロ)密告貨物ノ運
送販賣又ハ貯藏ニ關スル明細 (ハ)密輸ノ責任者タル個人、商社
又ハ工場ノ氏名、名稱住所ヲ明瞭ニ述ブルコトヲ要ス。

(三)密告者ノ氏名ハ稅關ニ於テ秘密ニ取扱ハル可シ。

(四)密告ハ現行慣行ニ從ヒ稅關、稅關分關、分下又ハ各地軍警當
局ヘ口頭ヲ以テ行フ事ヲ得。

(五)「密告投書函」ノ備附ナキ地ニ於テハ密輸貨物ノ運送、販賣又
ハ貯藏ニ關シ稅關稅關分關又ハ分下ヘ書信又ハ電報ヲ以テ密告ス
ルコトヲ得。

(六)密告ニ關スル報告ハ當該稅關、稅關分關又ハ分下ニ於テ稅關
ノ任命シタル責任者自ラ開封ス可シ、密告者ニ訊問ヲ行フ場合、
該訊問ハ秘密ニ行ヘル尙必要ノ場合密輸貨物ヲ押收ノ爲メ稅關買
吏ハ該貨物ノ存置場所ヘ密告者ヲ伴ヒ赴クコトアル可シ。

(七)密告ニ基キ密輸貨物ヲ押收シタル場合ハ押收貨物ヲ處分シタ
ル後新報關訓令ニヨリ密告者ニ密告報酬ヲ支拂フ可シ。

告示第六二三號

今回政府ハ密告報酬支拂ニ關シ次ノ如キ新規則ヲ公布ス

(一)密告ニ基キ密輸貨物ヲ稅關ガ押收シタル場合ハ稅關ガ押收貨
物ヲ處分シテ得タル價格ノ五割ヲ密告者ニ支拂フ可シ。

(二)各種織物又ハ軍警當局(鐵道警察ヲ含ム)ガ密輸貨物ヲ押收
シ之ヲ稅關ヘ引渡シタル場合ハ稅關ガ當該密輸貨物ヲ處分シテ得
タル價ノ五割ヲ當該稅關又ハ軍警當局ニ支拂フ可シ。

(三)商社又ハ工場ガ運送又ハ販賣スル密輸貨物ヲ當該商社又ハ工
場ノ従業員ガ提供シタル密告ニ基キ稅關ガ押收シタル場合ハ稅關
ガ當該密輸貨物ヲ處分シテ得タル價格ノ五割ヲ當該密告者ニ支拂
フ可シ。

(四)稅關ノ依頼ヲ受ケテ軍警當局(鐵道警察ヲ含ム)ガ密輸貨物ヲ
押收スルニ當リ稅關ガ補助シタル場合ハ密輸貨物ノ處分價格ノ一
割ヲ當該軍警當局ニ支拂フ可シ。

告示第六二四號 (七月十五日)

鐵道運輸總局密輸監視處長ノ告示(中國政府ノ訓令ニ據リ次ノ
如ク告示ス。

鐵道輸送ノ外國貨物ニハ凡テ「完稅憑證」ヲ添付スルコトヲ要ス
而テ鐵道當局ヘ該憑證ヲ提示ヲ爲サザル貨物ノ積込ヲ拒絕ス可シ

「完稅憑證」ハ原輸入港又ハ再輸入港ニ於ケル稅關ヘ輸入稅支拂
済ノ關係書類ヲ提示シテ無料メテ之ヲ取得スル事ヲ得「完稅憑證」
ヲ提示セザリシ外國貨物ガ鐵道輸送セラレハコト發見シタル場
合ハ仕向地ノ停車場ニ於テ稅關之ヲ押收ス可シ」ニ關シ右「完稅

憑證」ヲ必要トスル外國貨物ハ當分ノ中左記一覽表ニ列舉セラレ
タルモノニ限定ス但シ一覽表ハ隨時修正セラレベシ。

鐵道輸送ノ爲關稅納付済證書ヲ必要トスル外國品一覽表人遺絲
絹糸酒類、酒精ヲ含有スル酒類及飲料(ウキスキー、ブランドイ
シセムペン、デン、日本酒各種リキニー酒)アニリン染料乾電池
製長靴、織詰食品、紙捲煙專用紙、貝柱皮膚及毛髮化粧品及香
水電氣材料、針、石油、燃料油(フニールオイル)各種織物縫
製タイヤ、護謄製短靴、各種海産物(乾物)苛性曹達、砂糖

告示第六二五號 (七月十八日)

當關告示第六二三號ヲ以テ密告ニ關スル報酬ハ當該沒收貨物ノ
賣上總高ノ五割ヲ支給スベシト公布シタル處爾今密告ニ關スル右
報酬金額ハ當該貨物ノ「運賃保險料込價格」ノ全額ニ相當スル額
ヲ超過スルコトヲ得ズ。

告示第六二六號 (七月二十五日)

當關告示第三五九號及三六七號(輸入貨物ノ覆印番號ノ件)ニ
關シ一般公衆ガ疑點ヲ有スルニ鑑ミ稅關當局ノ要求スル諸點ヲ要
約スレバ次ノ如ク而テ來ル十月二十五日以降之ヲ嚴重ニ實施ス可
シ。